

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成15年6月26日
【事業年度】	第1期（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 工藤 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京（03）3596－1111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 船木 信克
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号
【電話番号】	東京（03）3596－1111（代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 船木 信克
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等

		平成14年度
		(自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
連結経常収益	百万円	1, 418, 548
連結経常損失	百万円	626, 515
連結当期純損失	百万円	687, 058
連結純資産額	百万円	1, 648, 604
連結総資産額	百万円	69, 586, 868
1 株当たり純資産額	円	117. 43
1 株当たり当期純損失	円	181. 92
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9. 25
連結自己資本利益率	%	△78. 37
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1, 507, 007
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1, 842, 139
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	219, 834
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	4, 439, 847
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	27, 657 [17, 559]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1 株当たり純資産額」、「1 株当たり当期純損失」及び「潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益」（以下、「1 株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号）及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号）を適用しております。
- また、これら 1 株当たり情報の算定上の基礎は、「第 5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「1 株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の 2 の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
5. 連結株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

当行は、平成14年4月1日に株式会社第一勧業銀行を法的な存続会社として株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割及び合併を行い発足しました。以下に参考情報として旧3行の前4連結会計年度及び株式会社みずほコーポレート銀行の当連結会計年度に係る主要な連結経営指標等の推移を記載しております。

株式会社第一勧業銀行の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
		(自 平成10年 4月1日 至 平成11年 3月31日)	(自 平成11年 4月1日 至 平成12年 3月31日)	(自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,086,097	1,862,314	1,545,917	1,364,496
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△607,806	183,556	151,584	△740,564
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△445,289	70,846	84,846	△423,383
連結純資産額	百万円	2,403,075	2,456,175	2,462,443	1,875,074
連結総資産額	百万円	54,890,444	51,998,527	52,833,682	52,766,035
連結ベースの1株当たり純資産額	円	514.00	530.74	532.74	344.63
連結ベースの1株当たり当期純利益 (△は連結ベースの1株当たり 当期純損失)	円	△142.93	19.46	23.93	△135.59
連結ベースの潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	円	—	18.96	23.25	—
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.46	12.11	11.58	10.34
連結自己資本利益率	%	—	3.72	4.50	△30.90
連結株価収益率	倍	—	49.12	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	249,627	△394,548	3,938,226
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	△301,096	△55,222	△737,401
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	50,512	△83,762	△225,338
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,483,811	1,481,782	952,671	3,929,157
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	—	20,053 [8,873]	18,907 [7,489]	19,847 [10,081]

(注) 1. 平成10年度の連結財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第136号)附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項に基づき、これらの省令により改正された連結財務諸表規則を適用しております。

2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

4. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

5. 平成10年度及び平成13年度の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、連結ベースの1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

7. 連結株価収益率は、当行が平成12年9月22日までに全ての上場を廃止したため、平成12年度から記載しておりません。

8. 従業員数は、平成11年度から就業人員数を記載しております。

株式会社富士銀行の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
		(自 平成10年 4月1日 至 平成11年 3月31日)	(自 平成11年 4月1日 至 平成12年 3月31日)	(自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,570,467	3,017,516	2,772,879	2,580,568
連結経常利益（△は連結経常損失）	百万円	△673,888	229,229	289,475	△107,784
連結当期純利益（△は連結当期純損失）	百万円	△422,030	52,831	80,001	△112,214
連結純資産額	百万円	2,187,852	2,247,452	2,179,397	1,828,779
連結総資産額	百万円	57,945,077	58,246,731	62,576,820	55,848,696
連結ベースの1株当たり純資産額	円	361.76	374.80	354.87	280.45
連結ベースの1株当たり当期純利益 （△は連結ベースの1株当たり当期純損失）	円	△142.07	12.77	20.60	△32.24
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	12.44	20.00	—
連結自己資本比率 （国際統一基準）	%	11.24	11.00	10.80	10.82
連結自己資本利益率	%	—	3.47	5.64	△9.97
連結株価収益率	倍	—	75.56	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	586,137	2,129,520	2,018,785
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	△497,872	△2,094,591	1,074,163
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	△119,397	△199,430	△451,490
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,207,676	1,173,615	1,018,198	3,674,733
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	—	26,118	25,282	20,611 〔2,379〕

（注）1. 平成10年度の連結財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第136号）附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第173号）附則第3項にもとづき、これらの省令により改正された連結財務諸表規則を適用しております。

2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、期末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

4. 連結ベースの1株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、連結当期純利益（又は連結当期純損失）から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成10年度及び平成13年度は当期純損失が計上されておりますので、記載しておりません。

6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

7. 連結自己資本利益率は、連結当期純利益（又は連結当期純損失）から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均連結純資産額（「発行済優先株式数×発行価額」の期中平均を除く）で除して算出しております。

8. 平成12年度及び平成13年度の連結株価収益率については、平成12年9月22日に当行は全ての上場を廃止したため記載しておりません。

9. 従業員数は、平成12年3月期から就業人員数を表示しております。

株式会社日本興業銀行の主要な連結経営指標等の推移は次のとおりであります。

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
		(自 平成10年 4月1日 至 平成11年 3月31日)	(自 平成11年 4月1日 至 平成12年 3月31日)	(自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)
連結経常収益	百万円	3,378,594	2,983,986	1,414,287	1,198,953
連結経常利益（△は連結経常損失）	百万円	△263,381	155,581	140,260	△470,188
連結当期純利益（△は連結当期純損失）	百万円	△181,276	70,754	58,491	△447,417
連結純資産額	百万円	1,561,350	1,627,417	1,596,441	949,103
連結総資産額	百万円	46,166,409	42,466,450	44,775,190	40,853,118
連結ベースの1株当たり純資産額	円	458.91	483.94	472.21	226.96
連結ベースの1株当たり当期純利益 （△は連結ベースの1株当たり当期純損失）	円	△70.64	25.59	20.33	△169.50
連結ベースの潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	23.15	18.58	—
連結自己資本比率（国際統一基準）	%	11.34	12.19	11.61	10.43
連結自己資本利益率	%	—	5.42	4.25	△48.48
連結株価収益率	倍	—	36.65	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	△1,244,111	1,116,787	171,769
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	1,238,825	△1,085,180	1,576,898
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	—	15,179	△104,965	△29,115
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	290,232	297,013	224,002	1,945,152
従業員数	人	—	7,394	6,415	5,514

- （注） 1. 平成10年度の連結財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第136号）附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」（平成10年大蔵省令第173号）附則第3項に基づき、これらの省令により改正された連結財務諸表規則を適用しております。
2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、連結会計年度末連結純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除して算出しております。
4. 連結ベースの1株当たり当期純利益（又は当期純損失）は、連結当期純利益（又は連結当期純損失）から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除して算出しております。
5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成10年度及び平成13年度は連結ベースの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、長期信用銀行法第17条前段において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。
7. 平成12年度及び平成13年度の連結株価収益率につきましては、平成12年9月22日に全ての上場を廃止したため記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員数を記載しております。

株式会社みずほコーポレート銀行の主要な連結経営指標等は次のとおりであります。

		平成14年度
		(自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月 31 日)
連結経常収益	百万円	1,569,239
連結経常損失	百万円	1,480,232
連結当期純損失	百万円	1,639,601
連結純資産額	百万円	1,349,841
連結総資産額	百万円	68,868,592
1株当たり純資産額	円	△69.68
1株当たり当期純損失	円	286.73
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.42
連結自己資本利益率	%	△761.00
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△818,510
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,957,312
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△418,330
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,953,873
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	10,891 [1,205]

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

なお、当連結会計年度は連結当期純損失が計上されているため、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は記載しておりません。

3. 「連結自己資本比率」は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

4. 「連結株価収益率」については、当行は上場していないため記載しておりません。

次へ

(2) 当行の当事業年度に係る主要な経営指標等

回次 決算年月		第 1 期 平成15年 3 月
経常収益	百万円	1,249,183
経常損失	百万円	622,244
当期純損失	百万円	628,556
資本金	百万円	650,000
発行済株式総数	千株	普通株式 3,776,704 第一回第一種優先株式 14,190 第二回第二種優先株式 43,000 第三回第二種優先株式 43,000 第四回第四種優先株式 64,500 第五回第五種優先株式 85,500 第六回第六種優先株式 71,250 第七回第七種優先株式 71,250 第八回第八種優先株式 18,200 第九回第九種優先株式 18,200 第十回第十三種優先株式 360,000
純資産額	百万円	1,688,479
総資産額	百万円	69,305,777
預金残高	百万円	49,007,196
債券残高	百万円	3,918,740
貸出金残高	百万円	37,885,417
有価証券残高	百万円	8,535,213
1株当たり純資産額	円	127.99
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円	普通株式 - 第一回第一種優先株式 - 第二回第二種優先株式 - 第三回第二種優先株式 - 第四回第四種優先株式 - 第五回第五種優先株式 - 第六回第六種優先株式 - 第七回第七種優先株式 - 第八回第八種優先株式 - 第九回第九種優先株式 - 第十回第十三種優先株式 - (普通株式 -) (第一回第一種優先株式 -) (第二回第二種優先株式 -) (第三回第二種優先株式 -) (第四回第四種優先株式 -) (第五回第五種優先株式 -) (第六回第六種優先株式 -) (第七回第七種優先株式 -) (第八回第八種優先株式 -) (第九回第九種優先株式 -)
1株当たり当期純損失	円	166.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.39
自己資本利益率	%	△69.39
株価収益率	倍	-
配当性向	%	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	19,496 [10,689]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

当行は、平成14年4月1日に株式会社第一勧業銀行を法的な存続会社として株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割及び合併を行い発足しました。以下に参考情報として旧3行の前4事業年度及び株式会社みずほコーポレート銀行の当事業年度に係る主要な経営指標等の推移を記載しております。

株式会社第一勧業銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次 決算年月		第 3 7 期 平成11年 3 月	第 3 8 期 平成12年 3 月	第 3 9 期 平成13年 3 月	第 4 0 期 平成14年 3 月
経常収益	百万円	1,690,806	1,725,915	1,398,046	1,257,881
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△604,453	218,938	131,876	△698,573
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△376,176	88,897	72,541	△392,666
資本金	百万円	857,760	858,784	858,784	858,784
発行済株式総数	千株	普通株式 3,120,783 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000	普通株式 3,122,384 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000	普通株式 3,122,384 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000	普通株式 3,122,384 第一回第一種優先株式 33,000 第二回第二種優先株式 100,000 第三回第二種優先株式 100,000 第四回第四種優先株式 150,000
純資産額	百万円	2,404,223	2,474,042	2,497,941	1,923,764
総資産額	百万円	52,534,276	49,304,022	51,818,289	52,014,626
預金残高	百万円	29,594,306	28,909,783	29,800,412	32,299,577
貸出金残高	百万円	33,133,406	32,452,559	31,550,945	30,919,214
有価証券残高	百万円	6,183,620	7,054,022	7,151,958	7,806,381
1株当たり純資産額	円	514.36	536.46	544.11	360.22
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 6.00 第一回第一種優先株式 22.50 第二回第二種優先株式 0.03 第三回第二種優先株式 0.04 第四回第四種優先株式 0.14 (普通株式 —) (第一回第一種優先株式 11.25) (第二回第二種優先株式 —) (第三回第二種優先株式 —) (第四回第四種優先株式 —)	普通株式 7.00 第一回第一種優先株式 22.50 第二回第二種優先株式 8.20 第三回第二種優先株式 14.00 第四回第四種優先株式 47.60 (普通株式 3.50) (第一回第一種優先株式 11.25) (第二回第二種優先株式 4.10) (第三回第二種優先株式 7.00) (第四回第四種優先株式 23.80)	普通株式 19.33 第一回第一種優先株式 22.50 第二回第二種優先株式 8.20 第三回第二種優先株式 14.00 第四回第四種優先株式 47.60 (普通株式 9.69) (第一回第一種優先株式 11.25) (第二回第二種優先株式 4.10) (第三回第二種優先株式 7.00) (第四回第四種優先株式 23.80)	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第二種優先株式 — 第三回第二種優先株式 — 第四回第四種優先株式 — (普通株式 —) (第一回第一種優先株式 —) (第二回第二種優先株式 —) (第三回第二種優先株式 —) (第四回第四種優先株式 —)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△120.78	25.24	19.99	△125.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	24.52	19.46	—
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.63	12.25	12.00	10.69
自己資本利益率	%	△25.56	4.80	3.70	△27.81
株価収益率	倍	—	37.87	—	—
配当性向	%	—	27.73	96.66	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	16,090	14,128 〔 5,345 〕	13,301 〔 4,039 〕	12,863 〔 4,404 〕

- (注) 1. 第37期の財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第135号)附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項に基づき、これらの省令により改正された財務諸表等規則を適用しております。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
4. 第39期の1株当たり配当額のうち12円33銭及び1株当たり中間配当額のうち6円19銭は特別配当であります。
5. 1株当たり当期純利益(又は当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
6. 第37期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 第39期及び第40期の株価収益率については、平成12年9月22日までに全ての上場を廃止したため記載しておりません。
8. 従業員数は、第38期から就業人員数を記載しております。

次へ

株式会社富士銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第132期	第133期	第134期	第135期
決算年月		平成11年 3 月	平成12年 3 月	平成13年 3 月	平成14年 3 月
経常収益	百万円	1,990,186	2,034,943	1,565,756	1,319,798
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△588,912	223,340	134,972	△206,433
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△392,929	102,154	68,145	△129,600
資本金	百万円	1,037,833	1,039,544	1,039,544	1,039,544
発行済株式総数	千株	普通株式 3,441,618 第一回第一種優先株式 52,411 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000	普通株式 3,443,892 第一回第一種優先株式 52,411 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000	普通株式 3,443,892 第一回第一種優先株式 52,411 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000	普通株式 3,668,286 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000
純資産額	百万円	2,321,851	2,405,050	2,421,174	2,062,878
総資産額	百万円	46,384,449	47,009,449	53,437,473	49,911,168
預金残高	百万円	26,964,013	27,405,209	28,627,450	32,691,240
貸出金残高	百万円	29,793,318	31,267,681	31,666,743	30,457,654
有価証券残高	百万円	5,837,796	6,427,786	10,526,340	8,346,690
1株当たり純資産額	円	396.50	420.40	425.08	344.26
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 7.00 第一回第一種優先株式 7.50 第二回第四種優先株式 0.12 第三回第三種優先株式 0.04 第四回第三種優先株式 0.03 (普通株式 3.50) (第一回第一種優先株式 3.75) (第二回第四種優先株式 —) (第三回第三種優先株式 —) (第四回第三種優先株式 —)	普通株式 7.00 第一回第一種優先株式 7.50 第二回第四種優先株式 42.00 第三回第三種優先株式 11.00 第四回第三種優先株式 8.00 (普通株式 3.50) (第一回第一種優先株式 3.75) (第二回第四種優先株式 21.00) (第三回第三種優先株式 5.50) (第四回第三種優先株式 4.00)	普通株式 18.99 第一回第一種優先株式 7.50 第二回第四種優先株式 42.00 第三回第三種優先株式 11.00 第四回第三種優先株式 8.00 (普通株式 9.33) (第一回第一種優先株式 3.75) (第二回第四種優先株式 21.00) (第三回第三種優先株式 5.50) (第四回第三種優先株式 4.00)	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第四種優先株式 — 第三回第三種優先株式 — 第四回第三種優先株式 — (普通株式 —) (第一回第一種優先株式 —) (第二回第四種優先株式 —) (第三回第三種優先株式 —) (第四回第三種優先株式 —)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△130.53	27.03	17.15	△37.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	26.21	16.67	—
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11.53	11.86	11.81	10.70
自己資本利益率	%	△34.27	6.61	4.05	△9.50
株価収益率	倍	—	35.68	—	—
配当性向	%	—	25.88	110.70	—
従業員数	人	13,976	13,249	12,269	11,909

- (注) 1. 第132期の財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第135号)附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項にもとづき、これらの省令により改正された財務諸表等規則を適用しております。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
3. 1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
4. 1株当たり当期純利益(当期純損失)は、当期純利益(当期純損失)から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第132期及び第135期は当期純損失が計上されていますので、記載しておりません。
6. 第134期及び第135期の株価収益率については、平成12年9月22日に全ての上場を廃止したため記載しておりません。
7. 従業員数は、第133期より就業人員数で記載しており、海外の現地採用者を含み、出向者を除いております。なお、第132期については、海外の現地採用者を除き、出向者を含む人数を記載しております。

株式会社日本興業銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第175期	第176期	第177期	第178期
決算年月		平成11年 3 月	平成12年 3 月	平成13年 3 月	平成14年 3 月
経常収益	百万円	3, 018, 720	2, 720, 653	1, 258, 814	1, 015, 528
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△351, 936	138, 849	121, 263	△439, 218
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△195, 727	60, 232	61, 933	△387, 373
資本金	百万円	673, 605	673, 605	673, 605	673, 605
発行済株式総数	千株	普通株式 2, 639, 579 第一回優先株式 140, 000 第二回優先株式 140, 000	普通株式 2, 639, 579 第一回優先株式 140, 000 第二回優先株式 140, 000	普通株式 2, 639, 579 第一回優先株式 140, 000 第二回優先株式 140, 000	普通株式 2, 639, 579 第一回優先株式 140, 000 第二回優先株式 140, 000
純資産額	百万円	1, 623, 953	1, 667, 425	1, 695, 428	1, 091, 118
総資産額	百万円	42, 089, 303	38, 050, 621	43, 715, 659	39, 060, 159
債券残高	百万円	19, 866, 858	19, 933, 842	18, 395, 801	15, 805, 570
預金残高	百万円	5, 692, 468	5, 026, 433	5, 789, 409	6, 241, 062
貸出金残高	百万円	22, 872, 065	22, 232, 483	22, 480, 014	19, 197, 477
有価証券残高	百万円	9, 024, 595	7, 703, 889	9, 632, 464	7, 895, 986
1株当たり純資産額	円	482. 63	499. 10	509. 71	280. 77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 7. 00 第一回優先株式 0. 05 第二回優先株式 0. 02 (普通株式 3. 50) (第一回優先株式 —) (第二回優先株式 —)	普通株式 7. 00 第一回優先株式 17. 50 第二回優先株式 5. 38 (普通株式 3. 50) (第一回優先株式 8. 75) (第二回優先株式 2. 69)	普通株式 16. 30 (内訳 普通配当 7. 00) (特別配当 9. 30) 第一回優先株式 26. 25 第二回優先株式 8. 07 (普通株式 8. 48) ((内訳 普通配当 3. 50)) ((特別配当 4. 98)) (第一回優先株式 8. 75) (第二回優先株式 2. 69)	— (—)
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	円	△76. 27	21. 60	21. 64	△146. 75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	19. 59	19. 75	—
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	11. 57	12. 42	12. 07	10. 99
自己資本利益率	%	△16. 72	4. 40	4. 29	△37. 13
株価収益率	倍	—	43. 42	—	—
配当性向	%	—	32. 39	75. 31	—
従業員数	人	(4, 752)	4, 807	4, 599	4, 302

- (注) 1. 第175期の財務諸表における子会社・関連会社の範囲及び税効果会計につきましては、それぞれ「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第135号)附則第2項及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項に基づき、これらの省令により改正された財務諸表等規則を適用しております。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
4. 1株当たり当期純利益(又は当期純損失)は、当期純利益(又は当期純損失)から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第175期及び第178期は1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第177期及び第178期の株価収益率については、平成12年9月22日に全ての上場を廃止したため記載しておりません。
7. 従業員数は、第176期(平成12年3月)より就業人員数で記載しており、海外の現地採用者を含み、出向者を除いております。なお、第175期(平成11年3月)については海外の現地採用者を除き、出向者を含んでいる数を()内に記載しております。

次へ

株式会社みずほコーポレート銀行の主要な経営指標等は次のとおりであります。

回次 決算年月		第1期 平成15年3月
経常収益	百万円	1,486,770
経常損失	百万円	1,492,635
当期純損失	百万円	1,633,441
資本金	百万円	1,070,965
発行済株式総数	千株	普通株式 6,831,124 第二回第四種優先株式 64,500 第三回第三種優先株式 53,750 第四回第三種優先株式 53,750 第五回第五種優先株式 18,810 第六回第六種優先株式 57,000 第七回第七種優先株式 57,000 第八回第八種優先株式 85,500 第九回第九種優先株式 121,800 第十回第十種優先株式 121,800 第十一回第十三種優先株式 721,930
純資産額	百万円	1,404,499
総資産額	百万円	59,593,402
預金残高	百万円	14,723,194
債券残高	百万円	7,878,927
貸出金残高	百万円	27,632,516
有価証券残高	百万円	14,716,782
1株当たり純資産額	円	△61.68
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 — (—) 第二回第四種優先株式 — (—) 第三回第三種優先株式 — (—) 第四回第三種優先株式 — (—) 第五回第五種優先株式 — (—) 第六回第六種優先株式 — (—) 第七回第七種優先株式 — (—) 第八回第八種優先株式 — (—) 第九回第九種優先株式 — (—) 第十回第十種優先株式 — (—) 第十一回第十三種優先株式 — (—)
1株当たり当期純損失	円	285.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	9.99
自己資本利益率	%	△507.08
株価収益率	倍	—
配当性向	%	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	7,713 [1,142]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 第1期(平成15年3月)から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純損失」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

2【沿革】

明治6年6月	第一国立銀行創設
明治29年9月	株式会社第一銀行に改組
明治30年7月	株式会社日本勸業銀行設立
昭和46年10月	株式会社第一銀行と株式会社日本勸業銀行との合併により株式会社第一勸業銀行発足（資本金540億円）
平成6年10月	第一勸業証券株式会社を設立（現社名 みずほ証券株式会社）
平成7年11月	第一勸業信託銀行株式会社を設立
平成11年4月	第一勸業信託銀行株式会社と富士信託銀行株式会社を合併し、第一勸業富士信託銀行株式会社を設立（現社名 みずほ信託銀行株式会社）
平成12年9月	株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行とともに、株式会社みずほホールディングスを設立
平成12年10月	第一勸業証券株式会社と富士証券株式会社および興銀証券株式会社を合併し、みずほ証券株式会社を設立
平成12年10月	第一勸業富士信託銀行株式会社と興銀信託銀行株式会社を合併し、みずほ信託銀行株式会社を設立
平成14年1月	当行、株式会社富士銀行および株式会社日本興業銀行の3行を、株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編する分割合併契約を締結、また、みずほ証券株式会社およびみずほ信託銀行株式会社を株式会社みずほホールディングスの直接子会社とする子会社管理営業分割契約を締結（同年2月臨時株主総会にて承認）
平成14年4月	株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割および合併を行い、株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行が発足
平成15年1月	株式会社みずほフィナンシャルグループ発足
平成15年3月	みずほインベスターズ証券株式会社を子会社化

3【事業の内容】

みずほフィナンシャルグループ（以下、当グループ）は、お客さまの多様なニーズにより的確・迅速に対応すべく、平成14年4月1日に株式会社第一勸業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行の3行を、会社分割及び合併により、個人及び国内一般事業法人とのお取引を中心とする当行と、大企業及び海外企業とのお取引を中心とする株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編いたしました。また、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社を株式会社みずほホールディングスの直接子会社とし、持株会社の下でこれら4社を中核とする体制をスタートさせました。

さらに、平成14年11月にグループ各社の特性を最大限に発揮した戦略展開の加速、徹底したリストラによるコスト削減、経営体制のスリム化と組織の若返り・活性化を目指した「変革・加速プログラム」を発表するとともに、本年3月12日には、同プログラムを着実に実行に移すため、「事業再構築」としてグループ経営体制の再編を実施いたしました。

そのうち、当行、当行の子会社および関連会社は、銀行業務を中心に、証券業務、信用保証業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、当行の平成15年3月31日現在の事業系統図は次のとおりであります。

4【関係会社の状況】

(親会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 被所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほフ ィナンシャルグル ープ	東京都千代田区	1,540,965	金融持株会社	100.00 (100.00) [—]	4 (4)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
株式会社みずほホ ールディングス	東京都千代田区	2,442,000	銀行持株会社	100.00 (—) [—]	2 (2)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

(連結子会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほビジネスサ ービス株式会社	東京都渋谷区	90	事務受託業務	100.00 (—) [—]	2	—	預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	—
みずほインターナ ショナルビジネス サービス株式会社	東京都千代田区	22	事務受託業務	100.00 (—) [—]	3	—	預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	—
みずほスタッフ株 式会社	東京都千代田区	90	人材派遣業務	100.00 (—) [—]	3	—	預金取引関係	—	—
みずほヒューマン サービス株式会社	東京都千代田区	10	事務受託業務	100.00 (—) [—]	2	—	預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	—
みずほゼネラルサ ービス株式会社	東京都新宿区	20	事務受託業務	100.00 (—) [—]	2	—	預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	—
みずほマーケティ ングエキスパーツ 株式会社	東京都港区	20	窓口相談等業 務	100.00 (—) [—]	2	—	預金取引関係	—	—
みずほローンエキ スパーツ株式会社	東京都千代田区	10	ローン事務受 託業務	100.00 (—) [—]	3	—	預金取引関係	—	—
みずほ総合管理株 式会社	東京都中央区	300	担保不動産の 競落・保有・ 管理業務	100.00 (—) [—]	3	—	預金取引関係 匿名組合出資 関係	—	—
総合債権回収株式 会社	東京都中央区	500	債権管理回収 業務	100.00 (—) [—]	4	—	預金取引関係 業務受託取引	—	—
みずほ不動産調査 サービス株式会社	東京都中央区	60	担保不動産調 査・評価業務	100.00 (—) [—]	2	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
みずほローン保証 株式会社	東京都千代田区	62,500	信用保証業務	100.00 (—) [—]	3	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
信用管理サービス 株式会社	東京都港区	10	金融業務	100.00 (—) [—]	2	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—
みずほ信用保証株 式会社	東京都中央区	13,281	信用保証業務	100.00 (—) [—]	3	—	預金取引関係 金銭貸借関係	—	—

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
安生信用保証株式会社	東京都新宿区	2,170	信用保証業務	100.00 (——) [——]	3	——	預金取引関係	——	——
興銀信用保証株式会社	東京都千代田区	2,300	信用保証業務	100.00 (——) [——]	3	——	預金取引関係	——	——
みずほファクター株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリング業務	42.73 (——) [8.39]	2	——	預金取引関係 金銭貸借関係	——	——
ジェーエムシークレジット株式会社	東京都中央区	200	信用保証業務	5.00 (5.00) [80.00]	2	——	預金取引関係 金銭貸借関係	——	——
Mizuho Finance (Aruba) A. E. C	蘭領アルバ オランジェスタッド市	10 千米ドル	金融業務	100.00 (——) [——]	——	——	金銭貸借関係	——	——
Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited	英国領西インド 諸島 ケイマン	2,600	金融業務	100.00 (——) [——]	——	——	金銭貸借関係	——	——
Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited	英国領西インド 諸島 ケイマン	2,400	金融業務	100.00 (——) [——]	——	——	金銭貸借関係	——	——
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288	証券業務	55.15 (——) [0.80]	——	——	預金取引関係 金銭貸借関係 証券取引関係	提出会社より 建物の一部賃借	——
みずほインベスターズビジネスサービス株式会社	千葉県船橋市	100	事務代行・人材派遣業務	100.00 (100.00) [——]	——	——	預金取引関係	——	——

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提 携
確定拠出年金サー ビス株式会社	東京都港区	2,000	確定拠出年金 関連業務	25.50 (——) [——]	——	——	預金取引関係 事務受託関係	——	——
株式会社日宝業務 センター	東京都文京区	10	宝くじ証票整 理業務	15.00 (10.00) [15.00]	2	——	預金取引関係 金銭貸借関係	——	——
株式会社年金住宅 サービスセンター	東京都港区	30	金融業務	15.00 (15.00) [15.00]	3	——	預金取引関係 金銭貸借関係	——	——
日本抵当証券株式 会社	東京都中央区	1,400	抵当証券業務	25.40 (——) [15.64]	2	——	預金取引関係 金銭貸借関係	——	——
富士銀オペレーシ ョンサービス株式 会社	東京都目黒区	20	システム管理 業務	2.50 (——) [45.00]	2	——	預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	——
株式会社ティー・ ヴィー・シーファ イナンス	東京都中央区	120	金融業務	10.00 (5.00) [25.00]	1	——	預金取引関係 金銭貸借関係	——	——
Mizuho Securities USA Inc.	アメリカ合衆国 ニュージャージ ー州 ホーボーケン 市	231 千米ドル	証券業務	30.00 (——) [——]	——	——	金融・証券先 物取次関係	——	——
Mizuho Bank (Switzerland) Ltd.	スイス連邦 チューリッヒ 市	159,400 千スイスフ ラン	証券業務 銀行業務 信託業務	30.00 (——) [——]	——	——	——	——	——
Mizuho International plc	イギリス国 ロンドン市	257,636 千英ポンド	証券業務 銀行業務	30.00 (——) [——]	——	——	——	——	——

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社みずほホールディングス及びみずほインベ
スターズ証券株式会社であります。

3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。

4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、
資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる
者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)でありま
す。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年3月31日現在

	企画管理部門	業務部門						合計
		営業店	個人グループ	法人グループ	証券・I Bグループ	資産運用・信託グループ	その他業務部門	
従業員数（人）	7,003 [6,380]	15,057 [9,281]	2,194 [1,521]	441 [85]	2,004 [217]	67 [4]	891 [71]	27,657 [17,559]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員17,358人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成15年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
19,496 [10,689]	36歳9月	14年10月	7,382

- (注) 1. 従業員数は、執行役員23人（取締役兼務者の7人を含まず）、嘱託及び臨時従業員10,883人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 平均勤続年数は、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほホールディングスからの転籍転入者については転籍元会社での勤続年数を通算しております。
 5. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には現地採用者は含んでおりません。
 6. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、組合員数は、19,523人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業 績

① 金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、米国では年度後半にかけて個人消費や鉱工業生産の減速感が強まり、景気はやや停滞傾向に転じました。欧州諸国でも設備投資の減少が続いているほか、個人消費の伸びも大幅に鈍化するなど、景気は停滞しました。一方、アジアでは輸出の増加により景気回復傾向が続きました。総じて、世界経済は緩やかな回復基調にありましたが、年末以降はイラク情勢の緊迫化もあって、停滞感が強まりました。

我が国では、年度前半は輸出増加等による外需主導の回復過程を辿りましたが、デフレの長期化等により内需の本格的な回復には至らず、企業売上高は低迷し、設備投資も低水準で推移しました。年末以降は、雇用や所得環境の悪化に伴い個人消費の伸びも鈍化し、景気の先行き不透明感が一層強まりました。こうした中、政府は構造改革をさらに加速しつつ、それに伴うデフレの進行を防ぐために、平成14年10月に改革加速のための総合対策を決定いたしました。

金融資本市場においては、長期金利が過去最低水準を記録する一方で、株価は平成14年半ば以降、ほぼ一貫して下落続けました。日本銀行は平成14年11月に銀行保有株式の買取りを開始し、金融庁も平成15年3月に株式市場の運営適正化について対策を講じましたが、世界的な株式市況の低迷もあって、株価はいわゆるバブル経済崩壊後の最安値圏で推移しました。

金融に関しては、銀行と証券会社の共同店舗が解禁されるなど規制緩和がさらに進む一方、平成14年10月にはペイオフ全面解禁の延期が決定され、主要行の不良債権問題の早期解決を図るべく金融再生プログラムが策定されました。また、金融の再生と企業・産業再生を一体的に推進する必要があるとの認識が高まり、産業再生機構の創設などを含む方策が決定されました。金融機関においては、株式市場の不振や企業倒産が高水準で推移する等の厳しい経営環境の下、不良債権の最終処理の加速と経営基盤の抜本的な強化が極めて重要かつ喫緊の課題となっております。

② 当連結会計年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）の概況

（ア）連結の範囲

当連結会計年度の連結の範囲は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は22社、持分法適用関連会社は9社であります。

（イ）業績の概要

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

当連結会計年度（平成14年4月1日～平成15年3月31日）の連結損益状況

上記のような金融経済環境の下、みずほフィナンシャルグループは平成14年4月1日に株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行の3行を、会社分割及び合併により、個人及び国内一般事業法人との取引を中心とする当行と、大企業及び海外企業との取引を中心とする株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編いたしました。また、平成14年11月にはグループ各社の特性を最大限に発揮した戦略展開の加速、徹底したリストラによるコスト削減、経営体制のスリム化と組織の若返り・活性化を目指した「変革・加速プログラム」を発表するとともに、平成15年3月には、同プログラムを着実に実行に移すため、「事業再構築」としてグループ経営体制の再編を実施いたしました。

一方、平成15年1月には抜本的な財務処理方針を打ち出し、貸出債権等の予想損失率の見直しや大口要管理先等に対するDCF法（キャッシュ・フロー見積法）の適用により、今後の資産劣化リスクへの対応を行うとともに、保有株式の積極的な削減等を進め、当連結会計年度において最大限の財務上の手当を行いました。また、これらに伴う自己資本の減少に対し、当行は平成15年3月に株式会社みずほフィナンシャルグループを引受先とした3,600億円の優先株式発行による自己資本調達を実施いたしました。

このような背景のもと、連結経常収益は1兆4,185億円、連結経常費用は2兆450億円となり、連結経常損失6,265億円、連結当期純損失6,870億円を計上いたしました。

収支面では、資金運用収支が7,376億円（国内7,315億円、海外51億円、但し相殺消去額控除前。）、役務取引等収支で1,981億円（主に国内）、特定取引収支で409億円（全て国内）、その他業務収支で1,378億円（主に国内）となりました。

当連結会計年度末（平成15年3月31日現在）の連結貸借対照表

〔資産の部〕

貸出金は37兆8,051億円、有価証券は8兆1,829億円となり、資産の部合計では69兆5,868億円となりました。

〔負債の部〕

預金は48兆9,743億円、譲渡性預金は2兆9,194億円、債券は3兆9,187億円、コールマネー及び売渡手形は3兆7,547億円となり、負債の部合計では67兆6,529億円となりました。

〔資本の部〕

資本の部合計は1兆6,486億円、1株当たり株主資本は117円43銭となりました。

③ 自己資本比率

国内基準による連結自己資本比率は9.25%、単体自己資本比率は9.39%となりました。

④ セグメントの状況

本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、当行では一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載することとしておりますが、当行には本邦以外で営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がなく、海外経常収益が連結経常収益の10%未満であるため記載しておりません。なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローはコールローン等が増加し、預け金が減少するなどした結果、合計で△1兆5,070億円となっております。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に円金利ポートフォリオのリスク・コントロールの結果として、合計で1兆8,421億円となっております。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済および劣後特約付社債の償還等があった一方、増資の実施により、合計で2,198億円となっております。なお、現金及び現金同等物の連結会計年度末残高は4兆4,398億円となっております。

(1) 国内・海外別収支

国内の資金運用収支は7,315億円、海外の資金運用収支は51億円となり、その結果、資金運用収支の合計（相殺消去後）は7,376億円となりました。また、役務取引収支は1,981億円、特定取引収支は409億円、その他業務収支は1,378億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	731,519	5,167	△913	737,600
うち資金運用収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	830,481	19,813	21,464	828,830
うち資金調達費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	98,961	14,646	22,378	91,229
役務取引等収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	198,387	△221	—	198,165
うち役務取引等収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	257,532	—	221	257,310
うち役務取引等費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	59,144	221	221	59,144
特定取引収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	40,908	—	—	40,908
うち特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	40,968	—	—	40,968
うち特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	60	—	—	60
その他業務収支	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	137,805	△4	—	137,800
うちその他業務収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	221,310	—	—	221,310
うちその他業務費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	83,505	4	—	83,509

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。
2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は63兆595億円、主な内訳として貸出金で38兆3,253億円となり、海外の資金運用勘定の平均残高は9,023億円となりました。また、利回りは国内で1.31%、海外で2.19%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は64兆7,965億円、主な内訳として預金で49兆5,530億円となり、海外の資金調達勘定の平均残高は6,839億円となりました。また、利回りは国内で0.15%、海外で2.14%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は63兆577億円、利息は8,288億円、利回りは1.31%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は64兆5,772億円、利息は912億円、利回りは0.14%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	63,059,519	830,481	1.31
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	38,325,321	718,915	1.87
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	8,824,309	71,253	0.80
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	9,167,100	5,631	0.06
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	27,873	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,806,891	290	0.01
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,890,236	22,045	0.56
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	64,796,537	98,961	0.15
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	49,553,089	37,129	0.07
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,100,657	1,882	0.06
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	5,046,790	14,679	0.29
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	4,658,148	581	0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	115,451	36	0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	676,520	75	0.01
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	48,167	89	0.18
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,579,401	35,045	2.21

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	902,360	19,813	2.19
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	902,360	19,813	2.19
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	683,940	14,646	2.14
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

（注）１．平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

２．「海外」とは、海外連結子会社であります。

３．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	63,961,879	904,167	63,057,711	850,294	21,464	828,830	1.31
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	39,227,681	902,360	38,325,321	738,729	19,813	718,915	1.87
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	8,824,309	1,807	8,822,501	71,253	1,651	69,602	0.78
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	9,167,100	—	9,167,100	5,631	—	5,631	0.06
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	27,873	—	27,873	0	—	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,806,891	—	1,806,891	290	—	290	0.01
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	3,890,236	—	3,890,236	22,045	—	22,045	0.56
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	65,480,477	903,252	64,577,225	113,608	22,378	91,229	0.14
うち預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	49,553,089	4	49,553,085	37,129	—	37,129	0.07
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	3,100,657	—	3,100,657	1,882	—	1,882	0.06
うち債券	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	5,046,790	—	5,046,790	14,679	—	14,679	0.29
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	4,658,148	—	4,658,148	581	—	581	0.01
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	115,451	—	115,451	36	—	36	0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	676,520	—	676,520	75	—	75	0.01
うち商業・ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	48,167	—	48,167	89	—	89	0.18
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,579,401	903,248	676,152	35,045	22,378	12,666	1.87

（注）「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

次へ

(3) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益はすべて国内により2,573億円となり、主な内訳として為替業務で928億円、預金・債券・貸出業務で397億円、代理業務で274億円となりました。また、役務取引等費用は主に国内で591億円となり、そのうち為替業務が222億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	257,532	—	221	257,310
うち預金・債券・貸出業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	39,724	—	—	39,724
うち為替業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	92,874	—	—	92,874
うち証券関連業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	11,512	—	—	11,512
うち代理業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	27,440	—	—	27,440
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	6,349	—	—	6,349
うち保証業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	21,001	—	—	21,001
役務取引等費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	59,144	221	221	59,144
うち為替業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	22,296	—	—	22,296

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で409億円となり、主な内訳として特定金融派生商品収益で393億円となりました。また、特定取引費用はすべて国内で60百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	40,968	—	—	40,968
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,284	—	—	1,284
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	39,335	—	—	39,335
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	348	—	—	348
特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	60	—	—	60
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	60	—	—	60
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

次へ

② 特定取引資産・負債の内訳（未残）

特定取引資産はすべて国内で1兆4,504億円となり、主な内訳として特定金融派生商品で1兆1,797億円となりました。また、特定取引負債はすべて国内で1兆1,823億円となり、主な内訳として特定金融派生商品で1兆1,013億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,450,409	—	—	1,450,409
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	194,742	—	—	194,742
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	39	—	—	39
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,179,744	—	—	1,179,744
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	75,883	—	—	75,883
特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,182,303	—	—	1,182,303
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	80,905	—	—	80,905
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	8	—	—	8
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	10	—	—	10
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,101,380	—	—	1,101,380
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	48,974,345	—	—	48,974,345
うち流動性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	28,409,377	—	—	28,409,377
うち定期性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	18,479,609	—	—	18,479,609
うちその他	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,085,358	—	—	2,085,358
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	2,919,470	—	—	2,919,470
総合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	51,893,815	—	—	51,893,815

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

② 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(6) 国内・海外別債券残高の状況

○債券の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
利付みずほ銀行債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,717,162	—	1,717,162
割引みずほ銀行債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	2,201,578	—	2,201,578
合計	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,918,740	—	3,918,740

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券（利子一括払）」を含んでおります。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成15年 3 月31 日	
	貸出金残高（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	37,805,111	100.00
製造業	4,277,323	11.31
農業	64,282	0.17
林業	2,305	0.01
漁業	2,525	0.01
鉱業	17,989	0.05
建設業	1,277,035	3.38
電気・ガス・熱供給・水道業	103,365	0.27
情報通信業	478,550	1.26
運輸業	951,824	2.52
卸売・小売業	5,459,944	14.44
金融・保険業	2,138,463	5.66
不動産業	4,106,315	10.86
各種サービス業	6,796,260	17.98
地方公共団体	259,469	0.69
その他	11,869,459	31.39
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	37,805,111	100.00

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成15年 3 月31 日	インドネシア	494
	その他（なし）	—
	合計	494
	（資産の総額に対する割合：％）	（ 0.00）

(注) 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会第4号に規定する特定海外債権引当勘定の算出対象となる国の外国政府・金融機関・民間企業向け債権残高を記載しております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	6,512,325	—	6,512,325
地方債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	36,347	—	36,347
短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	674,037	—	674,037
株式	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	825,812	—	825,812
その他の証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	134,388	—	134,388
合計	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	8,182,910	—	8,182,910

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	当事業年度(百万円)
業務粗利益	1,005,415
経費(除く臨時処理分)	△610,946
人件費	△204,397
物件費	△372,829
税金	△33,719
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	394,468
一般貸倒引当金繰入額	△157,582
業務純益	236,885
うち国債等債券損益	90,741
臨時損益	△859,130
株式等損益	△88,254
不良債権処理額	△748,635
貸出金償却	△222,939
個別貸倒引当金繰入額	△196,974
共同債権買取機構売却損	△17,812
バルクセール売却損	△21,800
債権売却損失引当金繰入額	△10,738
取引先支援損	△585
特定債務者支援引当金繰入額	-
特定海外債権引当勘定繰入額	△90
その他の債権売却損等	△277,693
その他	△22,240
経常利益	△622,244
特別損益	△92,029
うち動産不動産処分損益	△73,257
うち退職給付関連損益	△19,189
税引前当期純利益	△714,273
法人税、住民税及び事業税	△938
法人税等調整額	86,656
当期純利益	△628,556

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 国債等債券損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却－投資損失引当金繰入額(債券対応分)±金融派生商品損益(債券関連)

6. 株式等損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額(株式対応分)±金融派生商品損益(株式関連)

(2) 営業経費の内訳

	当事業年度（百万円）
給料・手当	159,044
退職金	915
退職給付費用	38,867
福利厚生費	34,235
減価償却費	85,916
土地建物機械賃借料	79,342
営繕費	1,246
消耗品費	5,766
給水光熱費	8,009
旅費	1,285
通信費	15,065
広告宣伝費	5,330
租税公課	33,719
その他	166,569
計	635,314

（注） 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	当事業年度（％）
（１）資金運用利回 ①	1.25
（イ）貸出金利回 ②	1.80
（ロ）有価証券利回	0.76
（２）資金調達原価（含む経費） ③	1.03
（イ）預金債券等原価（含む経費） ④	1.10
預金債券等利回 ⑤	0.07
（ロ）外部負債利回	0.25
（３）総資金利鞘 ①－③	0.22
（４）預貸金利鞘 ②－④	0.69
（５）預貸金利回差 ②－⑤	1.72

（注） １． 「国内業務部門」とは、円建取引であります。

２． 「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。

３． 「外部負債」＝コールマネー＋売現先勘定＋売渡手形＋コマーシャル・ペーパー＋借入金

次へ

3. 自己資本利益率（単体）

	当事業年度（％）
業務純益ベース（一般貸倒引当金純繰入前）	43.5
業務純益ベース	26.1
当期利益ベース	△69.3

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益等－優先株式配当金総額}}{\{(\text{期首株主資本－期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本－期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$$

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	当事業年度（百万円）
預金（末残）	49,007,196
預金（平残）	49,611,117
債券（末残）	3,918,740
債券（平残）	5,046,790
貸出金（末残）	37,885,417
貸出金（平残）	38,412,091

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	当事業年度（百万円）
個人	28,578,479
一般法人	16,961,548
金融機関・政府公金	3,231,412
合計	48,771,441

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3) 消費者ローン残高

	当事業年度（百万円）
消費者ローン残高	12,309,801
うち住宅ローン残高	11,496,366
うち居住用住宅ローン残高	9,114,713
うちその他ローン残高	813,435

(4) 中小企業等貸出金

		当事業年度
中小企業等貸出金比率	％	77.7
中小企業等貸出金残高	百万円	29,436,581

（注） 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円（但し、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（但し、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食店は50人）以下の会社及び個人であります。

5. 内国為替の状況（単体）

区分		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	157,642	565,353,063
	各地より受けた分	113,483	625,826,957
代金取立	各地へ向けた分	2,863	23,135,280
	各地より受けた分	188	4,549,234

6. 外国為替の状況（単体）

区分		当事業年度
		金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	80,542
	買入為替	6,612
被仕向為替	支払為替	73,179
	取立為替	5,163
合計		165,497

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55条。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成15年3月31日
		金額（百万円）
基本的項目	資本金	650,000
	うち非累積的永久優先株（注1）	—
	新株式払込金	—
	資本剰余金	762,345
	利益剰余金	△40,789
	連結子会社の少数株主持分	276,210
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	246,707
	その他有価証券の評価差損（△）	674
	自己株式払込金	—
	自己株式（△）	—
	為替換算調整勘定	509
	営業権相当額（△）	—
	連結調整勘定相当額（△）	—
	計（A）	1,647,601
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	209,895
	一般貸倒引当金	642,052
	負債性資本調達手段等	1,147,394
	うち永久劣後債務（注3）	374,194
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注4）	773,200
	計	1,999,341
	うち自己資本への算入額（B）	1,570,718
控除項目	控除項目（注5）（C）	58,267
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	3,160,052
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	32,291,564
	オフ・バランス取引項目	1,857,029
	計（E）	34,148,593
連結自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（％）		9.25

（注）1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

3. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成15年 3 月31 日
		金額（百万円）
基本的項目	資本金	650, 000
	うち非累積的永久優先株（注 1）	—
	新株式払込金	—
	資本準備金	762, 345
	その他資本剰余金	—
	利益準備金	—
	任意積立金	—
	次期繰越利益	—
	その他	250, 539
	その他有価証券の評価差損（△）	927
	自己株式払込金	—
	自己株式（△）	—
	営業権相当額（△）	—
	計（A）	1, 661, 957
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注 2）	—
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	209, 895
	一般貸倒引当金	475, 356
	負債性資本調達手段等	1, 147, 422
	うち永久劣後債務（注 3）	374, 222
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注 4）	773, 200
	計	1, 832, 673
	うち自己資本への算入額（B）	1, 570, 786
控除項目	控除項目（注 5）（C）	23, 688
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	3, 209, 055
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	32, 270, 902
	オフ・バランス取引項目	1, 884, 142
	計（E）	34, 155, 045
単体自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（％）		9. 39

- （注） 1．当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2．告示第30条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
- 3．告示第31条第 1 項第 3 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
 - （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - （4）利払い義務の延期が認められるものであること
- 4．告示第31条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
- 5．告示第32条第 1 項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

[次へ](#)

(※) 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPC A」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC A優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「MPC E」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC E優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	Series A、Series Bともに変動配当（ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A、Series Bともに変動配当（ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年2月14日	Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当行がMPC Aに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当行がMPC Aに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当行がMPC Aに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 ① 当行がMPC Eに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 ② 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 ③ 当行がMPC Eに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 ④ 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、当行がMPC Eに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、①損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、②優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び③配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。

配当可能利益制限	当行がMPC Aに対して、配当可能利益制限証明書（注４）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注３）に制限される。	当行がMPCEに対して、配当可能利益制限証明書（注４）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注３）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注２）への配当が減額された場合には本MPC A優先出資証券への配当も同じ割合で減額される	当行優先株式（注２）への配当が減額された場合には本MPCE優先出資証券への配当も同じ割合で減額される
残余財産請求権	当行優先株式（注２）と同格	当行優先株式（注２）と同格

（注）１．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書（ただし損失補填事由が以下の④の場合には、その交付は当行の裁量による）であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。①当行によりもしくは当行に対して、清算手続が開始され、または当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、②会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に対して送付された場合、③監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、④自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、⑤債務不履行またはその恐れのある場合、⑥債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

２．当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

３．可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPC A（MPCEの欄についてはMPCE）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。
調整後の可処分配当可能利益＝可処分配当可能利益×（パリティ優先出資証券の満額配当の総額）／（パリティ優先出資証券の満額配当の総額＋パラレル証券の満額配当の総額）

４．配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

５．強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の６月の配当支払日をいう。

６．パリティ優先出資証券

MPC A（MPCEについてはMPCE）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC A優先出資証券（MPCEについては本MPCE優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPC A優先出資証券の総称。（たとえば、MPC Aのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPC Aから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は貸貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

３．要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区

分される債権であります。

資産の査定の額

債権の区分	平成15年 3 月31 日
	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2, 636
危険債権	8, 987
要管理債権	9, 797
正常債権	380, 267

（注） 同法律第 6 条第 1 項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当グループは、競争力の向上と収益力の強化を通じて、グループ全体の企業価値の向上と株主の皆さまへの早期復配を実現すべく、「変革・加速プログラム」及び「事業再構築」で発表いたしました施策を迅速かつ確実に実行してまいります。

当行におきましても、当グループの事業戦略の強みである顧客セグメント別の分社メリットを徹底追求し、お客さまのニーズと各社の業務内容に応じた高い専門性を一段と向上させ新たな収益機会の捕捉により、収益力を飛躍的に強化いたします。

利便性の高いネットワークと圧倒的なお客さまとのお取引基盤をベースに、顧客セグメントに応じた商品・サービスの開発や業務推進体制の構築により、業界No. 1の住宅ローンや健全な中小企業貸出などの良質資産の増強に努めてまいります。

こうした収益拡大策と同時に、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行、みずほコーポレート銀行では、統合合理化効果を徹底的に追求すべくリストラを強化し、人件費・物件費両面にわたるコスト削減を実施いたします。

具体的には、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び当行、みずほコーポレート銀行合算で、従業員数24,000人体制を実現すべく、店舗統廃合、営業店体制の見直し、本部人員の削減等に取り組んでまいります。店舗統廃合につきましては、平成15年度中に、店舗共同化も含めて104支店の削減を実施いたします。これらの施策により、当行といたしましては、経費を平成17年度には5,000億円台前半とすることを目指します。

また、企業再生の早期実現のため、企業再生・リストラニーズのある取引先の債権を再生専門子会社に分離・集約するとともに、新たに設立される再生アドバイザリー会社により迅速・的確な企業再生スキームを提供する体制を整備してまいります。

なお、当グループは、平成14年4月のATM障害ならびに口座振替処理遅延等、及び、平成14年度上期の中小企業向け貸出金実績減少の二点につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けました。当行といたしましては、かかる処分を真摯に受け止め、グループ内の管理・推進体制の見直しを行っており、その体制の下、引き続き着実な改善に向けて全役職員が全力で取り組んでまいります。

このようなグループ全体の経営課題を確実に実行していくために、当行は、当グループの中核的役割を担う銀行として、みずほコーポレート銀行との連携強化に努めるとともに、みずほインベスターズ証券等との相互連携を積極的に推進し、グループシナジーを徹底的に追求してまいります。

新たなグループ体制への移行及び財務基盤の強化を果たし、当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、お客さまへのサービスの飛躍的向上、そして、国内で最も多くのお客さまとお取引いただく金融グループに相応しい競争力・収益力の確保に総力をあげて邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

株式会社みずほホールディングスとの間で、同社が、当行に対して行う経営管理に関して、平成12年9月29日付けで「グループ経営管理契約」を締結しております。

本契約につきましては、平成14年4月1日の当グループの再編に伴い、株式会社みずほホールディングスとの間で再締結しております。

当行は、平成14年4月1日、株式会社みずほホールディングスとの間で同社が当行に対して行う経営管理に関し、「グループ経営管理契約」を締結いたしました。この契約は、平成12年9月29日の株式会社みずほホールディングス設立時に、同社と株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行、みずほ証券株式会社およびみずほ信託銀行株式会社との間で締結されたものを、平成14年4月のグループの再編に伴い、見直しのうえで再締結したものであります。

その後、本年3月12日、事業再構築の実施に伴い、同契約を解除し、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほホールディングスとの間で、両社が当行に対して行う経営管理に関し、「グループ経営管理契約」（三者契約）を締結いたしました。

みずほフィナンシャルグループ（以下、当グループ）では、平成14年12月、事業再構築の実施により総合金融サービス力の強化を図るべく以下の内容の経営体制の再編を発表いたしました。

- ・グループ総合金融サービス力の飛躍的向上を実現するため、新金融持株会社「株式会社みずほフィナンシャルグループ」を新設
 - ・当行・みずほコーポレート銀行両行の連携強化ならびに顧客セグメント別に銀行・証券の連携強化を行うべく銀証持株会社「中間持株会社」を設置
 - ・信託・資産運用・資産管理部門の戦略的再編を行うとともに同部門を新金融持株会社の直接子会社化
- かかる事業再構築に際し、当行は以下の契約を締結し、平成15年3月12日にこれを実施しております。

株式会社みずほフィナンシャルグループとの分割契約

〔本件会社分割の目的〕

本件会社分割は当グループの「事業再構築」の一環として、当行の傘下会社であった戦略グループ会社を株式会社みずほフィナンシャルグループの直接傘下会社とすることを目的として当該分割を実施したものであります。

〔本件会社分割の条件等〕

(1) 分割方式

当行が、分割型吸収分割の方法により、戦略システム関連会社管理営業、戦略資産運用会社管理営業、戦略シンクタンク会社管理営業、戦略カード会社管理営業および戦略ベンチャーキャピタル会社管理営業を分割し、株式会社みずほフィナンシャルグループに、これらを承継させたものであります。

(2) 新株割当に関する事項

株式会社みずほフィナンシャルグループは、本件会社分割に際して、普通株式944,176株を新たに発行し、当行の発行済株式のすべてを所有している株式会社みずほホールディングスに対し、新株式のすべてを割り当てました。

(3) 株式会社みずほフィナンシャルグループの資本金の額

本件会社分割に際し、株式会社みずほフィナンシャルグループの資本金の額は増加しておりません。

(4) 当行の資本金の額

本件会社分割に際し、当行の資本金の額は減少しておりません。

(5) 分割交付金

本件会社分割に際して、分割交付金の支払いは行っておりません。

(6) 株式会社みずほフィナンシャルグループが当行より承継する権利義務

株式会社みずほフィナンシャルグループは当行の戦略システム関連会社管理営業、戦略資産運用会社管理営業、戦略シンクタンク会社管理営業、戦略カード会社管理営業および戦略ベンチャーキャピタル会社管理営業に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位を承継いたしました。

なお、本件会社分割において株式会社みずほフィナンシャルグループが当行から承継する義務については、免責的債務引受の方法によっております。

(7) 債務履行の見込み

本件会社分割後の分割会社（当行）および承継会社（株式会社みずほフィナンシャルグループ）の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

〔承継させる資産・負債の状況等〕

本件分割に際して当行が承継させた資産・負債の状況は以下の通りです。

(平成15年3月11日現在)

資産		負債・資本	
項目	帳簿価額（億円）	項目	帳簿価額（億円）
資産	1,058	負債	—
		資本	1,058
合計	1,058	合計	1,058

株式会社みずほホールディングスと株式会社みずほコーポレート銀行との分割契約

〔本件会社分割の目的〕

本件会社分割は、当グループの「事業再構築」の一環として、当行および株式会社みずほコーポレート銀行が、吸収分割の方法により、「みずほアセット信託銀行管理営業」を共同で分割し、株式会社みずほホールディングスにこれらを承継させるためのものであります。

〔本件会社分割の条件等〕

(1) 分割方式

株式会社みずほホールディングスを承継会社とし、当行および株式会社みずほコーポレート銀行を分割会社とする分割型吸収分割です。

なお、承継会社である株式会社みずほホールディングスにとって、本件会社分割は商法第374条ノ23第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行ったものです。

(2) 株式の割当

承継会社である株式会社みずほホールディングスは、当行および株式会社みずほコーポレート銀行の発行済株式のすべてを所有していたので、当行および株式会社みずほコーポレート銀行の株式に対する株式会社みずほホールディングスの株式の割当ては一切行っておりません。

(3) 株式会社みずほホールディングスの資本金の額

本件会社分割に際し、株式会社みずほホールディングスの資本金の額は増加しておりません。

(4) 当行の資本金の額

本件会社分割に際し、当行の資本金の額は減少しておりません。

(5) 分割交付金

本件会社分割に際し、分割交付金の支払いは行っておりません。

(6) 株式会社みずほホールディングスが当行より承継する権利義務

株式会社みずほホールディングスは当行および株式会社みずほコーポレート銀行の「みずほアセット信託銀行管理営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位を承継いたしました。

なお、本件会社分割において株式会社みずほホールディングスが当行及びみずほコーポレート銀行から承継する義務については、免責的債務引受の方法によっております。

(7) 債務履行の見込み

本件会社分割後の分割会社（当行および株式会社みずほコーポレート銀行）および承継会社（株式会社みずほホールディングス）の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

〔承継させる資産・負債の状況等〕

(1) 「みずほアセット信託銀行管理営業」の内容

当行および株式会社みずほコーポレート銀行が行っているみずほアセット信託銀行株式会社の経営管理にかかる営業

(2) 「みずほアセット信託銀行管理営業」の資産、負債の項目および金額

(平成15年3月11日現在)

資産		負債・資本	
項目	帳簿価額（億円）	項目	帳簿価額（億円）
資産	2,425	負債	1,420
		資本	1,005
合計	2,425	合計	2,425

当行は、平成15年5月14日の取締役会において、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、①「企業再生の早期実現」に加え、②「信用創造の一段の強化」を同時に推進するみずほの「企業再生プロジェクト」に取り組むことを決議いたしました。なお、本プロジェクトは、国内外当局による許認可等を前提としております。

上記に関し、当行は、平成15年5月29日、関係当局の認可等を前提に、平成15年7月23日（予定）を期日として当行子会社である株式会社みずほプロジェクトとの間で、当行が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほプロジェクトに承継させる分割契約を締結致しました。

〔本件会社分割の目的〕

本件会社分割は、本年5月14日に発表いたしました「みずほの『企業再生プロジェクト』」の一環として、当行のお取引先のうち再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離し、当行の子会社である再生専門子会社に集約するためのものであります。

〔本件会社分割の条件等〕

(1) 分割方式

会社分割に際して、分割会社から承継会社に分社型吸収分割で営業を承継させます。

なお、本件会社分割は、分割会社である当行にとって商法第374条ノ22第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行うものです。

(2) 株式の割当

本件会社分割に際して、承継会社が新たに発行する普通株式については、そのすべてである8,588,000株を分割会社に割り当てます。

(3) 承継会社および分割会社の資本金の額

本件会社分割に際し、承継会社および分割会社の資本金の額の増減はありません。

(4) 分割交付金

本件会社分割に際し、分割交付金の支払いは行いません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

承継会社が承継する権利義務は、当行の「ビジネスリオーガナイズーション推進営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位であります。

なお、本件会社分割において承継会社が分割会社から承継する義務については、免責的債務引受の方法によるものとします。

(6) 債務履行の見込み

本件会社分割後の分割会社および承継会社の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、お客さまサービスの向上を図るとともに渉外・内部事務の合理化・効率化を一層推進するために自動機・システム機器を中心とした機械化投資を行いました。また既存店舗及びその他の施設についても、諸施設の更新、保守に努めました。

この結果、当年度の総投資額は659億円となりました。

なお、営業上重要な影響を与える設備の売却・撤去等につきましては、特記するものではありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度における主要な設備の状況は次のとおりであります。

企画管理部門（本部・本店・事務センター）

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
当行	—	本部・本店	東京地区	本部・店舗	21,764	261,554	23,801	23,911	309,268	4,634
	—	東京事務センターほか4物件	東京地区ほか	事務センター	58,768	46,012	79,137	43,990	169,140	(注)

業務部門（営業店）

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
当行	—	丸の内支店 ほか307店	東京地区	店舗	106,707 (14,516)	133,987	40,818	23,867	198,673	7,417
	—	横浜支店 ほか163店	関東地区 (除く東京地区)	店舗	99,575 (15,370)	76,417	21,677	11,031	109,126	2,952
	—	札幌支店 ほか6店	北海道地区	店舗	6,127 (1,403)	2,160	1,114	464	3,739	170
	—	仙台支店 ほか13店	東北地区	店舗	15,658 (430)	10,662	1,859	872	13,394	325
	—	新潟支店 ほか12店	北陸・甲信越地区	店舗	14,151 (423)	8,673	1,646	616	10,936	308
	—	名古屋支店 ほか22店	東海地区	店舗	18,802 (2,175)	18,204	3,323	1,556	23,084	644
	—	大阪支店 ほか58店	大阪地区	店舗	42,016 (5,431)	58,773	9,178	4,303	72,255	1,537
	—	神戸支店 ほか31店	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	29,840 (241)	33,256	11,180	2,264	46,700	682
	—	広島支店 ほか11店	中国地区	店舗	10,401 (668)	9,258	1,417	601	11,277	262
	—	高松支店 ほか5店	四国地区	店舗	6,605 (128)	5,511	269	254	6,035	137
	—	福岡支店 ほか17店	九州・沖縄地区	店舗	16,724 (610)	16,748	2,321	1,059	20,130	428

業務部門（個人グループ）

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
国内連 結子会 社	みずほローン 保証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	718	1,077	454	73	1,605	180
	みずほ信用保 証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	120 (15)	25	99	90	214	118

業務部門（法人グループ）

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
国内連結子会社	みずほファクター株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店舗ほか	—	—	72	69	141	111

業務部門（証券・I Bグループ）

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
国内連 結子会 社	みずほイン ベス ターズ証券 株式会 社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店 舗ほか	9,343 (6,938)	4,818	2,426	2,252	9,496	1,591

- (注) 1. 当行の主要な設備のうち業務部門の本部機構設備は企画管理部門（本部）に含めて計上しております。また、企画管理部門の東京事務センターほか4物件の従業員数については、本部・本店の従業員数に含めて計上しております。
2. 土地の面積欄の（ ）内は、借地の面積（うち書き）であり、その年間賃借料は建物も含め40,423百万円であります。
3. 動産は、事務機械102,646百万円、その他14,819百万円であります。
4. 当行の国内代理店4か所、両替業務を主とした東京中央支店成田空港出張所、本店成田空港第二出張所、本店成田空港サテライト出張所、大阪中央支店関西国際空港出張所、大阪支店関西国際空港第二出張所、店舗外現金自動設備1,067か所（共同設置分7,460か所は除く）、は上記に含めて記載しております。
5. 上記には、連結子会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

東京地区	土地	44,762百万円	(18,583㎡)	建物	2,696百万円
関東地区（除く東京地区）	土地	4,296百万円	(3,791㎡)	建物	1,925百万円
北海道地区	土地	1,118百万円	(2,083㎡)	建物	12百万円
東北地区	土地	1,310百万円	(1,074㎡)	建物	192百万円
北陸・甲信越地区	土地	—百万円	(—㎡)	建物	115百万円
東海地区	土地	6,296百万円	(3,941㎡)	建物	248百万円
大阪地区	土地	22,935百万円	(6,612㎡)	建物	717百万円
近畿地区（除く大阪地区）	土地	850百万円	(706㎡)	建物	3,159百万円
中国地区	土地	2,207百万円	(1,810㎡)	建物	34百万円
九州・沖縄地区	土地	2,304百万円	(3,003㎡)	建物	245百万円

6. 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(1) リース契約

	会社名	事業（部門）の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料
当行	—	企画管理部門ほか	本店ほか	東京都千代田区ほか	パソコンほか	—	5,628
	—	企画管理部門ほか	本店ほか	東京都千代田区ほか	車両 (3,832台)	—	1,281
国内連結 子会社	みずほインベ スターズ証券株式 会社	業務部門（証券・I Bグループ）	横浜センター	神奈川県横浜市 西区	ファイル制御装置ほか	—	245
			横浜センター	神奈川県横浜市 西区	ホストコンピュータ	—	496
			本店営業部ほか	東京都中央区	パソコンほか	—	70

(2) レンタル契約

	会社名	事業（部門）の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間レンタル 料
当行	—	企画管理部門ほか	本店ほか	東京都千代田区ほか	電算機ほか	—	4,053

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	9,920,000,000
第一種優先株式	14,190,000
第二種優先株式	86,000,000
第四種優先株式	64,500,000
第五種優先株式	85,500,000
第六種優先株式	71,250,000
第七種優先株式	71,250,000
第八種優先株式	18,200,000
第九種優先株式	18,200,000
第十一種優先株式	1,000,000,000
第十二種優先株式	1,000,000,000
第十三種優先株式	1,000,000,000
計	13,349,090,000

（注） 当行定款第 5 条に次のとおり規定しております。

「当銀行が発行する株式の総数は、133億4,909万株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	99億2,000万株
第一種の優先株式	1,419万株
第二種の優先株式	8,600万株
第四種の優先株式	6,450万株
第五種の優先株式	8,550万株
第六種の優先株式	7,125万株
第七種の優先株式	7,125万株
第八種の優先株式	1,820万株
第九種の優先株式	1,820万株
第十一種の優先株式	10億株
第十二種の優先株式	10億株
第十三種の優先株式	10億株」

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成15年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成15年6月26日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,776,704,101	3,776,704,101	——	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)1.
第一回第一種優先株式	14,190,000	14,190,000	——	(注)2. (1)
第二回第二種優先株式	43,000,000	43,000,000	——	(注)2. (2)
第三回第二種優先株式	43,000,000	43,000,000	——	(注)2. (3)
第四回第四種優先株式	64,500,000	64,500,000	——	(注)2. (4)
第五回第五種優先株式	85,500,000	85,500,000	——	(注)2. (5)
第六回第六種優先株式	71,250,000	71,250,000	——	(注)2. (6)
第七回第七種優先株式	71,250,000	71,250,000	——	(注)2. (7)
第八回第八種優先株式	18,200,000	18,200,000	——	(注)2. (8)
第九回第九種優先株式	18,200,000	18,200,000	——	(注)2. (9)
第十回第十三種優先株式	360,000,000	360,000,000	——	(注)2. (10)
計	4,565,794,101	4,565,794,101	——	——

(注) 1. 提出日現在の発行数には、平成15年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第一回、第二回、第三回、第六回、第七回、第八回および第九回の優先株式の内容については、平成15年6月24日を効力発生日とする「株主総会決議事項の会社の提案の内容に対する同意書」にて、当行優先株式の「転換の定め」の変更が全株主の同意を得たため、以下のとおり、提出日現在（平成15年6月26日現在）の内容に変更となりました。

なお、第四回、第五回および第十回の優先株式について内容変更はありません。

事業年度末現在 (平成15年3月31日現在)	提出日現在 (平成15年6月26日現在)
(1) 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。	(1) 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき11円25銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成10年 7 月 1 日から平成17年 7 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 提出日現在の転換比率 転換比率は4.000とする。 (ハ) 転換比率の修正 転換比率は、平成13年 8 月 1 日以降平成16年 8 月 1 日まで毎年 8 月 1 日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。 $\text{修正後転換比率} = \frac{3,000\text{円}}{\text{時価}}$ 上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社</u>である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記(ニ)に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。	(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき11円25銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成10年 7 月 1 日から平成17年 7 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 提出日現在の転換比率 転換比率は4.000とする。 (ハ) 転換比率の修正 転換比率は、平成13年 8 月 1 日以降平成16年 8 月 1 日まで毎年 8 月 1 日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。 $\text{修正後転換比率} = \frac{3,000\text{円}}{\text{時価}}$ 上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記(ニ)に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(二) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。 $\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}}{1}$ また、転換比率は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換比率}}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成17年 7 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年 8 月 1 日をもって、3,000円を平成17年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は、優先株式 1 株につき 4 株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4 株に普通株式 1 株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 なお、提出日現在の発行数には、平成15年 6 月 1 日から有価証券報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。	(二) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。 $\text{調整後転換比率} = \frac{\text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}}{1}$ また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換比率}}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成17年 7 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年 8 月 1 日をもって、3,000円を平成17年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は、優先株式 1 株につき 4 株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4 株に普通株式 1 株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 なお、提出日現在の発行数には、平成15年 6 月 1 日から有価証券報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(2) 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年 8 円20銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 4 円10銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年 8 月 1 日から平成18年 7 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換比率 当初転換比率は、下記算式により計算される。 $\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、平成16年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。	(2) 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年 8 円20銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 4 円10銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年 8 月 1 日から平成18年 7 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換比率 当初転換比率は、下記算式により計算される。 $\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、平成16年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

次へ

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(ハ) 転換比率の修正 当初転換比率は、平成17年 8 月 1 日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。 $\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。 (ニ) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。 $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ また、転換比率は、<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換により発行すべき普通株式数}} \times \text{転換比率}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成18年 7 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年 8 月 1 日をもって、2,000円を平成18年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は、優先株式 1 株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式 1 株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。	(ハ) 転換比率の修正 当初転換比率は、平成17年 8 月 1 日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。 $\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。 (ニ) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。 $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ また、転換比率は、<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換により発行すべき普通株式数}} \times \text{転換比率}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成18年 7 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年 8 月 1 日をもって、2,000円を平成18年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は、優先株式 1 株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式 1 株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (3) 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 7 円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成17年 8 月 1 日から平成20年 7 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換比率 当初転換比率は、下記算式により計算される。 $\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、平成17年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。	⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (3) 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 7 円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成17年 8 月 1 日から平成20年 7 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換比率 当初転換比率は、下記算式により計算される。 $\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、平成17年 8 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

次へ

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(ハ) 転換比率の修正 当初転換比率は、平成18年 8 月 1 日以降平成19年 8 月 1 日まで毎年 8 月 1 日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。 $\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値</u>または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。 (ニ) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。 $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ また、転換比率は、<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換により発行すべき普通株式数}} \times \text{転換比率}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成20年 7 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年 8 月 1 日をもって、2,000円を平成20年 8 月 1 日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値</u>で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は、優先株式 1 株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式 1 株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。	(ハ) 転換比率の修正 当初転換比率は、平成18年 8 月 1 日以降平成19年 8 月 1 日まで毎年 8 月 1 日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。 $\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$ 上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値</u>または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。 (ニ) 転換比率の調整 転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。 $\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$ また、転換比率は、<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数}}{\text{転換により発行すべき普通株式数}} \times \text{転換比率}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成20年 7 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年 8 月 1 日をもって、2,000円を平成20年 8 月 1 日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値</u>で除して得られる数の普通株式となる。 なお、この普通株式の数は、優先株式 1 株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式 1 株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (4) 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年47円60銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき23円80銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年 8 月 1 日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は 1 株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑤ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑥ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。	⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (4) 第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年47円60銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき23円80銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年 8 月 1 日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は 1 株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑤ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑥ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

次へ

事業年度末現在 (平成15年 3月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6月26日現在)
(5) 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑤ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑥ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。	(5) 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑤ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑥ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

事業年度末現在 (平成15年 3月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6月26日現在)
(6) 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420円を下回る場合は、420円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。	(6) 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420円を下回る場合は、420円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

次へ

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成19年10月 1 日以降平成22年10月 1 日までの毎年10月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80％に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 (ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ また、転換価額は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$ (ヘ) 転換比率 転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。 ⑤ 普通株式への一斉転換 平成23年 1 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年 2 月 1 日をもって、2,000円を平成23年 2 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60％に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。 ⑥ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑦ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。	(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成19年10月 1 日以降平成22年10月 1 日までの毎年10月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80％に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 (ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$ (ヘ) 転換比率 転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。 ⑤ 普通株式への一斉転換 平成23年 1 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年 2 月 1 日をもって、2,000円を平成23年 2 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60％に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。 ⑥ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑦ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
⑧ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (7) 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年 8 円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 4 円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年 4 月 1 日以降平成16年 9 月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1 株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年10月 1 日から平成21年 1 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成16年10月 1 日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540円を下回る場合は、540円とする。上記「平成16年10月 1 日における時価」とは、平成16年10月 1 日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。	⑧ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (7) 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年 8 円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 4 円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成16年 4 月 1 日以降平成16年 9 月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1 株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成16年10月 1 日から平成21年 1 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成16年10月 1 日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540円を下回る場合は、540円とする。上記「平成16年10月 1 日における時価」とは、平成16年10月 1 日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

次へ

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成17年10月 1 日以降平成20年10月 1 日までの毎年10月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 (ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ また、転換価額は、完全親会社である株式会社みずほホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$ (ヘ) 転換比率 転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。 ⑤ 普通株式への一斉転換 平成21年 1 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年 2 月 1 日をもって、2,000円を平成21年 2 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。 ⑥ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑦ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。	(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成17年10月 1 日以降平成20年10月 1 日までの毎年10月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 (ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$ (ヘ) 転換比率 転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。 ⑤ 普通株式への一斉転換 平成21年 1 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年 2 月 1 日をもって、2,000円を平成21年 2 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。 ⑥ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑦ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
⑧ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (8) 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 8 円75銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成15年 9 月 1 日から平成21年 8 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成15年 9 月 1 日における時価に1.025 を乗じ、その結果 1 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が 331円を下回る場合は、当初転換価額は331円（以下「下限転換価額」という。）とする。「平成15年 9 月 1 日における時価」とは平成15年 9 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。	⑧ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (8) 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 8 円75銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成15年 9 月 1 日から平成21年 8 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成15年 9 月 1 日における時価に1.025 を乗じ、その結果 1 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。ただし、計算の結果当初転換価額が 331円を下回る場合は、当初転換価額は331円（以下「下限転換価額」という。）とする。「平成15年 9 月 1 日における時価」とは平成15年 9 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

次へ

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成16年 9 月 1 日以降平成20年 9 月 1 日までの毎年 9 月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式</u>の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 (ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ また、転換価額は、<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成21年 8 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年 9 月 1 日をもって、1,250円を平成21年 9 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式</u>の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。	(ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成16年 9 月 1 日以降平成20年 9 月 1 日までの毎年 9 月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式</u>の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。 (ニ) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}}}$ また、転換価額は、<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成21年 8 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年 9 月 1 日をもって、1,250円を平成21年 9 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式</u>の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (9) 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年 5 円38銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 2 円69銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成15年 7 月 1 日から平成21年 8 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は565円とする。 (ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成15年 9 月 1 日以降平成20年 9 月 1 日までの毎年 9 月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合には、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。	⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (9) 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年 5 円38銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき 2 円69銭の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 普通株式への転換 (イ) 転換請求期間 平成15年 7 月 1 日から平成21年 8 月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。 (ロ) 当初転換価額 当初転換価額は565円とする。 (ハ) 転換価額の修正 転換価額は、平成15年 9 月 1 日以降平成20年 9 月 1 日までの毎年 9 月 1 日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合には、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

次へ

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(二) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}$ また、転換価額は、<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成21年 8 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年 9 月 1 日をもって、1,250円を平成21年 9 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>完全親会社である株式会社みずほホールディングス</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債に引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (10) 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年80円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。	(二) 転換価額の調整 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。 $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}$ また、転換価額は、<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>において調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。 (ホ) 転換により発行すべき普通株式数 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$ ④ 普通株式への一斉転換 平成21年 8 月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年 9 月 1 日をもって、1,250円を平成21年 9 月 1 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における<u>株式会社みずほフィナンシャルグループ</u>の普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。 ⑤ 議決権条項 優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 ⑥ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債に引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑦ 優先順位 第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。 (10) 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。 ① 優先配当金 (イ) 優先配当金 毎年 3 月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき年80円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

事業年度末現在 (平成15年 3 月31日現在)	提出日現在 (平成15年 6 月26日現在)
(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき40円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成20年 4 月 1 日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1 株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 議決権条項 株主総会において議決権を有しない。 ⑤ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑥ 優先順位 第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。	(ロ) 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 (ハ) 非参加条項 優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。 (ニ) 優先中間配当金 中間配当については、毎年 9 月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき40円の優先中間配当金を支払う。 ② 残余財産の分配 残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式 1 株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配を行わない。 ③ 強制償還 平成20年 4 月 1 日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1 株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ④ 議決権条項 株主総会において議決権を有しない。 ⑤ 新株引受権等 優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。 ⑥ 優先順位 第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成14年4月1日 (注) 1	700,409	4,205,794	△388,784,790	470,000,000	186,760,167	933,941,422
平成15年3月12日 (注) 2	—	4,205,794	—	470,000,000	△132,272,982	801,668,440
平成15年3月29日 (注) 3	360,000	4,565,794	180,000,000	650,000,000	180,000,000	981,668,440

(注) 1. 会社分割および合併により、平成14年4月1日付で次のとおり変更されております。

(1) 発行済株式総数が 700,409千株増加しております。その内訳は、普通株式が654,319千株増加し、第一回第一種優先株式が18,810千株、第二回第二種優先株式が57,000千株、第三回第二種優先株式が57,000千株、第四回第四種優先株式が85,500千株減少し、第五回第五種優先株式が85,500千株、第六回第六種優先株式が71,250千株、第七回第七種優先株式が71,250千株、第八回第八種優先株式が18,200千株、第九回第九種優先株式が18,200千株増加しております。

(2) 資本金が388,784,790千円減少しております。

(3) 資本準備金が186,760,167千円増加しております。

2. 会社分割により、資本準備金が132,272,982千円減少しております。

3. 有償 第三者割当(第十回第十三種優先株式 360,000千株)発行価格 1,000円 資本組入額 500円

当行は、平成14年4月1日に株式会社第一勧業銀行を法的な存続会社として株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割と合併を行い発足しました。以下に参考情報として旧3行の当事業年度の前4事業年度の発行済株式総数と資本金等の推移を記載しております。

株式会社第一勧業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成10年4月1日～ 平成11年3月31日 (注) 1	350,080	3,503,783	350,051,475	857,760,438	350,051,475	746,156,902
平成11年4月1日～ 平成12年3月31日 (注) 2	1,601	3,505,384	1,024,352	858,784,790	1,024,352	747,181,255
平成12年4月1日～ 平成13年3月31日 (注) 3	—	3,505,384	—	858,784,790	—	747,181,255
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注) 3	—	3,505,384	—	858,784,790	—	747,181,255

(注) 1. 転換社債の株式転換 51,475千円

有償 第三者割当(第二回第二種優先株式 100,000千株)発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円

有償 第三者割当(第三回第二種優先株式 100,000千株)発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円

有償 第三者割当(第四回第四種優先株式 150,000千株)発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円

2. 転換社債の株式転換

3. この間における増減はありません。

株式会社富士銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成10年4月1日～ 平成11年1月19日 (注) 1	22,960	2,990,575	—	529,087,000	—	419,954,290
平成11年1月20日 (注) 2	503,454	3,494,029	108,746,064	637,833,064	108,242,610	528,196,900
平成11年3月31日 (注) 3	400,000	3,894,029	400,000,000	1,037,833,064	400,000,000	928,196,900
平成11年4月1日～ 平成11年12月3日 (注) 4	2,274	3,896,303	1,710,943	1,039,544,008	1,710,943	929,907,844
平成14年2月1日 (注) 5	171,983	4,068,286	—	1,039,544,008	—	929,907,844

(注) 1. 第一回第一種優先株式の普通株式への転換による優先株式17,589千株の減少とそれに伴う普通株式40,549千株の発行による増加

2. 有償 第三者割当(普通株式 503,454千株) 発行価格 431円 資本組入額 216円

3. 有償 第三者割当(第二回第四種優先株式 150,000千株) 発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円

有償 第三者割当(第三回第三種優先株式 125,000千株) 発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円

有償 第三者割当(第四回第三種優先株式 125,000千株) 発行価格 2,000円 資本組入額 1,000円

4. 転換社債の株式転換

5. 第一回第一種優先株式の普通株式への一斉転換による優先株式52,411千株の減少とそれに伴う普通株式224,394千株の発行による増加

株式会社日本興業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成10年12月25日 (注) 1	100,000	2,639,579	33,500,000	498,605,279	33,500,000	395,132,176
平成11年3月31日 (注) 2	280,000	2,919,579	175,000,000	673,605,279	175,000,000	570,132,176

(注) 1. 有償 第三者割当(普通株式 100,000千株) 発行価格 670円 資本組入額 335円

2. 有償 第三者割当(優先株式 280,000千株) 発行価格 1,250円 資本組入額 625円

(4) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	——	——	——	1	——	——	——	1	——
所有株式数 （単元）	——	——	——	3,776,704	——	——	——	3,776,704	101
所有株式数の 割合（％）	——	——	——	100.00	——	——	——	100.00	——

② 第一回第一種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	14,190	—	—	—	14,190	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

③ 第二回第二種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	43,000	—	—	—	43,000	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

④ 第三回第二種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	43,000	—	—	—	43,000	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑤ 第四回第四種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	64,500	—	—	—	64,500	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑥ 第五回第五種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	85,500	—	—	—	85,500	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑦ 第六回第六種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	71,250	—	—	—	71,250	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑧ 第七回第七種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	71,250	—	—	—	71,250	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑨ 第八回第八種優先株式

平成15年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	18,200	—	—	—	18,200	—
所有株式数の 割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑩ 第九回第九種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	18,200	—	—	—	18,200	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

⑪ 第十回第十三種優先株式

平成15年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	360,000	—	—	—	360,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	3,776,704	100.00
計	——	3,776,704	100.00

② 第一回第一種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	14,190	100.00
計	——	14,190	100.00

③ 第二回第二種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	43,000	100.00
計	—	43,000	100.00

④ 第三回第二種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	43,000	100.00
計	—	43,000	100.00

⑤ 第四回第四種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	64,500	100.00
計	—	64,500	100.00

⑥ 第五回第五種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	85,500	100.00
計	—	85,500	100.00

⑦ 第六回第六種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	71,250	100.00
計	—	71,250	100.00

⑧ 第七回第七種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	71,250	100.00
計	—	71,250	100.00

⑨ 第八回第八種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	18,200	100.00
計	—	18,200	100.00

⑩ 第九回第九種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	18,200	100.00
計	—	18,200	100.00

⑪ 第十回第十三種優先株式

平成15年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	360,000	100.00
計	—	360,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成15年 3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第十回第十三種優先株式 360,000,000	—	第十回第十三種優先株式の株式の内容は、 「1. 株式の状況」 「(1) 株式の総数等」 「②発行済株式」 (注) 2. (10) に記載のとおりであります。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	4,205,794,000	4,205,794	—
普通株式	3,776,704,000	3,776,704	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
第一回第一種優先株式	14,190,000	14,190	各種類の株式の内容は、 「1. 株式の状況」 「(1) 株式の総数等」 「②発行済株式」 (注) 2. (1) ～ (9) に記載のとおりであります。 (注)
第二回第二種優先株式	43,000,000	43,000	
第三回第二種優先株式	43,000,000	43,000	
第四回第四種優先株式	64,500,000	64,500	
第五回第五種優先株式	85,500,000	85,500	
第六回第六種優先株式	71,250,000	71,250	
第七回第七種優先株式	71,250,000	71,250	
第八回第八種優先株式	18,200,000	18,200	
第九回第九種優先株式	18,200,000	18,200	
単元未満株式	普通株式 101	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
発行済株式総数	4,565,794,101	—	—
総株主の議決権	—	4,205,794	—

(注) 第一種、第二種、第四種から第九種までの各優先株式については、平成14年 6月24日開催の定時株主総会において第40期(旧株式会社第一勧業銀行)の優先配当金を受ける旨の議案が提出されなかったため、同総会以降、議決権が発生しております。

② 【自己株式等】

平成15年 3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

- (1) 【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】
- ①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】
- 該当ありません。
- ②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】
- 該当ありません。

3【配当政策】

配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させて頂きたいと考えております。

当期末の普通株式、各種優先株式の配当金につきましては、当期において不良債権処理及び保有株式の含み損処理等により大幅な損失を計上したこと等を踏まえて、誠に遺憾ながら、無配とさせて頂きました。

4【株価の推移】

当行株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

(平成15年6月26日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		工藤 正	昭和18年7月9日生	昭和42年4月 第一銀行入行 平成7年6月 第一勧業銀行取締役業務推進第 六部長 平成8年4月 取締役総括部長 平成9年5月 常務取締役総括部長兼業務開発 部長 平成9年6月 常務取締役 平成10年5月 専務取締役 平成11年4月 副頭取カスタマー&コンシュー マーバンキング・カンパニー担 当, カンパニー長 平成14年1月 みずほホールディングス取締役 (現職) 平成14年4月 当行取締役頭取 (現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ 取締役 (現職)	—
取締役副頭取 (代表取締役)		小原 之夫	昭和22年2月28日生	昭和44年7月 富士銀行入行 平成8年6月 取締役ロンドン支店長 平成9年5月 取締役本店営業第二部長 平成11年5月 常務取締役アセットマネジメン トグループ長 平成12年8月 常務取締役 平成14年4月 みずほホールディングス取締役 副社長 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ 取締役副社長 平成15年3月 同 取締役 (現職) 平成15年3月 当行取締役副頭取 (現職)	—
取締役副頭取 (代表取締役)		阿部 昂	昭和20年6月24日生	昭和44年7月 日本興業銀行入行 平成9年6月 取締役営業第二部長 平成10年6月 取締役業務部長 平成11年6月 常務執行役員 平成12年5月 常務執行役員営業第八部長 平成12年6月 常務執行役員コーポレートバン キングユニット長 平成13年12月 常務執行役員コーポレートバン キングユニット長兼国際業務部 長 平成14年2月 常務執行役員コーポレートバン キングユニット長 平成14年4月 当行専務取締役 平成15年3月 同 取締役副頭取 (現職)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
専務取締役		青木 芳郎	昭和20年11月28日生	昭和44年7月 第一銀行入行 平成9年6月 第一勸業銀行取締役 ニューヨーク支店長兼ケイマン 支店長 平成10年4月 取締役米州支配人兼ニューヨー ク支店長兼ケイマン支店長兼ア トランタ支店長 平成10年5月 取締役米州支配人兼ニューヨー ク支店長兼ケイマン支店長 平成10年5月 常務取締役米州支配人兼ニュー ヨーク支店長兼ケイマン支店長 平成11年4月 常務取締役 平成12年6月 常務執行役員 平成13年6月 専務取締役 平成14年4月 当行専務取締役（現職）	—
専務取締役		常見 泰夫	昭和22年3月25日生	昭和44年7月 日本勸業銀行入行 平成9年6月 第一勸業銀行取締役資金管理部 長 平成11年4月 常務取締役 平成12年6月 常務執行役員 平成12年9月 みずほホールディングス常務執 行役員市場・ALMビジネスユ ニット長 平成14年2月 同 常務執行役員市場・ALM ビジネスユニット長兼市場企画 部長 平成14年4月 同 専務執行役員リスク管理グ ループ長 平成14年6月 当行専務執行役員 平成15年3月 同 専務取締役（現職）	—
専務取締役		柳原 香積	昭和22年7月14日生	昭和45年4月 富士銀行入行 平成9年6月 取締役総務部長 平成12年6月 執行役員総務部長 平成12年8月 常務執行役員 平成13年6月 常務取締役 平成14年4月 当行専務取締役（現職）	—
常務取締役		渡辺 紳一	昭和24年9月11日生	昭和47年4月 日本興業銀行入行 平成10年2月 香港支店長 平成12年6月 執行役員営業第一部長 平成13年6月 常務執行役員 平成14年4月 当行常務執行役員 平成15年3月 同 常務取締役（現職）	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		江尻 正義	昭和23年10月24日生	昭和47年4月 富士銀行入行 平成10年2月 北九州支店長兼門司支店長兼八幡支店長 平成11年2月 小舟町支店長 平成12年6月 執行役員小舟町支店長 平成13年5月 常務執行役員 平成14年4月 当行常務執行役員 平成14年6月 同 理事 平成15年2月 同 監査役 (現職)	—
監査役 (常勤)		登林 清隆	昭和24年6月29日生	昭和48年4月 第一勸業銀行入行 平成10年5月 芝支店長 平成12年5月 横浜支店長 平成14年4月 当行審査第四部長 平成14年7月 同 審査第一部長 平成15年5月 同 人事部付審議役 平成15年6月 同 監査役 (現職)	—
監査役		上田 秀美	昭和23年11月18日生	昭和47年4月 日本興業銀行入行 平成8年3月 法務部副部長 平成12年3月 法務部長 平成14年4月 みずほコーポレート銀行常勤監査役 平成15年6月 当行監査役 (現職)、みずほフィナンシャルグループ常勤監査役 (現職)	—
監査役		長谷川 俊明	昭和23年9月13日生	昭和52年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会入会) 昭和57年1月 大橋・松枝・長谷川法律事務所パートナー 平成2年1月 長谷川俊明法律事務所開設 平成8年1月 富士銀行顧問弁護士 平成12年6月 同 監査役 平成12年9月 みずほホールディングス監査役 (現職) 平成14年4月 当行監査役 (現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ監査役 (現職)	—
計					—

(注) 監査役 長谷川俊明は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当連結会計年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）及び当事業年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本監査法人により監査証明を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月24日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴木 啓之

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		当連結会計年度 (平成15年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
現金預け金		5,799,579	8.33
コールローン及び買入手形		7,000,000	10.06
買現先勘定		8,499	0.01
債券貸借取引支払保証金		3,528,476	5.07
買入金銭債権		1,044,436	1.50
特定取引資産	※2, 8	1,450,409	2.08
金銭の信託		12,015	0.02
有価証券	※1, 2, 8	8,182,910	11.76
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	37,805,111	54.33
外国為替	※7	156,348	0.23
その他資産	※8, 10	1,479,553	2.13
動産不動産	※8, 11, 12	1,222,640	1.76
債券繰延資産		1,002	0.00
繰延税金資産		912,227	1.31
支払承諾見返		1,991,251	2.86
貸倒引当金		△1,007,592	△1.45
投資損失引当金		△2	△0.00
資産の部合計		69,586,868	100.00
(負債の部)			
預金	※8	48,974,345	70.38
譲渡性預金		2,919,470	4.19
債券		3,918,740	5.63
コールマネー及び売渡手形	※8	3,754,700	5.40
売現先勘定	※8	102,905	0.15
債券貸借取引受入担保金	※8	1,048,641	1.51
特定取引負債		1,182,303	1.70
借入金	※8, 13	612,011	0.88
外国為替		10,712	0.01
社債	※14	672,794	0.97
その他負債		2,234,726	3.21
賞与引当金		9,537	0.01
退職給付引当金		6,007	0.01
債権売却損失引当金		24,936	0.04
特別法上の引当金		444	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※11	189,371	0.27
支払承諾		1,991,251	2.86
負債の部合計		67,652,903	97.22
(少数株主持分)			
少数株主持分		285,360	0.41
(資本の部)			
資本金		650,000	0.93
資本剰余金		981,668	1.41
利益剰余金		△260,111	△0.37
土地再評価差額金	※11	277,061	0.40
その他有価証券評価差額金		△522	△0.00
為替換算調整勘定		509	0.00
資本の部合計		1,648,604	2.37
負債、少数株主持分及び資本の部合計		69,586,868	100.00

②【連結損益計算書】

		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
区分	注記番号	金額（百万円）	百分比（％）
経常収益	※ 1	1,418,548	100.00
資金運用収益		828,830	
貸出金利息		718,915	
有価証券利息配当金		69,602	
コールローン利息及び買入手形利息		5,631	
買現先利息		0	
債券貸借取引受入利息		290	
預け金利息		22,045	
その他の受入利息		12,344	
役務取引等収益		257,310	
特定取引収益		40,968	
その他業務収益		221,310	
その他経常収益		70,127	
経常費用	※ 2	2,045,064	144.17
資金調達費用		91,230	
預金利息		37,129	
譲渡性預金利息		1,882	
債券利息		11,532	
債券発行差金償却		3,146	
コールマネー利息及び売渡手形利息		581	
売現先利息		36	
債券貸借取引支払利息		75	
コマーシャル・ペーパー利息		89	
借入金利息		12,666	
社債利息		14,660	
その他の支払利息		9,428	
役務取引等費用		59,144	
特定取引費用		60	
その他業務費用		83,509	
営業経費		686,157	
その他経常費用		1,124,961	
貸倒引当金繰入額		465,144	
その他の経常費用		659,816	
経常損失	※ 3	626,515	△44.17
特別利益		1,261	0.09
動産不動産処分益		259	
償却債権取立益		997	
金融先物取引責任準備金取崩額		4	
特別損失		96,260	6.78
動産不動産処分損		76,115	
その他の特別損失		20,145	
税金等調整前当期純損失		721,515	△50.86
法人税、住民税及び事業税		8,907	0.63
法人税等調整額		△47,743	△3.37
少数株主利益		4,379	0.31
当期純損失		687,058	△48.43

③【連結剰余金計算書】

		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記番号	金額 (百万円)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	※ 1	933,941
資本剰余金増加高		180,000
増資による新株の発行		180,000
資本剰余金減少高		132,272
会社分割による資本剰余金減少高	※ 2	132,272
資本剰余金期末残高		981,668
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	※ 3	329,941
利益剰余金増加高		176,457
連結子会社の減少に伴う利益剰余金増加高		15,977
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高		137,068
土地再評価差額金取崩による利益剰余金増加高		23,411
利益剰余金減少高		766,510
当期純損失		687,058
役員賞与		0
連結子会社の減少に伴う利益剰余金減少高		904
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高		4,472
会社分割による利益剰余金減少高	※ 2	74,075
利益剰余金期末残高		△260,111

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		当連結会計年度 (自 平成14年 4月 1 日 至 平成15年 3月31日)
区分	注記番号	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失(△)		△721,515
減価償却費		95,144
連結調整勘定償却額		29,712
持分法による投資損益(△)		47,801
貸倒引当金の増加額		219,525
投資損失引当金の増加額		141
債権売却損失引当金の増加額		△23,330
賞与引当金の増加額		△1,688
退職給付引当金の増加額		1,789
資金運用収益		△828,830
資金調達費用		91,230
有価証券関係損益(△)		△19,498
金銭の信託の運用損益(△)		234
為替差損益 (△)		△1,096
動産不動産処分損益(△)		75,855
退職給付信託設定関係損益 (△)		△25,055
特定取引資産の純増(△)減		360,928
特定取引負債の純増減(△)		59,635
貸出金の純増(△)減		3,021,760
預金の純増減(△)		△3,479,535
譲渡性預金の純増減(△)		△1,500,530
債券の純増減(△)		△2,182,973
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)		△41,685
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減		13,561,190
コールローン等の純増(△)減		△7,591,693
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減		△2,604,656
コールマネー等の純増減(△)		△350,705
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)		△93,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		16,893
外国為替(資産)の純増(△)減		10,738
外国為替(負債)の純増減(△)		2,660
資金運用による収入		861,918
資金調達による支出		△100,438
役員賞与支払額		△4
その他		△394,992
小計		△1,504,068
法人税等の支払額		△2,938
営業活動によるキャッシュ・フロー		△1,507,007
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		△21,944,131
有価証券の売却による収入		19,151,762
有価証券の償還による収入		4,718,227
金銭の信託の減少による収入		1,309
動産不動産の取得による支出		△65,840
動産不動産の売却による収入		4,838
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		△24,028
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,842,139
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入		233,000
劣後特約付借入金の返済による支出		△490,000
劣後特約付社債の発行による収入		75,000
劣後特約付社債の償還による支出		△80,425
株式の発行による収入		360,000
少数株主からの払込みによる収入		122,660
少数株主への配当金支払額		△399
財務活動によるキャッシュ・フロー		219,834
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△464
V 現金及び現金同等物の増加額		554,502
VI 現金及び現金同等物の期首残高	※ 1	3,885,424
VII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額 (△)		△78
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	※ 2	4,439,847

次へ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社 22社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。 また、当行の期首分割合併等により、ユーシーカード株式会社、みずほ信用保証株式会社他16社を連結し、Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.、Chekiang First Bank Ltd. 他28社を連結の範囲から除外致しましたが、株式の追加取得によりみずほインベスターズ証券株式会社他1社を当連結会計年度末から連結し、当行の期末分割によりユーシーカード株式会社他7社を連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 9社 主要な会社名 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、当行の期首分割合併等により、みずほアセット信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）、富士投信投資顧問株式会社 他14社は持分法を適用し、また、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社他15社は持分法の対象から除外致しましたが、株式の追加取得、当行の期末分割等により株式会社ディー・ヴィー・シーファイナンス他1社は当連結会計年度末から持分法を適用し、みずほインベスターズ証券株式会社他18社は持分法の対象から除外しております。 (2) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5社 3月末日 15社 6月最終営業日の前日 2社 (2) 6月最終営業日の前日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度初と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度初と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありません。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。 (4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却の方法は、動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

	当連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(5) 繰延資産の処理方法 (イ) 債券繰延資産は、次のとおり償却しております。 ① 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 ② 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (ロ) 新株発行費 発生時に全額費用処理しております。
	(6) 貸倒引当金の計上基準 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び注記事項（連結貸借対照表関係）※5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は816,796百万円であります。

	当連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。
	(10) 債権売却損失引当金の計上基準 （株）共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金 2 百万円及び証券取引責任準備金441百万円であり、次のとおり計上しております。 （イ）金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 （ロ）証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(13) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。
	(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定は原則として発生年度以後20年以内で均等償却しており、その金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

	当連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
7. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

追加情報

当連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になっております。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金5,789百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年 3 月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年 4 月 9 日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年 1 月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金15,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年 2 月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は15,290百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は14,084百万円減少しました。 また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年大阪府条例第131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年 4 月 4 日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5 月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年大阪府条例第77号）（以下平成14年改正府条例）が、平成15年 4 月 1 日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年大阪府条例第14号）（以下平成15年改正府条例）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2 の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めるものではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は2,396百万円減少しました。

当連結会計年度
(平成15年3月31日)

- ※1. 有価証券には、関連会社の株式44,000百万円を含んでおります。
- ※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計5,499百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計1,438百万円含まれております。
- 現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は357,533百万円、再貸付に供している有価証券は2,140百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,219,468百万円であります。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は86,969百万円、延滞債権額は1,134,109百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,702百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は39,445百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は941,276百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,201,801百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,702百万円であります。
- なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分出来る権利を有しておりますが、その額面金額は771,967百万円であります。

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	125,986百万円
有価証券	4,549,867百万円
貸出金	2,839,805百万円
動産不動産	5,645百万円

担保資産に対応する債務

預金	452,574百万円
コールマネー及び売渡手形	3,266,700百万円
売現先勘定	102,905百万円
債券貸借取引受入担保金	988,559百万円
借入金	6,904百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特定取引資産」1,791百万円及び「有価証券」669,972百万円を差し入れております。

関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金権利金は112,296百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は1,441百万円であります。

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,946,668百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,921,501百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は214,991百万円、繰延ヘッジ利益の総額は168,103百万円であります。

※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 268,352百万円

※12. 動産不動産の減価償却累計額は639,077百万円であります。

※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金535,000百万円が含まれております。

※14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1. その他経常収益には、退職給付信託設定益25,055百万円、株式等売却益13,740百万円及び土地建物賃貸料7,956百万円を含んでおります。
※2. その他の経常費用には、貸出金償却283,161百万円、債権売却損142,963百万円及び株式等償却67,622百万円を含んでおります。
※3. その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額20,145百万円を計上しております。

(連結剰余金計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1. 資本剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う186,760百万円の増加を含んでおります。
※2. 平成15年3月12日付で行った「事業再構築」によるものであります。
※3. 利益剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う357,748百万円の増加及び139,799百万円の減少を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の期首残高には、当行が平成14年4月1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う95百万円の増加及び43,828百万円の減少を含んでおります。	
※2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位 百万円)	
平成15年3月31日現在	
現金預け金勘定	5,799,579
定期預け金	△420,221
その他	△939,511
現金及び現金同等物	4,439,847

次へ

当連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引

(1) 借手側

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額

動産	41,329百万円
その他	1,298百万円
合計	42,627百万円

減価償却累計額相当額

動産	28,089百万円
その他	895百万円
合計	28,984百万円

年度末残高相当額

動産	13,239百万円
その他	403百万円
合計	13,642百万円

・未経過リース料年度末残高相当額

1年内	6,196百万円
1年超	18,072百万円
合計	24,268百万円

・支払リース料、減価償却費相当額、及び支払利息相当額

支払リース料	6,507百万円
減価償却費相当額	7,656百万円
支払利息相当額	558百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(2) 貸手側

・該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

・未経過リース料

1年内	1,853百万円
1年超	6,871百万円
合計	8,724百万円

(2) 貸手側

・該当ありません。

次へ

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパーも含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	270,625	407

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対 照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	785,760	729,465	△56,295	46,512	102,808
債券	6,580,467	6,641,150	60,683	61,260	577
国債	6,452,193	6,512,325	60,132	60,431	298
地方債	23,922	24,537	614	632	18
社債	104,351	104,287	△63	197	260
その他	78,234	72,470	△5,763	554	6,318
合計	7,444,462	7,443,086	△1,375	108,328	109,703

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したもののについては、回復可能性がある判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は62,733百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	19,293,737	125,865	32,323

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	94,841
非上場外国証券等	10,055
非公募債券等	581,559

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超（百万円）
債券	1,555,254	2,454,119	3,160,988	52,347
国債	1,503,607	1,957,757	2,998,616	52,345
地方債	3,482	19,765	13,098	—
社債	48,163	476,596	149,274	2
その他	—	9,304	12,125	—
合計	1,555,254	2,463,424	3,173,114	52,347

（金銭の信託関係）

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	12,015	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

当連結会計年度

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(平成15年3月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	△1,360
その他有価証券 (※)	△1,360
(+) 繰延税金資産	169
(△) 繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△1,191
(△) 少数株主持分相当額	△152
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	517
その他有価証券評価差額金	△522

※「その他有価証券」には、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額を含めて記載しております。

次へ

1. 取引の状況に関する事項

当連結会計年度
(自 平成14年 4月 1日
至 平成15年 3月31日)

(1) 取引の内容

主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション
- D. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション
- E. その他：コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2) 利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール
(ALM：Asset and Liability Management)」
リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5) 取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

「信用リスク管理の基本方針」を取締役会で定めて、当行のクレジットポートフォリオ管理および与信管理に関するモニタリング・報告等を担当する部署として、与信企画部と統合リスク管理部を設置しております。また、当行は、当行が経営管理を行うグループ各社の保有する信用リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。信用リスク管理の状況については、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

自己資本比率（国内基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は1,032,271百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

当行は、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告等を行う部署として統合リスク管理部を設置しております。また、当行は、当行が経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況については、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

当行のトレーディング業務にかかるVAR（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) VARの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のVARの実績

- ・ 最大値：5億円
- ・ 平均値：2億円

対象期間は平成14年4月1日～平成15年3月31日

(注) VAR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

当連結会計年度
(自 平成14年 4月 1日
至 平成15年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	当連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
金利スワップ	1,411,755
通貨スワップ	512,339
先物外国為替取引	130,308
金利オプション (買)	10,380
通貨オプション (買)	167,186
その他の金融派生商品	14,171
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	△1,213,870
合計	1,032,271

上記は、連結自己資本比率（国内基準）に基づく信用リスク相当額であります。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売 建	259,907	69,935	△129	△129
	買 建	141,838	13,866	59	59
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	37,745,605	29,927,031	1,090,710	1,090,710
	受取変動・支払固定	37,506,683	29,049,898	△969,936	△969,936
	受取変動・支払変動	3,898,693	2,943,414	△2,298	△2,298
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利オプション				
	売 建	1,781,281	1,074,314	△2,817	△2,817
	買 建	1,510,242	970,039	4,359	4,359
	合計	—	—	—	119,947

（注）1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	8,847,754	7,711,048	△43,245	△43,761
	合計	—	—	—	△43,761

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については該当ありません。

また、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等（百万円）
店頭	為替予約	
	売 建	1,009,919
	買 建	2,305,327
	通貨オプション	
	売 建	1,996,843
	買 建	2,176,579

(3) 株式関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売 建	40	—	1	1
	買 建	125	—	1	1
	株式指数先物 オプション				
	売 建	1,890	—	8	5
	買 建	2,345	—	16	△6
	合 計	—	—	—	0

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売 建	5,571	—	△7	△7
	買 建	24,183	—	16	16
	債券先物オプション				
	売 建	—	—	—	—
	買 建	1,420	—	1	△0
	合 計	—	—	—	8

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成15年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション				
	売 建	42,974	42,474	2,836	2,836
	買 建	42,974	42,474	△660	△660
	合 計	—	—	—	2,176

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成15年 3 月31日現在）
該当ありません。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成15年 3 月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売 建	44	—	△5	△5
	買 建	44	—	6	6
	合 計	——	——	——	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

次へ

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、当行においては退職給付信託を設定しております。

なお、厚生年金基金（総合型）の年金資産残高のうち、当行連結子会社の掛金拠出割合に基づく当連結会計年度末の年金資産残高は20,064百万円であります。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
		金額（百万円）
退職給付債務	(A)	△842,044
年金資産	(B)	560,062
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△281,982
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	40,818
未認識数理計算上の差異	(E)	434,992
連結貸借対照表計上額純額	(F) = (C) + (D) + (E)	193,828
前払年金費用	(G)	199,836
退職給付引当金	(F) - (G)	△6,007

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	金額 (百万円)
勤務費用	16,552
利息費用	23,689
期待運用収益	△22,551
数理計算上の差異の費用処理額	24,074
会計基準変更時差異の費用処理額	20,145
その他 (臨時に支払った割増退職金等)	3,987
退職給付費用	<u>65,898</u>

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	当連結会計年度末 (平成15年3月31日)
(1) 割引率	2.1%～2.5%
(2) 期待運用収益率	1.4%～3.4%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年～12年 (各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	主として5年

当連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	468,948百万円
繰越欠損金	641,886
その他有価証券評価差額	551
有価証券償却損金算入限度超過額	164,645
その他	227,809

繰延税金資産小計	1,503,841
----------	-----------

評価性引当額	△435,077
--------	----------

繰延税金資産合計	1,068,764
----------	-----------

繰延税金負債

前払年金費用	△83,201
その他	△73,335

繰延税金負債合計	△156,537
----------	----------

繰延税金資産の純額	912,227百万円
-----------	------------

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は税金等調整前当期純損失が計上されているので、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、当該法人事業税のうち「付加価値額」及び「資本等の金額」を課税標準とする部分は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効税率は、変更前の41.1%から40.6%となり、「繰延税金資産」の金額は8,990百万円減少し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」の金額は8,187百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」の金額は9,421百万円増加し、「土地再評価差額金」の金額は同額減少しております。また、「その他有価証券評価差額金」の金額は6百万円減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で証券等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外経常収益】

当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

当行では一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載することとしておりますが、当行には本邦以外で営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がなく、海外経常収益が連結経常収益の10%未満であるため記載しておりません。

【関連当事者との取引】

当連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子 会社	株みずほ コーポレ ート銀行	東京都 千代田区	1,070,965	銀行業務	—	—	金銭貸 借関係	コール資金の 放出	6,900,000 (※)	コールロ ーン及び 買入手形	6,900,000
							設備の 貸借関 係	株みずほコー ポレート銀行 の貸付債権を 原債権とする 信託受益権の 購入	1,095,087	買入金銭 債権	625,878

(※) 短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レート及び市場価格を参考に決定しております。

(1株当たり情報)

		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	117.43
1株当たり当期純損失	円	181.92

(注) 1. 当連結会計年度におきましては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 当連結会計年度の1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
当期純損失	百万円	687,058
普通株式に係る当期純損失	百万円	687,058
普通株式の期中平均株式数	千株	3,776,704

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

	当連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式及び第九回第九種優先株式。 なお、上記優先株式の概要は「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況(1)株式の総数等」に記載のとおり。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	割引みずほ銀行債券	平成14年3月～ 平成15年3月	——	1,898,586 [1,898,586]	0.05～ 0.08	なし	平成15年 4月～ 平成16年 4月	(注) 1
	割引みずほ銀行債券 (保護預り専用)	平成14年3月～ 平成15年3月	——	302,992 [302,992]	0.02～ 0.06	なし	平成15年 4月～ 平成16年 4月	(注) 1
	利付みずほ銀行債券	平成10年3月～ 平成15年3月	——	118,102 [23,656]	0.14～ 1.20	なし	平成15年 4月～ 平成20年 4月	(注) 1
	利付みずほ銀行債券 (利子一括払)	平成10年3月～ 平成15年3月	——	775,821 [98,637]	0.14～ 1.20	なし	平成15年 4月～ 平成20年 4月	(注) 1
	利付みずほ銀行債券 (財形)	平成10年3月～ 平成15年3月	——	734,233 [94,664]	0.14～ 1.10	なし	平成15年 4月～ 平成20年 4月	(注) 1
	利付みずほ銀行債券 (財形・利子一括払)	平成10年3月～ 平成15年3月	——	89,003 [17,422]	0.14～ 1.10	なし	平成15年 4月～ 平成20年 4月	(注) 1
Mizuho Finance (Aruba) A. E. C	普通社債	平成 5年3月～ 平成14年9月	——	672,794 [—] (110,000千米ドル)	0.00～ 5.10	なし	平成17年12月～	(注) 1, 2
合計		——	——	4,591,535 [2,435,958]	——	——	——	——

(注) 1. 「当期末残高」欄の「[]」書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

2. 当該社債は、外国において発行したものであるため、「当期末残高」欄に外貨建の金額を()書きしております。

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	2,435,958	286,025	481,575	387,938	351,742

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	摘要
借入金	——	612,011	1.97	——	——
再割引手形	——	——	——	——	——
借入金	——	612,011	1.97	平成15年4月～	——

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	19,008	87,902	27,109	6,352	713

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行は、ありません。

(2)【その他】

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月24日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	岩原 淳一
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	甲良 好夫
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	鈴木 啓之
--------------	-------	-------

代表社員 関与社員	公認会計士	成澤 和己
--------------	-------	-------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月29日株式会社みずほプロジェクトとの間で分割契約を締結した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記番号	当事業年度 (平成15年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)			
現金預け金		5,767,724	8.32
現金		1,202,075	
預け金		4,565,648	
コールローン		7,000,000	10.10
債券貸借取引支払保証金		3,434,253	4.96
買入金銭債権		631,480	0.91
特定取引資産	※8	1,261,417	1.82
商品有価証券		25,644	
特定金融派生商品		1,179,887	
その他の特定取引資産		55,885	
有価証券	※1, 2, 8	8,535,213	12.32
国債		6,512,315	
地方債		36,347	
社債		674,035	
株式		1,171,635	
その他の証券		140,880	
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8, 9	37,885,417	54.66
割引手形	※7	679,897	
手形貸付		2,749,492	
証書貸付		27,458,230	
当座貸越		6,997,796	
外国為替		156,348	0.23
外国他店預け		21,033	
買入外国為替	※7	96,233	
取立外国為替		39,091	
その他資産		1,448,203	2.09
未決済為替貸		9,703	
前払費用		1,521	
未収収益		66,369	
先物取引差入証拠金		655	
先物取引差金勘定		102	
金融派生商品		179,439	
繰延ヘッジ損失	※10	49,804	
宝くじ関係立替払金		140,753	
前払年金費用		199,836	
有価証券未収金		375,394	
その他の資産		424,621	
動産不動産	※11, 12, 13	1,200,354	1.73
土地建物動産		1,093,666	
建設仮払金		4,668	
保証金権利金		102,019	
債券繰延資産		1,002	0.00
繰延税金資産		913,837	1.32
支払承諾見返		2,082,156	3.00
貸倒引当金		△829,621	△1.20
投資損失引当金		△182,013	△0.26
資産の部合計		69,305,777	100.00

区分	注記番号	当事業年度 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
預金	※8	49,007,196	70.71
当座預金		3,349,508	
普通預金		23,057,397	
貯蓄預金		1,366,161	
通知預金		668,008	
定期預金		18,480,305	
定期積金		6	
その他の預金		2,085,807	
譲渡性預金		3,157,970	4.56
債券		3,918,740	5.65
コールマネー	※8	1,217,900	1.76
売現先勘定	※8	42,967	0.06
債券貸借取引受入担保金	※8	953,358	1.38
売渡手形	※8	2,523,800	3.64
特定取引負債		1,101,390	1.59
特定取引有価証券派生商品		10	
特定金融派生商品		1,101,380	
借入金	※8	1,495,032	2.16
借入金	※14	1,495,032	
外国為替		10,712	0.02
外国他店借		3,534	
売渡外国為替		4,285	
未払外国為替		2,892	
その他負債		1,860,847	2.68
未決済為替借		18,107	
未払法人税等		15,831	
未払費用		82,510	
前受収益		33,273	
給付補てん備金		0	
金融派生商品		145,451	
宝くじ売上金等未精算金		140,753	
未払特殊証券		413	
特殊証券等剰余金		105	
未払復興貯蓄債券元利金		2	
有価証券未払金		785,019	
その他の負債		639,380	
賞与引当金		8,072	0.01
債権売却損失引当金		24,936	0.04
特定債務者支援引当金		22,840	0.03
特別法上の引当金		2	0.00
金融先物取引責任準備金		2	
再評価に係る繰延税金負債	※11	189,371	0.27
支払承諾		2,082,156	3.00
負債の部合計		67,617,297	97.56
(資本の部)			
資本金	※15	650,000	0.94
資本剰余金		981,668	1.41
資本準備金		981,668	
利益剰余金	※17	△219,322	△0.31
利益準備金		135,749	
任意積立金		205,115	
海外投資等損失準備金		1	
行員退職手当基金		847	
別途準備金		204,265	
当期未処理損失		560,187	
土地再評価差額金	※11	277,061	0.40
その他有価証券評価差額金		△927	△0.00
資本の部合計		1,688,479	2.44
負債及び資本の部合計		69,305,777	100.00

②【損益計算書】

区分	注記番号	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,249,183	100.00
資金運用収益		793,797	
貸出金利息		686,102	
有価証券利息配当金		71,355	
コールローン利息		5,615	
買現先利息		0	
債券貸借取引受入利息		290	
買入手形利息		15	
預け金利息		21,719	
その他の受入利息		8,698	
役務取引等収益		184,973	
受入為替手数料		91,070	
その他の役務収益		93,902	
特定取引収益		41,291	
商品有価証券収益		1,284	
特定金融派生商品収益		39,658	
その他の特定取引収益		348	
その他業務収益		166,381	
外国為替売買益		48,528	
国債等債券売却益		117,736	
投資損失引当金取崩額		9	
特殊証券等関係費補てん金		5	
その他の業務収益		101	
その他経常収益		62,739	
株式等売却益		8,039	
その他の経常収益	※1	54,699	
経常費用		1,871,428	149.81
資金調達費用		98,556	
預金利息		37,134	
譲渡性預金利息		1,911	
債券利息		11,532	
債券発行差金償却		3,146	
コールマネー利息		382	
売現先利息		36	
債券貸借取引支払利息		75	
売渡手形利息		198	
コマーシャル・ペーパー利息		89	
借入金利息		34,604	
金利スワップ支払利息		9,149	
その他の支払利息		293	
役務取引等費用		53,144	
支払為替手数料		22,294	
その他の役務費用		30,849	
特定取引費用		60	
特定取引有価証券費用		60	
その他業務費用		29,268	
国債等債券売却損		23,851	
国債等債券償却		413	
債券発行費用償却		2,281	
金融派生商品費用		2,720	
その他の業務費用		0	
営業経費		635,314	
その他経常費用		1,055,084	
貸倒引当金繰入額		354,647	
貸出金償却		222,939	
株式等売却損		19,329	
株式等償却		76,962	
投資損失引当金繰入額		182,013	
金銭の信託運用損		234	
事業税		15,290	
債権売却損失引当金繰入額		10,738	
その他の経常費用	※2	172,928	
経常損失		622,244	△49.81

区分	注記番号	当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益		650	0.05
動産不動産処分益		232	
償却債権取立益		413	
金融先物取引責任準備金取崩額		4	
特別損失		92,680	7.41
動産不動産処分損		73,490	
退職給付会計基準変更時差異償却		19,189	
税引前当期純損失		714,273	△57.17
法人税、住民税及び事業税		938	0.07
法人税等調整額		△86,656	△6.93
当期純損失		628,556	△50.31
前期繰越損失		337,754	
会社分割による未処分利益の増加額		382,712	
土地再評価差額金取崩額		23,411	
当期末処理損失		560,187	

③【損失処理計算書】

		当事業年度 (株主総会承認日平成15年6月24日)
区分	注記番号	金額(百万円)
当期末処理損失		560,187
損失処理額		560,187
任意積立金取崩額		205,115
海外投資等損失準備金取崩額		1
行員退職手当基金取崩額		847
別途準備金取崩額		204,265
利益準備金取崩額		135,749
資本準備金取崩額		219,322
次期繰越損失		—

次へ

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については当期首と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありません。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	(1) 債券繰延資産 次のとおり償却しております。 ①債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 ②債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (2) 新株発行費 発生時に全額費用処理しております。

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当期は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係)※5. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は580,978百万円であります。

	当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。 (5) 債権売却損失引当金 （株）共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (6) 特定債務者支援引当金 再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。 (7) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になっております。

平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金5,789百円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金15,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当期は15,290百万円を「その他経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は14,084百万円減少しました。

また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めるものではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は2,396百万円減少しました。

当事業年度
(平成15年3月31日)

※1. 子会社の株式及び出資総額 356,454百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。

※2. 使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計1,438百万円含まれております。

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は295,569百万円、当期末に当該処分をせず
に所有しているものは3,130,091百万円であります。

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は78,957百万円、延滞債権額は1,068,999百万円であります。但し、左記債権
額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,702百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は
利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分
を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第
1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図るこ
とを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は39,152百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金
で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は940,504百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支
払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債
権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,127,614百万円
であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分
は、2,702百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計
士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業
手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面
金額は、771,967百万円であります。

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	8,949百万円
有価証券	4,559,568百万円
貸出金	2,839,805百万円

担保資産に対応する債務

預金	452,574百万円
コールマネー	742,900百万円
売現先勘定	42,967百万円
債券貸借取引受入担保金	953,358百万円
売渡手形	2,523,800百万円
借入金	1,824百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有価証券」669,718百万円を差し入れております。

また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,989,318百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,964,151百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は217,984百万円、繰延ヘッジ利益の総額は168,179百万円であります。

※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 268,352百万円

当事業年度
(平成15年3月31日)

※12. 動産不動産の減価償却累計額 626,867百万円

※13. 動産不動産の圧縮記帳額 122,546百万円

※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金
1,433,672百万円が含まれております。

※15. 会社が発行する株式の総数

普通株式	9,920,000千株
第一種優先株式	14,190千株
第二種優先株式	86,000千株
第四種優先株式	64,500千株
第五種優先株式	85,500千株
第六種優先株式	71,250千株
第七種優先株式	71,250千株
第八種優先株式	18,200千株
第九種優先株式	18,200千株
第十一種優先株式	1,000,000千株
第十二種優先株式	1,000,000千株
第十三種優先株式	1,000,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	3,776,704千株
第一回第一種優先株式	14,190千株
第二回第二種優先株式	43,000千株
第三回第二種優先株式	43,000千株
第四回第四種優先株式	64,500千株
第五回第五種優先株式	85,500千株
第六回第六種優先株式	71,250千株
第七回第七種優先株式	71,250千株
第八回第八種優先株式	18,200千株
第九回第九種優先株式	18,200千株
第十回第十三種優先株式	360,000千株

16. 「貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及びその他有価証券評価差額金の合計額を控除した金額」から「資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は、355,071百万円であります。

※17. 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は、47,316百万円であります。

18. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一回第一種優先株式	1株につき22円50銭
第二回第二種優先株式	1株につき8円20銭
第三回第二種優先株式	1株につき14円
第四回第四種優先株式	1株につき47円60銭
第五回第五種優先株式	1株につき42円
第六回第六種優先株式	1株につき11円
第七回第七種優先株式	1株につき8円
第八回第八種優先株式	1株につき17円50銭
第九回第九種優先株式	1株につき5円38銭
第十回第十三種優先株式	1株につき80円

(損益計算書関係)

当事業年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

※1. 「その他の経常収益」には、退職給付信託設定益25,055百万円及び土地建物賃貸料8,921百万円を含んでおります。

※2. 「その他の経常費用」には、債権売却損134,785百万円を含んでおります。

当事業年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産	34,636百万円
その他	339百万円
合計	34,976百万円

減価償却累計額相当額

動産	22,447百万円
その他	273百万円
合計	22,720百万円

期末残高相当額

動産	12,189百万円
その他	66百万円
合計	12,255百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内	5,114百万円
1年超	16,194百万円
合計	21,308百万円

・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5,633百万円
減価償却費相当額	6,910百万円
支払利息相当額	468百万円

・減価償却費相当額の算定方法

原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・未経過リース料

1年内	1,853百万円
1年超	6,871百万円
合計	8,724百万円

次へ

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当事業年度（平成15年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	86,211	61,569	△24,642
関連会社株式	-	-	-
合計	86,211	61,569	△24,642

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(税効果会計関係)

当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	342,887百万円
繰越欠損金	560,033
その他有価証券評価差額	376
有価証券償却損金算入限度超過額	164,061
その他	225,184
繰延税金資産小計	1,292,542
評価性引当額	△222,168
繰延税金資産合計	1,070,374
繰延税金負債	
前払年金費用	△83,201
その他	△73,335
繰延税金負債合計	△156,537
繰延税金資産の純額	913,837百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当期は税引前当期純損失が計上されているので、記載しておりません。	
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額	
「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、当該法人事業税のうち「付加価値額」及び「資本等の金額」を課税標準とする部分は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないことになります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。	
この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効税率は、変更前の41.1%から40.6%となり、「繰延税金資産」の金額は8,957百万円減少し、当期に計上された「法人税等調整額」の金額は8,161百万円増加しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」の金額は9,421百万円増加し、「土地再評価差額金」の金額は同額減少しております。なお、「その他有価証券評価差額金」への影響はありません。	

(1株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	127.99
1株当たり当期純損失	円	166.42

(注) 1. 当事業年度におきましては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 当事業年度の1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
当期純損失	百万円	628,556
普通株式に係る当期純損失	百万円	628,556
普通株式の期中平均株式数	千株	3,776,704

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期は純損失が計上されているので、記載しておりません。

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第二種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第八回第八種優先株式及び第九回第九種優先株式。 なお、上記優先株式の概要は「第4提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
当行は、平成15年5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年7月23日(予定)を期日として、当行子会社である株式会社みずほプロジェクト(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほプロジェクトに承継させる分割契約を締結いたしました。 今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、①「企業再生の早期実現」に加え、②「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。 なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。

④【附属明細表】

当事業年度 (平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	-	812,863	48,058	764,804	-	-	764,804
建物	-	560,630	13,006	547,623	333,743	10,992	213,880
動産	-	445,440	37,335	408,104	293,123	44,440	114,981
建設仮払金	-	32,520	27,851	4,668	-	-	4,668
有形固定資産計	-	1,851,454	126,251	1,725,202	626,867	55,432	1,098,335
無形固定資産							
借地権	-	-	-	10,945	-	-	10,945
電信電話専用施設等利用 権	-	-	-	3,144	2,173	111	970
その他の無形固定資産	-	-	-	1,572	0	0	1,572
無形固定資産計	-	-	-	15,662	2,173	111	13,488
繰延資産							
債券発行差金	-	6,442	5,291	1,151	641	3,146	510
債券発行費用	-	4,670	3,634	1,036	543	2,281	492
繰延資産計	-	11,113	8,925	2,187	1,185	5,428	1,002
その他	-	287,088	-	287,088	187,866	29,607	99,221

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

2. 無形固定資産の金額は資産の総額の100分の1以下であるため、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

3. 無形固定資産は、貸借対照表科目では、「保証金権利金」に含めて計上しております。

4. その他はソフトウェアであります。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		-	650,000	-	650,000
資本金のうち既発行株式	普通株式（株）	(-)	(3,776,704,101)	(-)	(3,776,704,101)
	第一回第一種優先株式（株）	(-)	(14,190,000)	(-)	(14,190,000)
	第二回第二種優先株式（株）	(-)	(43,000,000)	(-)	(43,000,000)
	第三回第二種優先株式（株）	(-)	(43,000,000)	(-)	(43,000,000)
	第四回第四種優先株式（株）	(-)	(64,500,000)	(-)	(64,500,000)
	第五回第五種優先株式（株）	(-)	(85,500,000)	(-)	(85,500,000)
	第六回第六種優先株式（株）	(-)	(71,250,000)	(-)	(71,250,000)
	第七回第七種優先株式（株）	(-)	(71,250,000)	(-)	(71,250,000)
	第八回第八種優先株式（株）	(-)	(18,200,000)	(-)	(18,200,000)
	第九回第九種優先株式（株）	(-)	(18,200,000)	(-)	(18,200,000)
	第十回第十三種優先株式（株）	(-)	(360,000,000)	(-)	(360,000,000)
	計（株）	(-)	(4,565,794,101)	(-)	(4,565,794,101)
	計(注1)（百万円）	-	650,000	-	650,000
資本準備金及びその他資本剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金（注2）（百万円）	-	407,604	132,272	275,331
	合併差益（百万円）	-	194,018	-	194,018
	吸収分割差益（百万円）	-	512,317	-	512,317
	計（百万円）	-	1,113,941	132,272	981,668
利益準備金及び任意積立金	(利益準備金)（百万円）	-	135,749	-	135,749
	(任意積立金)				
	海外投資等損失準備金（注3）（百万円）	-	4	3	1
	行員退職手当基金（百万円）	-	847	-	847
	別途準備金（注4）（百万円）	-	278,340	74,075	204,265
	計（百万円）	-	414,942	74,078	340,864

(注) 1. 資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため総額のみ記載しております。

また、当期増加額のうち180,000百万円は、第十回第十三種優先株式の発行によるものであります。

2. 当期増加額のうち180,000百万円は、第十回第十三種優先株式の発行によるものであります。

また、当期減少額は、平成15年3月12日のグループ経営体制の再編によるものであります。

3. 当期減少額は、旧株式会社第一勧業銀行の平成14年3月期決算の損失処理によるものであります。

4. 当期減少額は、平成15年3月12日のグループ経営体制の再編によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	-	793,130	-	* 317,773	475,356
個別貸倒引当金	-	755,095	243,721	* 157,200	354,174
うち非居住者向け債権分	-	3,124	826	* 1,603	693
特定海外債権引当勘定	-	90	-	-	90
投資損失引当金	-	279,421	97,398	* 9	182,013
賞与引当金	-	18,695	10,623	-	8,072
債権売却損失引当金	-	73,204	34,069	* 14,198	24,936
特定債務者支援引当金	-	55,240	9,560	* 22,840	22,840
金融先物取引責任準備金	-	8	-	6	2
計	-	1,974,887	395,371	512,028	1,067,487

(注) * 洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	-	23,769	7,938	-	15,831
未払法人税等	-	2,199	1,643	-	555
未払事業税	-	21,569	6,294	-	15,275

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成15年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金3,231,653百万円、他の銀行への預け金1,332,611百万円その他であります。
その他の証券	外国証券52,128百万円その他であります。
前払費用	営業経費1,423百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息33,691百万円、有価証券利息配当金13,840百万円その他であります。
その他の資産	仮払金206,990百万円、オプション資産106,561百万円、ソフトウェア99,221百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金1,087,102百万円、別段預金964,679百万円その他であります。
未払費用	預金利息21,321百万円、金融債支払利息15,786百万円、営業経費14,296百万円、借入金利息12,978百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息28,486百万円その他であります。
その他の負債	未払債券元金368,110百万円、オプション負債124,394百万円、未払金105,704百万円その他であります。

(3) 【その他】

当行発足に際し会社分割及び合併を行った株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の前事業年度に係る財務諸表並びに株式会社みずほコーポレート銀行の当事業年度に係る財務諸表は以下の通りであります。

(株式会社第一勧業銀行)

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

区分	注記番号	前事業年度末 (平成14年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
現金預け金	※8	4,548,383	8.74
現金		862,244	
預け金		3,686,139	
コールローン		319,573	0.62
買入金銭債権		40,531	0.08
特定取引資産	※8	1,831,694	3.52
商品有価証券		6,750	
特定金融派生商品		1,090,412	
その他の特定取引資産		734,530	
金銭の信託		43,442	0.08
有価証券	※2, 8, 9	7,806,381	15.01
国債		3,284,157	
地方債		203,160	
社債		254,358	
株式	※1	2,414,446	
その他の証券		1,650,257	
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8, 9	30,919,214	59.44
割引手形	※7	665,697	
手形貸付		3,765,599	
証書貸付		19,273,723	
当座貸越		7,214,194	
外国為替	※8	731,491	1.41
外国他店預け		508,757	
外国他店貸		1,756	
買入外国為替		115,435	
取立外国為替		105,542	
その他資産		2,471,700	4.75
未決済為替貸		5,970	
前払費用		1,589	
未収収益		97,265	
先物取引差入証拠金		6,198	
先物取引差金勘定		18	
保管有価証券等	※2	715,791	
金融派生商品		123,434	
繰延ヘッジ損失	※10	100,486	
宝くじ関係立替払金		145,010	
債券貸借取引差入担保金		716,067	
前払年金費用		128,000	
その他の資産		431,867	
動産不動産	※11, 12, 13	790,567	1.52
土地建物動産		742,195	
建設仮払金		7,376	
保証金権利金		40,994	
繰延税金資産		901,121	1.73
支払承諾見返		2,464,268	4.74
貸倒引当金		△853,355	△1.64
投資損失引当金		△389	△0.00
資産の部合計		52,014,626	100.00

		前事業年度末 (平成14年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
預金	※8	32,299,577	62.10
当座預金		2,894,822	
普通預金		12,772,662	
貯蓄預金		748,701	
通知預金		921,734	
定期預金		13,066,344	
定期積金		6	
その他の預金		1,895,306	
譲渡性預金		4,476,636	8.61
コールマネー	※8	2,960,961	5.69
売現先勘定	※8	330,473	0.63
売渡手形	※8	984,300	1.89
コマーシャル・ペーパー		316,000	0.61
特定取引負債		1,009,544	1.94
特定金融派生商品		1,009,544	
借入金	※8	1,635,881	3.15
借入金	※14	1,635,881	
外国為替	※8	595,545	1.14
外国他店預り		473,726	
外国他店借		105,074	
売渡外国為替		2,943	
未払外国為替		13,800	
その他負債	※8	2,788,642	5.36
未決済為替借		10,842	
未払法人税等		8,215	
未払費用		60,475	
前受収益		26,473	
従業員預り金		10	
給付補てん備金		0	
先物取引差金勘定		2,454	
借入有価証券		715,791	
金融派生商品		164,420	
宝くじ売上金等未精算金		145,010	
未払特殊証券		413	
特殊証券等剰余金		110	
未払復興貯蓄債券元利金		2	
債券貸借取引受入担保金		1,323,725	
その他の負債		330,696	
賞与引当金		6,526	0.01
債権売却損失引当金		25,926	0.05
特別法上の引当金		6	0.00
金融先物取引責任準備金		6	
再評価に係る繰延税金負債	※11	196,572	0.38
支払承諾		2,464,268	4.74
負債の部合計		50,090,862	96.30
(資本の部)			
資本金	※15	858,784	1.65
資本準備金		747,181	1.44
利益準備金		126,841	0.24
再評価差額金	※11	309,274	0.60
その他の剰余金		28,094	0.05
任意積立金		365,852	
海外投資等損失準備金		42	
行員退職手当基金		847	
別途準備金		364,962	
当期末処理損失		337,757	
その他有価証券評価差額金		△146,412	△0.28
資本の部合計		1,923,764	3.70
負債及び資本の部合計		52,014,626	100.00

② 損益計算書

		前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,257,881	100.00
資金運用収益		799,626	
貸出金利息		629,218	
有価証券利息配当金		127,897	
コールローン利息		4,987	
買現先利息		1	
買入手形利息		31	
預け金利息		22,897	
その他の受入利息		14,592	
役務取引等収益		126,363	
受入為替手数料		59,617	
その他の役務収益		66,745	
特定取引収益		35,987	
商品有価証券収益		1,364	
特定取引有価証券収益		620	
特定金融派生商品収益		32,918	
その他の特定取引収益		1,084	
その他業務収益		93,350	
外国為替売買益		43,634	
国債等債券売却益		49,618	
投資損失引当金取崩額		38	
特殊証券等関係費補てん金		5	
その他の業務収益		52	
その他経常収益		202,554	
株式等売却益		152,732	
投資損失引当金取崩額		1	
金銭の信託運用益		1,565	
その他の経常収益	※1	48,254	
経常費用		1,956,454	155.54
資金調達費用		258,495	
預金利息		106,860	
譲渡性預金利息		6,680	
コールマネー利息		10,196	
売現先利息		78	
売渡手形利息		140	
コマーシャル・ペーパー利息		543	
借用金利息		40,031	
金利スワップ支払利息		13,970	
その他の支払利息		79,993	
役務取引等費用		34,042	
支払為替手数料		14,519	
その他の役務費用		19,523	
その他業務費用		27,284	
国債等債券売却損		21,137	
国債等債券償却		5,330	
金融派生商品費用		464	
その他の業務費用		352	
営業経費		384,393	
その他経常費用		1,252,237	
貸倒引当金繰入額		504,472	
貸出金償却		486,865	
株式等売却損		7,116	
株式等償却		136,081	
金銭の信託運用損		19,629	
事業税		11,137	
債権売却損失引当金繰入額		11,876	
その他の経常費用	※2	75,058	
経常損失		698,573	△ 55.54

		前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	百分比 (%)
特別利益		54,368	4.32
動産不動産処分益		1,623	
償却債権取立益		59	
その他の特別利益	※3	52,684	
特別損失		39,998	3.18
動産不動産処分損		19,992	
その他の特別損失	※4	20,005	
税引前当期純損失		684,203	△54.40
法人税、住民税及び事業税		312	0.02
法人税等調整額		△291,850	△23.20
当期純損失		392,666	△31.22
前期繰越利益		44,954	
再評価差額金取崩額		9,953	
当期末処理損失		337,757	

③ 損失処理計算書

		前事業年度 (株主総会承認日 平成14年6月24日)
区分	注記番号	金額 (百万円)
当期末処理損失		337,757
損失処理額		3
任意積立金取崩額		3
海外投資等損失準備金取崩額		3
次期繰越損失		337,754

[次へ](#)

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありません。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～47年 動産 3年～15年 電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当事業年度から5年に変更しております。この変更に伴い、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ1,086百万円増加しております。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部等及び審査部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した行内業務監査委員会傘下の組織である資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 また、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,145,218百万円であります。 (2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、事業年度末における年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回るため、純額を資産の部の前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 発生年度に一時処理しております。 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異（171,933百万円）については、前事業年度の退職給付信託の設定により71,904百万円を一時費用処理し、残額の100,028百万円については5年による按分額を費用処理しております。
	(5) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。
	(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。このうち「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理に基づくものは、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行っております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

前事業年度
(自 平成13年 4 月 1 日
至 平成14年 3 月31 日)

(金融商品会計)

金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年 1 月22 日））の適用に伴い、当事業年度から次のとおり処理しております。

- (1) 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。なお、この変更に伴い、「売現先勘定」が330,473百万円計上されております。
- (2) その他有価証券を時価評価すること等により生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、有価証券（譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含む）が239,471百万円減少し、「繰延税金資産」が93,058百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」を△146,412百万円計上しております。
- (3) その他有価証券の売買契約の認識基準の変更や未収配当金の見積計上により、「未収収益」が11,632百万円、「その他の資産」が122,768百万円、「その他の負債」が28,246百万円それぞれ増加し、有価証券が95,767百万円減少し、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ10,387百万円減少しております。

(外貨建取引等会計基準)

従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年 4 月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「その他の証券」は7,174百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」が3,085百万円、「繰延ヘッジ損失」が6,693百万円それぞれ増加し、「未収収益」が339百万円減少するとともに、その他負債中の「金融派生商品」が2,865百万円増加し、「未払費用」が330百万円減少し、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ270百万円増加しております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

前事業年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

(貸借対照表関係)

従業員賞与の未払計上額については、従来「未払費用」に計上していましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15)により、当事業年度から「賞与引当金」として表示しております。

なお、この変更により、「未払費用」が6,526百万円減少し、「賞与引当金」が同額増加しております。

東京都にかかる事業税については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、課税標準が従来の所得から業務粗利益に変更されました。

平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金5,789百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。

当行は都条例が違憲・違法であると考え、上記のとおり、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度においては、前事業年度と同様に都条例に基づく外形標準課税基準による事業税を東京都にかかる事業税として会計処理を行っておりますが、これは現時点では従来の会計処理を継続することが適当であると判断したためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。

上記都条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前事業年度において8,821百万円、当事業年度において9,471百万円を、その他経常費用中の「事業税」に計上しており、所得を課税標準とする場合に比べ、経常損失がそれぞれ同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」は、所得を課税標準とする場合に比べ、前事業年度においては3,131百万円減少しておりますが、当事業年度における影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得を課税標準とする場合に比べ、当事業年度末において、「繰延税金資産」が42,470百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」が13,253百万円減少するとともに「再評価差額金」が同額増加し、「その他有価証券評価差額金」が6,274百万円減少しております。

また、大阪府にかかる事業税についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、課税標準が従来の所得から業務粗利益に変更されました。

平成14年4月4日、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。

当行は府条例が違憲・違法であると考え、上記のとおり、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度においては、府条例に基づく外形標準課税基準による事業税を大阪府にかかる事業税として会計処理を行っておりますが、これは現時点では東京都と同様の会計処理を行うことが適当であると判断したためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。

上記府条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、当事業年度において、1,666百万円をその他経常費用中の「事業税」に計上しており、所得を課税標準とする場合に比べ、経常損失が同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得を課税標準とする場合に比べ、当事業年度末において、「繰延税金資産」が8,972百万円減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」が2,428百万円減少するとともに「再評価差額金」が同額増加し、「その他有価証券評価差額金」が1,149百万円減少しております。

なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下改正府条例)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以降開始する事業年度より適用されることとなりました。また、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の規定により、外形標準課税基準による税額と所得基準による税額のうち、低い額となる所得基準による税額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。

次へ

前事業年度 (平成14年3月31日)	
※1. 子会社の株式総額	151,013百万円
(本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。)	
※2. 消費貸借契約(債券貸借取引及び現金担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、有価証券、保管有価証券に合計1,324,407百万円含まれております。	
なお、当事業年度末において使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。	
※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は331,120百万円、延滞債権額は1,292,242百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、1,840百万円であります。	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は33,479百万円であります。	
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は595,612百万円であります。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,252,455百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、1,840百万円であります。	
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
※7. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、665,697百万円であります。	
※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
現金預け金	1,932百万円
特定取引資産	330,457百万円
有価証券	2,596,473百万円
貸出金	1,503,730百万円
外国為替	5,189百万円
担保資産に対応する債務	
預金	107,360百万円
コールマネー	1,054,500百万円
売現先勘定	330,473百万円
売渡手形	984,300百万円
借入金	2,167百万円
外国為替	14,197百万円
その他負債	1,733百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金172百万円、有価証券1,006,512百万円及び貸出金141,541百万円を差し入れております。	
また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。	

前事業年度
(平成14年3月31日)

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,250,534百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが11,954,049百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は196,045百万円、繰延ヘッジ利益の総額は95,559百万円であります。

※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

145,587百万円

※12. 動産不動産の減価償却累計額 260,166百万円

※13. 動産不動産の圧縮記帳額 104,636百万円

（当期圧縮記帳額 — 百万円）

※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,572,536百万円が含まれております。

※15. 会社が発行する株式の総数

普通株式	8,320,000,000株
第一種優先株式	100,000,000株
第二種優先株式	500,000,000株
第三種優先株式	500,000,000株
第四種優先株式	500,000,000株

発行済株式総数

普通株式	3,122,384,804株
第一回優先株式	33,000,000株
第二回優先株式	100,000,000株
第三回優先株式	100,000,000株
第四回優先株式	150,000,000株

16. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、平成10年3月31日発行の第一回優先株式、平成11年3月31日発行の第二回優先株式、第三回優先株式、第四回優先株式所有の株主に対しては、優先株主配当金（第一回優先株式は1株につき年22円50銭、第二回優先株式は1株につき年8円20銭、第三回優先株式は1株につき年14円、第四回優先株式は1株につき年47円60銭）を超えて配当することはありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31 日)	
※1. その他の経常収益には、退職給付信託設定益32,539百万円を含んでおります。	
※2. その他の経常費用には、債権売却損28,331百万円を含んでおります。	
※3. その他の特別利益は、退職給付制度改訂に伴う退職給付債務の減少額であります。	
※4. その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額であります。	

[次へ](#)

前事業年度
(自 平成13年 4 月 1 日
至 平成14年 3 月31 日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産	36,061百万円
その他	144百万円
合計	36,205百万円

減価償却累計額相当額

動産	17,465百万円
その他	131百万円
合計	17,597百万円

期末残高相当額

動産	18,595百万円
その他	12百万円
合計	18,608百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1 年内	5,244百万円
1 年超	21,067百万円
合計	26,312百万円

・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	6,010百万円
減価償却費相当額	7,901百万円
支払利息相当額	563百万円

・減価償却費相当額の算定方法

原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9 を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・未経過リース料

1 年内	1,566百万円
1 年超	2,574百万円
合計	4,141百万円

次へ

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度（平成14年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	89,668	81,249	△8,418
関連会社株式	—	—	—
合計	89,668	81,249	△8,418

(注) 時価は、事業年度末日における市場価格に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額		567,462百万円
繰越欠損金		159,299百万円
その他有価証券評価差額		93,058百万円
有価証券償却		55,066百万円
有価証券(退職給付信託拠出分)		28,915百万円
その他		52,019百万円
繰延税金資産合計		955,822百万円
繰延税金負債		
前払年金費用		△49,750百万円
その他		△4,950百万円
繰延税金負債合計		△54,701百万円
繰延税金資産の純額		901,121百万円

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	360.22
1株当たり当期純損失	円	125.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—

(注) 1. 1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。

2. 1株当たり当期純損失は、当期純損失から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

前事業年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

当行は、平成14年4月1日に、株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行とともに、吸収分割の方法により、株式会社みずほホールディングスに対し「証券子会社管理営業及び信託銀行子会社管理営業」を分割（以下「子会社管理営業分割」という。）いたしました。この子会社管理営業分割により、当行の資産は155,000百万円、負債は81,000百万円減少し、資本金の額は74,000百万円減少いたしました。

また、当行、富士銀行及び日本興業銀行は、平成14年4月1日に、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編（以下「本件分割合併」という。）されました。なお、当行は、みずほ銀行に商号を変更いたしました。

本件分割合併において、

- (1) 当行は、吸収分割の方法により、富士銀行から「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、資本準備金が512,317百万円増加しております。
- (2) 当行は、当行を存続会社とする吸収合併の方法により、株式会社みずほ統合準備銀行から日本興業銀行の「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、資本準備金194,018百万円、利益準備金8,907百万円が増加しております。
- (3) 当行は、吸収分割の方法により、富士銀行に対し「コーポレート銀行業務に関する諸営業」を分割いたしました。これにより、資本金314,784百万円、資本準備金519,576百万円、任意積立金その他留保利益86,659百万円が減少しております。

なお、本件分割合併に伴い、当行の未処分利益は382,712百万円増加しております。

この結果、子会社管理営業分割及び本件分割合併後の当行の資本金は470,000百万円、資本準備金は933,941百万円、利益準備金は135,749百万円、再評価差額は309,274百万円、任意積立金その他の留保利益は324,147百万円となりました。

次へ

④ 附属明細表

前事業年度 (平成13年 4 月 1 日から
平成14年 3 月31日まで)

a. 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	582,364	128	16,128	566,364	—	—	566,364
建物	(△194) 270,039	8,331	5,431	272,940	175,086	5,082	97,854
動産	(△162) 137,817	68,869	43,629	163,057	85,080	20,989	77,977
建設仮払金	(△30) 4,821	9,648	7,093	7,376	—	—	7,376
有形固定資産計	(△387) 995,043	86,978	72,282	1,009,739	260,166	26,072	749,572
無形固定資産							
借地権	4,876	2	148	4,730	—	—	4,730
電信電話専用施設等利用権	1,012	—	39	972	570	49	401
電話加入権	998	0	—	999	—	—	999
無形固定資産計	6,887	2	188	6,702	570	49	6,131
その他	74,302	34,517	14,299	94,520	33,826	14,165	60,694

(注) 1. () 内は、為替換算差額であります。

2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

3. その他はソフトウェアであります。

b. 資本金等明細表

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		858,784	—	—	858,784
資本金のうち 既発行株式	普通株式（株）	(3,122,384,804)	(—)	(—)	(3,122,384,804)
	普通株式（百万円）	459,284	—	—	459,284
	第一回第一種優先株式（株）	(33,000,000)	(—)	(—)	(33,000,000)
	第一回第一種優先株式（百万円）	49,500	—	—	49,500
	第二回第二種優先株式（株）	(100,000,000)	(—)	(—)	(100,000,000)
	第二回第二種優先株式（百万円）	100,000	—	—	100,000
	第三回第二種優先株式（株）	(100,000,000)	(—)	(—)	(100,000,000)
	第三回第二種優先株式（百万円）	100,000	—	—	100,000
	第四回第四種優先株式（株）	(150,000,000)	(—)	(—)	(150,000,000)
	第四回第四種優先株式（百万円）	150,000	—	—	150,000
	計（株）	(3,505,384,804)	(—)	(—)	(3,505,384,804)
	計（百万円）	858,784	—	—	858,784
資本準備金	（資本準備金）				
	株式払込剰余金（百万円）	747,181	—	—	747,181
利益準備金及 び任意積立金	（利益準備金）（注）1（百万円）	119,741	7,100	—	126,841
	（任意積立金）				
	海外投資等損失準備金（注）2（百万円）	46	0	4	42
	（任意積立金）				
	行員退職手当基金（百万円）	847	—	—	847
	別途準備金（注）3（百万円）	344,962	20,000	—	364,962
	計（百万円）	465,597	27,100	4	492,693

（注）1. 当期増加額は、前期決算の利益処分に伴う積立によるものであります。

2. 当期増減額は、前期決算の利益処分によるものであります。

3. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるものであります。

c. 引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	(△2,572) 238,719	344,435	—	* 238,719	344,435
個別貸倒引当金	(△1,774) 357,857	498,906	258,677	* 99,179	498,906
うち非居住者向け債権分	(△1,774) 41,337	36,053	16,891	* 24,446	36,053
特定海外債権引当勘定	10,984	10,013	—	* 10,984	10,013
投資損失引当金	1,787	389	1,358	* 429	389
賞与引当金	—	6,526	—	—	6,526
債権売却損失引当金	113,485	25,926	99,434	* 14,050	25,926
金融先物取引責任準備金	6	—	—	—	6
計	(△4,346) 722,840	886,199	359,470	363,363	886,205

(注) 1. () 内は為替換算差額であります。

2. *洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	(△36) 23,776	8,215	23,776	—	8,215
未払法人税等	(△36) 11,490	1,921	11,490	—	1,921
未払事業税	12,285	6,294	12,285	—	6,294

(注) () 内は為替換算差額であります。

(2) 主な資産及び負債の内容

前事業年度末（平成14年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金3,020,000百万円、他の銀行への預け金666,138百万円であります。
その他の証券	外国証券1,617,806百万円その他であります。
前払費用	営業経費1,008百万円、借入金利息506百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息42,448百万円、有価証券利息配当金34,655百万円その他であります。
その他の資産	未収金199,158百万円、金融安定化拠出基金への拠出金61,000百万円、新金融安定化基金への拠出金43,286百万円、ソフトウェア60,694百万円及び、仮払金36,248百万円（債券利息立替金、不渡異議申立提供金等）その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金971,013百万円、別段預金609,833百万円その他であります。
未払費用	預金利息23,437百万円、外国為替利息11,300百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息20,834百万円その他であります。
その他の負債	仮受金162,574百万円（不渡異議申立提供保証金、貸出償還金等）、オプション負債59,437百万円、未払金28,919百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。

次へ

(株式会社富士銀行)

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

		前事業年度末 (平成14年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
現金預け金	※ 8	3,968,495	7.95
現金		639,631	
預け金		3,328,864	
コールローン		314,385	0.63
買入金銭債権		63,537	0.13
特定取引資産	※2, 8	1,564,263	3.13
商品有価証券		49	
特定金融派生商品		1,163,514	
その他の特定取引資産		400,699	
金銭の信託		690	0.00
有価証券	※1, 2, 8	8,346,690	16.72
国債		3,757,650	
地方債		62,084	
社債		443,015	
株式		2,948,005	
その他の証券		1,135,934	
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8, 9	30,457,654	61.02
割引手形	※ 7	423,790	
手形貸付		2,961,004	
証書貸付		20,044,344	
当座貸越		7,028,515	
外国為替		265,487	0.53
外国他店預け		28,972	
外国他店貸		18,101	
買入外国為替	※ 7	168,187	
取立外国為替		50,226	
その他資産	※2, 8	1,752,924	3.51
未決済為替貸		6,718	
前払費用		1,872	
未収収益		88,751	
先物取引差入証拠金		73	
保管有価証券等		187,803	
金融派生商品		376,217	
繰延ヘッジ損失	※10	101,878	
その他の資産	※ 8	989,610	
動産不動産	※11, 12, 13	527,312	1.06
土地建物動産		456,652	
建設仮払金		5,071	
保証金権利金		65,587	
繰延税金資産		763,161	1.53
支払承諾見返		2,462,953	4.93
貸倒引当金		△477,107	△0.95
投資損失引当金		△99,279	△0.19
資産の部合計		49,911,168	100.00

		前事業年度末 (平成14年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
預金	※ 8	32,691,240	65.50
当座預金		2,343,339	
普通預金		12,891,597	
貯蓄預金		793,837	
通知預金		883,757	
定期預金		13,202,040	
その他の預金		2,576,668	
譲渡性預金		3,494,644	7.00
コールマネー	※ 8	2,960,707	5.93
売現先勘定	※ 8	334,021	0.67
売渡手形		12,729	0.03
コマーシャル・ペーパー		210,500	0.42
特定取引負債		1,096,029	2.20
特定金融派生商品		1,096,029	
借入金	※ 8	1,635,243	3.28
借入金	※14	1,635,243	
外国為替		102,085	0.20
外国他店預り		68,464	
外国他店借		24,599	
売渡外国為替		837	
未払外国為替		8,184	
社債	※15	300,000	0.60
その他負債		2,393,047	4.79
未決済為替借		33,587	
未払法人税等		13,313	
未払費用		110,196	
前受収益		18,391	
先物取引差金勘定		87	
借入有価証券		187,803	
金融派生商品		415,934	
債券貸付取引担保金		1,072,860	
その他の負債		540,872	
賞与引当金		5,620	0.01
退職給付引当金		15,299	0.03
債権売却損失引当金		20,537	0.04
特定債務者支援引当金		32,400	0.07
特別法上の引当金		78	0.00
金融先物取引責任準備金		78	
再評価に係る繰延税金負債	※11	81,150	0.16
支払承諾		2,462,953	4.94
負債の部合計		47,848,289	95.87
(資本の部)			
資本金	※16	1,039,544	2.08
資本準備金		929,907	1.86
利益準備金		120,546	0.24
再評価差額金	※11	131,340	0.26
その他の剰余金		32,454	0.07
任意積立金		110,925	
海外投資等損失準備金		25	
行員退職手当基金		1,500	
別途積立金		109,400	
当期末処理損失		78,470	
その他有価証券評価差額金		△190,914	△0.38
資本の部合計		2,062,878	4.13
負債及び資本の部合計		49,911,168	100.00

次へ

② 損益計算書

		前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益	※ 1	1, 319, 798	100. 00
資金運用収益		892, 138	
貸出金利息		661, 628	
有価証券利息配当金		163, 556	
コールローン利息		5, 662	
買現先利息		5	
買入手形利息		36	
預け金利息		32, 934	
金利スワップ受入利息		9, 021	
その他の受入利息		19, 293	
役務取引等収益		133, 227	
受入為替手数料		50, 809	
その他の役務収益		82, 418	
特定取引収益		45, 479	
特定取引有価証券収益		1, 506	
特定金融派生商品収益		43, 022	
その他の特定取引収益		950	
その他業務収益		94, 410	
外国為替売買益		43, 363	
国債等債券売却益		48, 398	
金融派生商品収益		1, 432	
その他の業務収益		1, 214	
その他経常収益		154, 542	
株式等売却益		77, 650	
金銭の信託運用益		11	
その他の経常収益		76, 879	
経常費用		1, 526, 231	115. 64
資金調達費用		342, 359	
預金利息		207, 889	
譲渡性預金利息		8, 779	
コールマネー利息		2, 567	
売現先利息		449	
売渡手形利息		796	
コマーシャル・ペーパー利息		283	
借入金利息		74, 366	
社債利息		2, 756	
その他の支払利息		44, 470	
役務取引等費用		54, 427	
支払為替手数料		12, 838	
その他の役務費用		41, 588	
特定取引費用		515	
商品有価証券費用		515	
その他業務費用		33, 563	
国債等債券売却損		24, 847	
国債等債券償却		1, 465	
その他の業務費用		7, 251	
営業経費		362, 687	
その他経常費用		732, 677	
貸倒引当金繰入額		135, 660	
貸出金償却		262, 264	
債権売却損失引当金繰入額		2, 264	
特定債務者支援引当金繰入額		17, 300	
投資損失引当金繰入額		1, 817	
株式等売却損		17, 021	
株式等償却		139, 478	
金銭の信託運用損		0	
その他の経常費用		156, 870	
経常損失		206, 433	△15. 64

		前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額（百万円）	百分比（%）
特別利益	※ 2	18,072	1.37
動産不動産処分益		74	
償却債権取立益		17,998	
特別損失		22,640	1.71
動産不動産処分損		8,023	
その他の特別損失		14,616	
税引前当期純損失		211,000	△15.98
法人税、住民税及び事業税		267	0.02
法人税等調整額		△81,667	△6.18
当期純損失		129,600	△9.82
前期繰越利益		47,973	
再評価差額金取崩額		3,156	
当期末処理損失		78,470	

③ 損失処理計算書

		前事業年度 (定時株主総会承認日 平成14年 6 月24日)
区分	注記番号	金額（百万円）
当期末処理損失		78,470
損失処理額		23
任意積立金取崩額		23
海外投資等損失準備金取崩額		23
次期繰越損失		78,447

次へ

区分	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、当事業年度末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：5年～50年 動産：2年～15年 なお、建物に含まれております建物付属設備及び構築物については従来定率法を採用しておりましたが店舗等の建物等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であり、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映すると考えられることから、当事業年度より定額法に変更しております。この変更により、従来の方によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ3,208百万円減少しております。 また、電子計算機の耐用年数については、従来6年としておりましたが、当事業年度から5年に変更しております。この変更により、従来の方によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ2,970百万円増加しております。

区分	前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は765,081百万円であります。 (2) 投資損失引当金 子会社等への投資に対する損失に備えるため、財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

区分	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度に一時損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異（123,118百万円）については、前事業年度の退職給付信託の設定により50,036百万円を一時費用処理した残額について5年による按分額を費用処理しております。
	(5) 債権売却損失引当金 （株）共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
	(6) 特定債務者支援引当金 再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
	(7) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

区分	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））に定められた「原則的処理方法」によるヘッジを実施しており、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動がヘッジ手段であるデリバティブによって高い水準で相殺されていることを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

前事業年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

1. (金融商品会計)

金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））の適用に伴い、当事業年度から次のとおり処理しております。

- (1) 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。また、現先取引にかかる約定見返勘定は、当事業年度より認識しておりません。
- (2) その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、有価証券が308,873百万円減少し、その他有価証券評価差額金が△190,914百万円計上されております。また、株式の未収配当金を見積り計上する方式に変更したことに伴い、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ10,670百万円減少しております。

2. (外貨建取引等会計基準)

従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年4月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、「その他の証券」は4,920百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」、「繰延ヘッジ損失」はそれぞれ3,898百万円、13,070百万円増加し、その他負債中の「金融派生商品」、「その他の負債」はそれぞれ3,887百万円、2,662百万円増加しております。また、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ5,497百万円減少しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異通貨間金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

3. 従業員賞与の未払計上額については、従来「未払費用」に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15）により、当事業年度から「賞与引当金」として表示しております。

なお、この変更により、「未払費用」が5,620百万円減少し、「賞与引当金」が同額増加しております。

前事業年度
(自 平成13年 4 月 1 日
至 平成14年 3 月31日)

4. 東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年 4 月 1 日東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金8,577百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、前事業年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前事業年度が8,532百万円、当事業年度が11,163百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益(損失)はそれぞれ同額減少(増加)しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は57,020百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,908百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ6,908百万円増加し、10,041百万円減少しております。

また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年 6 月 9 日大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年 4 月 4 日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。

このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、1,935百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は10,897百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、1,253百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ1,253百万円増加し、1,822百万円減少しております。

なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5 月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下改正府条例)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年 4 月 1 日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。また、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則 2 の規定により、外形標準課税基準による税額と所得基準による税額のうち、低い額となる所得基準による額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。

表示方法の変更

前事業年度
(自 平成13年 4 月 1 日
至 平成14年 3 月31日)

前事業年度において区分掲記していた「約定見返勘定」(当事業年度47,291百万円)は、総資産額の100分の1以下となったため、当事業年度より「その他の資産」に含めて表示しております。

次へ

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成14年3月31日)	
※1. 子会社の株式及び出資総額	969,400百万円
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 また、上記金額は、投資損失引当金控除前の金額であります。	
※2. 消費貸借契約（債券貸借取引及び現金担保付債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債、地方債、社債、その他の証券、保管有価証券等及び商品有価証券に合計1,071,093百万円含まれております。	
また、使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、国債、地方債等に合計1,640百万円含まれております。	
※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は104,366百万円、延滞債権額は651,880百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である（株）整理回収機構への管理信託方式による処理分は、385百万円であります。	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は26,629百万円であります。	
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は757,128百万円であります。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,540,004百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である（株）整理回収機構への管理信託方式による処理分は、385百万円であります。	
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
※7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形等の額面金額は、591,977百万円であります。	
※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
特定取引資産	334,043百万円
有価証券	1,990,366百万円
貸出金	1,076,106百万円
担保資産に対応する債務	
預金	305,619百万円
コールマネー	720,000百万円
売現先勘定	334,021百万円
借入金	318百万円
上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金24,337百万円、有価証券626,258百万円、貸出金45,477百万円を差し入れております。 また、子会社、関連会社の借入金等の担保のための担保提供はありません。 なお、その他の資産のうち債券借入取引担保金は113,529百万円であります。	

前事業年度
(平成14年3月31日)

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,864,500百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,004,657百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は314,365百万円、繰延ヘッジ利益の総額は212,487百万円であります。

※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

75,084百万円

※12. 動産不動産の減価償却累計額 324,000百万円

※13. 動産不動産の圧縮記帳額 24,008百万円

※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,501,814百万円が含まれております。

※15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

※16. 会社が発行する株式の総数

普通株式	10,000,000千株
第一種優先株式	30,000千株
第二種優先株式	500,000千株
第三種優先株式	500,000千株
第四種優先株式	500,000千株

発行済株式の総数

普通株式	3,668,286千株
第二回第四種優先株式	150,000千株
第三回第三種優先株式	125,000千株
第四回第三種優先株式	125,000千株

17. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第二回第四種優先株式	1株につき年42円
第三回第三種優先株式	1株につき年11円
第四回第三種優先株式	1株につき年8円

次へ

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
※1.	「その他の経常収益」には、退職給付制度改定に伴う退職給付債務の減少額37,033百万円、退職給付信託設定による信託設定益33,047百万円を含んでおります。
※2.	「その他の特別損失」は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額14,616百万円を計上しております。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
1.	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額	
動産	2,113百万円
その他	－百万円
合計	2,113百万円
減価償却累計額相当額	
動産	1,205百万円
その他	－百万円
合計	1,205百万円
期末残高相当額	
動産	908百万円
その他	－百万円
合計	908百万円
・未経過リース料期末残高相当額	
1年内	273百万円
1年超	1,249百万円
合計	1,523百万円
・当期の支払リース料	441百万円
・減価償却費相当額	488百万円
・支払利息相当額	48百万円
・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。	
・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
2.	オペレーティング・リース取引
・未経過リース料	
1年内	4,018百万円
1年超	20,784百万円
合計	24,802百万円

次へ

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前事業年度（平成14年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社株式	215,051	82,357	△132,694
関連会社株式	28,795	22,902	△5,892
合計	243,847	105,260	△138,587

(注) 時価は、当事業年度末月1ヵ月の市場価格の平均等に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	359,838百万円
その他有価証券評価差額	117,958百万円
繰越欠損金	111,753百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	75,489百万円
その他	135,370百万円
繰延税金資産合計	800,411百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△37,249百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△37,250百万円
繰延税金資産の純額	763,161百万円

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	344.26
1株当たり当期純損失	円	37.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
2. 1株当たり当期純損失は、当期純損失から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

前事業年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

当行は、平成14年4月1日に、株式会社第一勧業銀行、株式会社日本興業銀行とともに、吸収分割の方法により、株式会社みずほホールディングスに対し「証券子会社管理営業及び信託銀行子会社管理営業」を分割（以下「子会社管理営業分割」という。）いたしました。この子会社管理営業分割により、当行の資産は145,000百万円、負債は76,000百万円減少し、資本金の額は69,000百万円減少いたしました。

また、当行、第一勧業銀行及び日本興業銀行は、平成14年4月1日に、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編（以下「本件分割合併」という。）されました。なお、当行は、みずほコーポレート銀行に商号を変更いたしました。

本件分割合併において、

- (1) 当行は、吸収分割の方法により、第一勧業銀行に対し、「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を分割いたしました。これにより、資本金260,544百万円、資本準備金349,393百万円、再評価差額金107,551百万円が減少しております。
- (2) 当行は、吸収分割の方法により、第一勧業銀行から「コーポレート銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、資本準備金48,917百万円、任意積立金その他留保利益86,659百万円が増加しております。
- (3) 当行は、当行を存続会社とする吸収合併の方法により、日本興業銀行から「コーポレート銀行業務に関する諸営業」を承継いたしました。これにより、資本準備金25,809百万円、利益準備金87,215百万円、再評価差額金86,522百万円、任意積立金その他留保利益240,662百万円が増加しております。

なお、本件分割合併に伴い、当行の未処分利益は155,313百万円増加しております。

この結果、子会社管理営業分割及び本件分割合併後の当行の資本金は710,000百万円、資本準備金は655,241百万円、利益準備金は207,761百万円、再評価差額金は110,312百万円、任意積立金その他の留保利益は486,219百万円となりました。

次へ

④ 附属明細表

前事業年度 (平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで)

a. 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	(一) 284,447	197	5,458	279,186	—	—	279,186
建物	(△483) 280,166	15,121	9,490	285,798	167,686	5,122	118,111
動産	(△408) 198,875	35,498	18,706	215,668	156,313	20,255	59,354
建設仮払金	(△40) 11,212	9,308	15,449	5,071	—	—	5,071
有形固定資産計	(△932) 774,701	60,126	49,103	785,724	324,000	25,377	461,724
無形固定資産							
施設利用権	—	—	—	1,583	932	64	651
その他の無形固定資産	—	—	—	7,137	—	—	7,137
無形固定資産計	—	—	—	8,721	932	64	7,789
その他	(△107) 184,085	12,792	67	196,810	150,529	17,845	46,280

(注) 1. 前期末残高欄における () 内は為替換算差額であります。

2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では、「土地建物動産」に計上しております。

3. 無形固定資産の金額は資産の総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

4. 無形固定資産は、貸借対照表科目では、「保証金権利金」に含めて計上しております。

5. その他はソフトウェアであります。

b. 資本金等明細表

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		1,039,544	78,616	78,616	1,039,544
資本金のうち 既発行株式	普通株式(注)1 (株)	(3,443,892,343)	(224,394,177)	(—)	(3,668,286,520)
	普通株式(注)1 (百万円)	560,927	78,616	—	639,544
	第一回第一種優先株式 (注)2 (株)	(52,411,000)	(—)	(52,411,000)	(—)
	第一回第一種優先株式 (百万円)	78,616	—	78,616	—
	第二回第四種優先株式 (株)	(150,000,000)	(—)	(—)	(150,000,000)
	第二回第四種優先株式 (百万円)	150,000	—	—	150,000
	第三回第三種優先株式 (株)	(125,000,000)	(—)	(—)	(125,000,000)
	第三回第三種優先株式 (百万円)	125,000	—	—	125,000
	第四回第三種優先株式 (株)	(125,000,000)	(—)	(—)	(125,000,000)
	第四回第三種優先株式 (百万円)	125,000	—	—	125,000
	計 (株)	(3,896,303,343)	(224,394,177)	(52,411,000)	(4,068,286,520)
	計 (百万円)	1,039,544	78,616	78,616	1,039,544
資本準備金及 びその他の資 本剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金 (百万円)	929,907	—	—	929,907
	計 (百万円)	929,907	—	—	929,907
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)(注)3 (百万円)	112,946	7,600	—	120,546
	(任意積立金)				
	海外投資等損失準備金 (注)4 (百万円)	26	—	1	25
	行員退職手当基金 (百万円)	1,500	—	—	1,500
	別途積立金 (百万円)	109,400	—	—	109,400
	計 (百万円)	223,873	7,600	1	231,471

(注) 1. 優先株式の転換により発行した株式の発行数は224,394,177株、資本組入額の総額は78,616百万円であります。

2. 普通株式に転換した優先株式数は52,411,000株であります。

3. 当期増加額は、前期決算の利益処分に伴う積立によるものであります。

4. 当期減少額は、前期決算の利益処分によるものであります。

c. 引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	(△1,806) 200,406	231,800	—	※1 200,406	231,800
個別貸倒引当金	(△1,481) 265,887	236,008	134,866	※1 131,020	236,008
うち非居住者向け債権分	(△1,481) 50,741	37,298	4,348	※1 46,393	37,298
特定海外債権引当勘定	10,020	9,299	—	※1 10,020	9,299
投資損失引当金	(△41) 98,466	1,817	1,004	—	99,279
賞与引当金	—	5,620	—	—	5,620
債権売却損失引当金	62,488	5,183	44,215	※2 2,918	20,537
特定債務者支援引当金	35,712	17,300	20,612	—	32,400
金融先物取引責任準備金	78	—	—	—	78
計	(△3,328) 673,058	507,028	200,697	344,365	635,023

(注) 1. () 内は為替換算差額であります。

2. ※1 洗替による取崩額

3. ※2 売却済債権の担保価値の上昇等による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	8,792	13,313	8,792	—	13,313
未払法人税等	8,792	13,313	8,792	—	13,313
未払事業税	—	—	—	—	—

(2) 主な資産及び負債の内容

前事業年度末（平成14年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金2,472,443百万円、他の銀行への預け金855,933百万円その他であります。
その他の証券	外国証券1,039,154百万円その他であります。
前払費用	借入金利息1,453百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息57,381百万円、有価証券利息配当金19,300百万円その他であります。
その他の資産	未収金290,245百万円、オプション資産168,715百万円、債券借入取引担保金113,529百万円、金融安定化拠出基金等104,286百万円、前払年金費用97,538百万円、仮払金76,473百万円（債券利息立替金、不渡異議申立提供金等）その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金1,801,679百万円、別段預金711,721百万円その他であります。
未払費用	預金利息45,144百万円、借入金利息18,028百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息13,990百万円その他であります。
その他の負債	未払金285,361百万円、オプション負債193,665百万円、為替換算差金48,299百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。

次へ

(株式会社日本興業銀行)

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

		前事業年度末 (平成14年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
貸出金	※1, 2, 3, 4, 6, 7, 8	19,197,477	49.15
証書貸付		13,135,945	
手形貸付		3,230,369	
当座貸越		2,735,880	
割引手形	※5	95,281	
外国為替		170,818	0.44
買入外国為替		108,320	
取立外国為替		49,101	
外国他店貸		4,483	
外国他店預け		8,913	
有価証券	※7, 9	7,895,986	20.21
国債	※10	2,854,477	
地方債		65,131	
社債		342,975	
株式		2,073,267	
その他の証券		2,560,134	
金銭の信託		857	0.00
特定取引資産	※7	1,951,540	5.00
商品有価証券	※10	406,239	
商品有価証券派生商品		17	
特定取引有価証券派生商品		14	
特定金融派生商品		1,065,170	
その他の特定取引資産		480,099	
買入金銭債権		16,492	0.04
コールローン		215,604	0.55
買現先勘定		117,222	0.30
現金預け金	※7	2,869,063	7.35
現金		121,713	
預け金		2,747,350	
その他資産	※7	4,628,316	11.85
前払費用		993	
未収収益		84,482	
先物取引差入証拠金		7,183	
先物取引差金勘定		142	
保管有価証券等	※10	1,611,665	
金融派生商品		740,784	
繰延ヘッジ損失	※11	210,166	
債券借入取引担保金		1,411,724	
その他の資産	※19	561,175	
動産不動産	※12, 13, 14	254,924	0.65
土地建物動産		207,158	
建設仮払金		29,671	
保証金権利金		18,094	
債券繰延資産		4,134	0.01
債券発行差金		2,288	
債券発行費用		1,846	
繰延税金資産		632,366	1.62
支払承諾見返		1,464,601	3.75
貸倒引当金		△359,067	△0.92
投資損失引当金		△179	△0.00
資産の部合計		39,060,159	100.00

区分	注記番号	前事業年度末 (平成14年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
債券		15,805,570	40.46
債券発行高	※15	15,805,570	
預金	※7	6,241,062	15.98
定期預金		3,003,881	
通知預金		206,707	
普通預金		1,453,614	
当座預金		415,728	
その他の預金		1,161,131	
譲渡性預金		3,281,821	8.40
借入金	※7	1,481,914	3.79
借入金	※16	1,472,938	
再割引手形		8,975	
特定取引負債	※7	1,422,237	3.64
売付商品債券		357,149	
商品有価証券派生商品		46	
特定金融派生商品		1,065,042	
売渡手形	※7	943,700	2.42
コマーシャル・ペーパー		123,000	0.31
コールマネー	※7	1,515,354	3.88
売現先勘定	※7	1,730,554	4.43
外国為替		37,582	0.10
売渡外国為替		6	
未払外国為替		481	
外国他店借		1,777	
外国他店預り		35,317	
その他負債	※7	3,726,187	9.54
未払費用		98,888	
未払法人税等		40,484	
前受収益		11,110	
借入有価証券		1,552,056	
借入商品債券		59,608	
先物取引差金勘定		1,080	
金融派生商品		752,625	
債券貸付取引担保金		704,579	
その他の負債		505,752	
退職給付引当金		797	0.00
賞与引当金		1,939	0.01
債権売却損失引当金		1,802	0.00
偶発損失引当金	※19	134,203	0.34
再評価に係る繰延税金負債	※12	56,712	0.15
支払承諾		1,464,601	3.75
負債の部合計		37,969,041	97.20
(資本の部)			
資本金	※17	673,605	1.72
資本準備金		570,132	1.46
利益準備金		96,123	0.25
再評価差額金	※12	90,631	0.23
欠損金		146,311	△0.37
任意積立金		211,793	
海外投資等損失準備金		85	
別途積立金		211,707	
当期末処理損失		358,105	
その他有価証券評価差額金		△193,062	△0.49
資本の部合計		1,091,118	2.80
負債及び資本の部合計		39,060,159	100.00

次へ

② 損益計算書

		前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,015,528	100.00
資金運用収益		700,316	
貸出金利息		429,231	
有価証券利息配当金		201,586	
買入手形利息		21	
コールローン利息		4,640	
買現先利息		21,613	
預け金利息		31,858	
その他の受入利息		11,363	
役務取引等収益		73,750	
受入為替手数料		4,154	
その他の役務収益		69,596	
特定取引収益		37,709	
特定取引有価証券収益		2,867	
特定金融派生商品収益		33,780	
その他の特定取引収益		1,060	
その他業務収益		85,647	
外国為替売買益		4,184	
国債等債券売却益		78,103	
その他の業務収益		3,359	
その他経常収益		118,105	
株式等売却益		69,363	
その他の経常収益		48,741	
経常費用	※ 1	1,454,746	143.25
資金調達費用		457,404	
債券利息		163,922	
債券発行差金償却		10,380	
預金利息		113,180	
譲渡性預金利息		3,900	
借用金利息		45,963	
売渡手形利息		193	
コマーシャル・ペーパー利息		500	
コールマネー利息		5,225	
売現先利息		98,592	
金利スワップ支払利息		3,855	
その他の支払利息		11,690	
役務取引等費用		14,018	
支払為替手数料		1,411	
その他の役務費用		12,607	
特定取引費用		85	
商品有価証券費用		85	
その他業務費用		65,339	
債券発行費用償却		3,904	
国債等債券売却損		57,001	
国債等債券償却		220	
金融派生商品費用		406	
その他の業務費用		3,805	
営業経費		149,221	
その他経常費用		768,677	
貸倒引当金繰入額		186,281	
貸出金償却		334,155	
株式等売却損		14,668	
株式等償却		59,859	
金銭の信託運用損		97	
その他の経常費用	※ 2	173,614	
経常損失		439,218	△43.25

		前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額（百万円）	百分比（％）
特別利益		495	0.04
動産不動産処分益		320	
償却債権取立益		136	
その他の特別利益	※ 3	39	
特別損失		133,680	13.16
動産不動産処分損		864	
その他の特別損失	※ 4	132,816	
税引前当期純損失		572,402	△56.37
法人税、住民税及び事業税		2,952	0.29
法人税等調整額		△187,980	△18.51
当期純損失		387,373	△38.15
前期繰越利益		28,868	
再評価差額金取崩額		399	
当期末処理損失		358,105	

[次へ](#)

区分	前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月 1 ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
2. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 建物については定額法、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3 年～50年 動 産 2 年～20年 また、電子計算機（LAN設備を除く）の耐用年数については、従来 6 年としておりましたが、当期から 5 年に変更しております。この変更により、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ 106 百万円増加しております。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	債券繰延資産は、次のとおり償却しております。 (1) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

区分	前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
	(2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は609,075百万円であります。 (2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

区分	前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要と認められる金額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度に一時損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異（12,222百万円）については、前期の退職給付信託の設定により4,223百万円を一時費用処理した残額について、5年による按分額を費用処理しております。
	(4) 賞与引当金 従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
	(5) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
	(6) 偶発損失引当金 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。
	(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上することとしておりますが、当期末残高はございません。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

区分	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
海外におけるレポ取引については、従来、「コールローン」及び「コールマネー」に表示しておりましたが、当期から「買現先勘定」及び「売現先勘定」に表示しております。その金額はそれぞれ117,222百万円及び1,448,180百万円であります。

前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)
(金融商品会計) 金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年 1 月22日））の適用に伴い、当期から次のとおり処理しております。 (1) 現先取引については、従来、売買処理しておりましたが、「買現先勘定」及び「売現先勘定」に資金取引として処理しております。また、従来「その他の資産」及び「その他の負債」に純額で含まれていた現先取引の約定見返勘定は、当期より認識しておりません。 (2) その他有価証券を時価評価することにより生じる評価差額に税効果を勘案した額を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。この結果、「国債」が5,397百万円減少、「地方債」が0百万円増加、「社債」が40百万円増加、「株式」が261,153百万円減少、「その他の証券」が47,361百万円減少、「預け金」中の譲渡性預け金が1百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」が△193,062百万円計上されております。 (3) その他有価証券に区分された市場価格のある株式に関し、未収配当金を見積り計上する方式に変更したことに伴い、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ12,448百万円減少しております。
(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年 4 月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当期から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、「その他の証券」は8,497百万円減少し、「繰延ヘッジ損失」は8,497百万円増加し、「その他の資産」は3,127百万円減少するとともに、経常損失、税引前当期純損失はそれぞれ3,127百万円増加しております。 外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件として、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払をうけるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
(貸借対照表関係) 従業員賞与の未払計上額については、従来、「未払費用」に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」（日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報NO.15）により、当期から「賞与引当金」として表示しております。この変更により、未払費用が1,939百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。
東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年 4 月 1 日東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年 3 月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,284百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。

前事業年度
(自 平成13年4月1日
至 平成14年3月31日)

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都にかかる事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前期が4,285百万円、当期が4,642百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益（損失）はそれぞれ同額減少（増加）しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は47,973百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、4,361百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ4,361百万円増加し、9,290百万円減少しております。

また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年6月9日大阪府条例第131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。

このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、大阪府にかかる事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、851百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失はそれぞれ同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は9,238百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、839百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ839百万円増加し、1,789百万円減少しております。

なお、大阪府にかかる事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年大阪府条例第77号）（以下改正府条例）が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。また、当期にかかる大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の規定により、外形標準課税基準による税額と所得基準による税額のうち、低い額となる所得基準による税額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。

[次へ](#)

前事業年度 (平成14年3月31日)	
※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は148,402百万円、延滞債権額は446,569百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7,630百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は512,769百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,115,370百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
※5. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は95,281百万円であります。	
※6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は636,742百万円であります。	
※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産	
貸出金	830,613百万円
有価証券	3,532,682百万円
特定取引資産	282,370百万円
その他資産	368,971百万円
担保資産に対応する債務	
預金	17,023百万円
特定取引負債	2,706百万円
売渡手形	943,700百万円
コールマネー	630,000百万円
売現先勘定	1,605,730百万円
その他負債	42,431百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券842,865百万円及び現金預け金33,312百万円を差し入れております。 また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。	

前事業年度
(平成14年3月31日)

※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11,936,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが9,931,270百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 子会社の株式及び出資総額 280,603百万円

なお、本項の子会社は、長期信用銀行法第13条ノ2第2項に規定する子会社であります。

※10. 消費貸借契約（債券貸借取引及び現金担保付債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「国債」、「保管有価証券等」及び「商品有価証券」に合計715,144百万円含まれております。

※11. ヘッジ手段に係る損益または評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,200,203百万円、繰延ヘッジ利益の総額は990,037百万円であります。

※12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

7,816百万円

※13. 動産不動産の減価償却累計額 94,085百万円

※14. 動産不動産の圧縮記帳額 7,610百万円

（当期圧縮記帳額 — ）

※15. 債券発行高には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付債券353,100百万円が含まれております。

※16. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,440,464百万円が含まれております。

※17. 会社が発行する株式の総数

普通株式 6,000,000千株

優先株式 600,000千株

発行済株式総数

普通株式 2,639,579千株

優先株式 280,000千株

18. 配当制限

当行の定款に定めるところにより、平成11年3月31日発行の第一回優先株式所有の株主に対しては、優先配当金（1株につき年17円50銭）、平成11年3月31日発行の第二回優先株式所有の株主に対しては、優先配当金（1株につき年5円38銭）を超えて配当することはありません。

前事業年度 (平成14年3月31日)
※19. その他の資産には、第172期における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。 また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,203百万円を偶発損失引当金として計上しております。(重要な会計方針7. 引当金の計上基準(6) 偶発損失引当金参照)

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
※1. その他の経常収益には、退職給付信託設定益20,141百万円及び退職給付制度改訂に伴う退職給付債務の減少額9,343百万円を含んでおります。 ※2. その他の経常費用には、取引先支援損116,300百万円を含んでおります。 ※3. その他の特別利益には、特定債務者支援引当金純戻入額39百万円を含んでおります。 ※4. その他の特別損失には、偶発損失引当金純繰入額131,216百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額1,599百万円を含んでおります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額		
取得価額相当額		
動産		17,103百万円
減価償却累計額相当額		
動産		7,288百万円
期末残高相当額		
動産		9,815百万円
・未経過リース料期末残高相当額		
1年内		3,646百万円
1年超		8,520百万円
合計		12,166百万円
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料		3,160百万円
減価償却費相当額		4,218百万円
支払利息相当額		224百万円
・減価償却費相当額の算定方法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。		
・利息相当額の算定方法		
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		
2. オペレーティング・リース取引		
・未経過リース料		
1年内		4,197百万円
1年超		38,172百万円
合計		42,370百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度 (平成14年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	64,620	39,279	△25,340

(注) 時価は、期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度		
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
繰越欠損金		248,843百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額		215,658百万円
その他有価証券評価差額		120,809百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額		15,226百万円
有価証券償却損金算入限度超過額		12,669百万円
その他		41,478百万円
繰延税金資産合計		654,685百万円
繰延税金負債		△22,319百万円
繰延税金資産の純額		632,366百万円

(1株当たり情報)

		前事業年度
1株当たり純資産額	円	280.77
1株当たり当期純損失	円	146.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、期末純資産額から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数で除して算出しております。
2. 1株当たり当期純損失は、当期純損失から当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均発行済普通株式数で除して算出しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、前事業年度は1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
当行、株式会社第一勧業銀行及び株式会社富士銀行は、平成14年4月1日に、吸収分割の方法により、株式会社みずほホールディングスに対し「証券子会社管理営業及び信託銀行子会社管理営業」を分割した後、株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編（以下「本件分割合併」という。）されました。
本件分割合併において、当行は、株式会社みずほ統合準備銀行（同日、みずほ統合準備銀行は、第一勧業銀行に吸収合併されました。）に対し、「カスタマー・コンシューマー銀行業務に関する諸営業」を分割いたしました。この後、当行は、富士銀行を存続会社とする吸収合併の方法により、富士銀行に対し当行の資産・負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

[次へ](#)

④ 附属明細表

前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日
至 平成14年 3 月31 日)

a. 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	—	—	—	(147,344) 169,364	—	—	169,364
建物	—	—	—	98,910	67,723	1,664	31,186
動産	—	—	—	32,969	26,361	1,356	6,608
建設仮払金	—	—	—	29,671	—	—	29,671
有形固定資産計	—	—	—	330,915	94,085	3,021	236,830
無形固定資産							
保証金権利金	—	—	—	18,094	—	—	18,094
ソフトウェア	—	—	—	61,658	36,585	10,660	25,073
無形固定資産計	—	—	—	79,753	36,585	10,660	43,167
繰延資産							
債券発行差金	15,145	5,251	15,409	4,986	2,698	10,380	2,288
債券発行費用	4,203	3,827	4,233	3,798	1,951	3,904	1,846
繰延資産計	19,349	9,078	19,643	8,784	4,649	14,285	4,134

- (注) 1. 土地の当期末残高欄における () 内は、土地の再評価に関する法律 (平成10年 3 月31 日公布法律第34号) により行った土地の再評価に係る再評価差額 (再評価に係る繰延税金負債と再評価差額金の合計) であります。
2. 土地、建物、動産の 3 つの項目は、貸借対照表勘定科目上では「土地建物動産」に計上しております。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の100分の 1 以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

b. 資本金等明細表

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（百万円）		673,605	—	—	673,605
資本金のうち 既発行株式	普通株式（千株）	(2,639,579)	(—)	(—)	(2,639,579)
	普通株式（百万円）	498,605	—	—	498,605
	第一回第一種優先株式（千株）	(140,000)	(—)	(—)	(140,000)
	第一回第一種優先株式（百万円）	87,500	—	—	87,500
	第二回第二種優先株式（千株）	(140,000)	(—)	(—)	(140,000)
	第二回第二種優先株式（百万円）	87,500	—	—	87,500
	計（千株）	(2,919,579)	(—)	(—)	(2,919,579)
	計（百万円）	673,605	—	—	673,605
資本準備金及 びその他の資 本剰余金	（資本準備金）				
	株式払込剰余金（百万円）	570,132	—	—	570,132
利益準備金及 び任意積立金	（利益準備金）（注）1（百万円）	91,354	4,768	—	96,123
	（任意積立金）				
	海外投資等損失準備金（百万円） （注）2	92	0	7	85
	別途積立金（注）3（百万円）	183,707	28,000	—	211,707
	計（百万円）	275,154	32,769	7	307,916

（注）1. 当期増加額は、前期決算の利益処分に伴う積立によるものであります。

2. 当期増加額及び当期減少額は、前期決算の利益処分によるものであります。

3. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるものであります。

c. 引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	(2,075) 121,210	212,399	—	* 1 121,210	212,399
個別貸倒引当金	(1,466) 140,985	134,431	104,201	* 2 36,783	134,431
うち非居住者向け債権分	(1,399) 18,851	13,913	4,379	* 2 14,471	13,913
特定海外債権引当勘定	(364) 5,248	12,237	—	* 1 5,248	12,237
投資損失引当金	—	179	—	—	179
賞与引当金	—	1,939	—	—	1,939
債権売却損失引当金	19,425	1,802	19,425	—	1,802
特定債務者支援引当金	(24) 141,049	—	141,010	* 1 39	—
偶発損失引当金	24,032	134,203	21,045	* 1 2,987	134,203
計	(3,930) 451,952	497,192	285,682	166,270	497,192

(注) 1. () 内は為替換算差額であります。

2. 一般貸倒引当金の当期増加額には、偶発損失引当金の当期減少額（目的使用）との相殺額9,543百万円が含まれております。相殺後の一般貸倒引当金繰入額は202,855百万円であります。

3. * 1 洗替による取崩額

4. * 2 主として税法による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	(56) 26,000	28,551	14,066	—	40,484
未払法人税等	(56) 10,992	22,514	9,782	—	23,724
未払事業税	15,007	6,036	4,284	—	16,759

(注) () 内は為替換算差額であります。

(2) 主な資産及び負債の内容

前事業年度末（平成14年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

a. その他の証券

外国証券2,477,606百万円その他であります。

b. その他の特定取引資産

特定取引目的の買入金銭債権480,099百万円であります。

c. 預け金

日本銀行への預け金1,807,974百万円、その他の銀行等への預け金939,287百万円その他であります。

d. 前払費用

借入金利息370百万円、土地建物機械賃借料343百万円、システム関連費用87百万円その他であります。

e. 未収収益

貸出金利息34,225百万円、有価証券利息配当金42,272百万円その他であります。

f. その他の資産

仮納付税金222,682百万円、特定取引勘定において取引を約定時点で認識することによる未収金148,052百万円、金融安定化拠出基金等への拠出金104,286百万円その他であります。

② 負債の部

a. その他の預金

外貨預金836,710百万円、非居住者円預金250,588百万円、別段預金73,804百万円その他であります。

b. 未払費用

債券利息49,772百万円、預金利息22,924百万円、借入金利息7,010百万円その他であります。

c. 前受収益

貸出金利息9,813百万円その他であります。

d. その他の負債

未払債券元利金362,284百万円、通貨間振替72,573百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。

次へ

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

区分	注記番号	当事業年度 (平成15年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)			
現金預け金	※9	3,086,437	5.18
現金		8,079	
預け金		3,078,357	
コールローン		410,575	0.69
買現先勘定		833,285	1.40
債券貸借取引支払保証金		2,241,428	3.76
買入金銭債権		73,620	0.12
特定取引資産	※9	3,877,428	6.51
商品有価証券		325,925	
商品有価証券派生商品		242	
特定取引有価証券		167,479	
特定取引有価証券派生商品		2,067	
特定金融派生商品		2,515,512	
その他の特定取引資産		866,200	
金銭の信託		19,754	0.03
有価証券	※1,9	14,716,782	24.69
国債	※2	4,706,063	
地方債		71,788	
社債		556,644	
株式		3,634,873	
その他の証券	※2	5,747,412	
貸出金	※3,4,5,6, 7,9,10	27,632,516	46.37
割引手形	※8	114,552	
手形貸付		2,607,223	
証書貸付		19,906,409	
当座貸越		5,004,330	
外国為替		540,131	0.91
外国他店預け		57,981	
外国他店貸		48,526	
買入外国為替	※8	268,606	
取立外国為替		165,016	
その他資産		2,839,321	4.76
前払費用		6,274	
未収収益		158,194	
先物取引差入証拠金		16,357	
先物取引差金勘定		22	
金融派生商品		1,255,158	
繰延ヘッジ損失	※11	36,827	
その他の資産	※21	1,366,486	
動産不動産	※13,14	264,634	0.44
土地建物動産	※12	244,366	
建設仮払金		6,856	
保証金権利金		13,411	
債券繰延資産		38	0.00
繰延税金資産		1,064,486	1.79
支払承諾見返		3,073,167	5.16
貸倒引当金		△1,075,211	△1.80
投資損失引当金		△4,995	△0.01
資産の部合計		59,593,402	100.00

区分	注記番号	当事業年度 (平成15年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)			
預金	※ 9	14,723,194	24.70
当座預金		1,229,704	
普通預金		3,704,301	
通知預金		573,071	
定期預金		5,605,238	
その他の預金		3,610,878	
譲渡性預金		3,663,465	6.15
債券		7,878,927	13.22
コールマネー	※ 9	11,701,775	19.63
売現先勘定	※ 9	4,568,114	7.67
債券貸借取引受入担保金	※ 9	2,191,613	3.68
売渡手形	※ 9	2,265,300	3.80
コマーシャル・ペーパー		62,000	0.10
特定取引負債		2,789,451	4.68
売付商品債券		253,621	
商品有価証券派生商品		120	
特定取引売付債券		130,057	
特定取引有価証券派生商品		278	
特定金融派生商品		2,405,373	
借入金		2,036,031	3.42
再割引手形	※ 9	14,399	
借入金	※15	2,021,632	
外国為替		183,016	0.31
外国他店預り		155,227	
外国他店借		21,465	
売渡外国為替		2,495	
未払外国為替		3,829	
社債	※16	653,100	1.10
その他負債		2,190,013	3.67
未払法人税等		56,732	
未払費用		98,213	
前受収益		19,902	
先物取引差金勘定		6,300	
借入有価証券		136	
金融派生商品		1,295,671	
その他の負債		713,056	
賞与引当金		3,192	0.00
退職給付引当金		1,435	0.00
偶発損失引当金	※21	141,124	0.24
再評価に係る繰延税金負債	※12	63,978	0.11
支払承諾		3,073,167	5.16
負債の部合計		58,188,903	97.64
(資本の部)			
資本金	※17	1,070,965	1.80
資本剰余金		1,271,230	2.13
資本準備金		1,271,230	
利益剰余金	※20	△1,012,982	△1.69
利益準備金		207,761	
任意積立金		329,353	
海外投資等損失準備金		124	
行員退職手当基金		1,500	
別途積立金		327,728	
当期末処理損失		1,550,098	
土地再評価差額金	※12	104,740	0.17
その他有価証券評価差額金		△29,453	△0.05
資本の部合計		1,404,499	2.36
負債及び資本の部合計		59,593,402	100.00

[次へ](#)

② 損益計算書

		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,486,770	100.00
資金運用収益		980,833	
貸出金利息		621,727	
有価証券利息配当金		256,108	
コールローン利息		9,251	
買現先利息		16,949	
債券貸借取引受入利息		523	
買入手形利息		3	
預け金利息		36,098	
金利スワップ受入利息		9,060	
その他の受入利息		31,111	
役務取引等収益		129,065	
受入為替手数料		20,944	
その他の役務収益		108,120	
特定取引収益		65,031	
商品有価証券収益		1,303	
特定取引有価証券収益		4,953	
特定金融派生商品収益		57,217	
その他の特定取引収益		1,556	
その他業務収益		180,666	
外国為替売買益		20,789	
国債等債券売却益		149,584	
その他の業務収益		10,291	
その他経常収益		131,173	
株式等売却益		59,177	
金銭の信託運用益		766	
その他の経常収益	※1	71,230	
経常費用		2,979,406	200.39
資金調達費用		549,642	
預金利息		123,692	
譲渡性預金利息		8,778	
債券利息		112,226	
コールマネー利息		12,659	
売現先利息		79,862	
債券貸借取引支払利息		3,867	
売渡手形利息		75	
コマーシャル・ペーパー利息		162	
借用金利息		96,712	
社債利息		6,130	
その他の支払利息		105,473	
役務取引等費用		32,265	
支払為替手数料		5,347	
その他の役務費用		26,918	

		当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)	百分比 (%)
その他業務費用	※ 2	72,884	
国債等債券売却損		35,955	
国債等債券償却		2,368	
債券発行費用償却		45	
金融派生商品費用		7,554	
その他の業務費用		26,959	
営業経費		290,539	
その他経常費用		2,034,075	
貸倒引当金繰入額		470,271	
貸出金償却		429,179	
株式等売却損		307,480	
株式等償却		489,270	
金銭の信託運用損		1,521	
その他の経常費用		336,351	
経常損失		1,492,635	△100.39
特別利益	※ 3	666	0.04
動産不動産処分益		197	5.67
償却債権取立益		389	
金融先物取引責任準備金取崩額		78	
特別損失		84,400	
動産不動産処分損		21,179	
その他の特別損失		63,221	
税引前当期純損失		1,576,370	△106.02
法人税、住民税及び事業税		39	0.00
法人税等調整額		57,032	3.83
当期純損失		1,633,441	△109.86
前期繰越損失		78,447	
会社分割による未処分利益の増加額		126,444	
合併による未処分利益の受入額		28,868	
土地再評価差額金取崩額		6,477	
当期末処理損失		1,550,098	

③ 損失処理計算書

		当事業年度 (株主総会承認日 平成15年 6 月24日)
区分	注記番号	金額 (百万円)
当期末処理損失		1,550,098
損失処理額		1,550,098
任意積立金取崩額		329,353
海外投資等損失準備金取崩額		124
行員退職手当基金取崩額		1,500
別途積立金取崩額		327,728
利益準備金取崩額		207,761
資本準備金取崩額		1,012,982
次期繰越損失		—

次へ

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当事業年度期首と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については当事業年度期首と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当事業年度末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	(1) 債券繰延資産（債券発行費用）は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (2) 新株発行費は発生時に全額費用処理しております。

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 なお、当事業年度は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。

	当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び注記事項（貸借対照表関係）※5の貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は851,531百万円であります。 (2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。 (5) 偶発損失引当金 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金12,862百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金28,613百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとしたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当事業年度は11,149百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は28,991百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。

また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものとしたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は2,720百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、590百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効税率は、変更前の40.9%から40.7%となり、繰延税金資産の金額は4,671百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。

当事業年度
(平成15年3月31日)

※ 1. 子会社の株式及び出資総額 965,887百万円

なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。

※ 2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「国債」、「その他の証券」に合計27,670百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は1,686,021百万円、再貸付けに供している有価証券は10,083百万円、当事業年度末に当該処分をせず所有しているものは1,153,119百万円であります。

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は184,064百万円、延滞債権額は385,080百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である㈱整理回収機構への信託実施分は7,286百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,778百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,693,674百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,271,598百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である㈱整理回収機構への信託実施分は7,286百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は2,760,475百万円であります。

※ 8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は383,159百万円であります。

※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	715,902百万円
有価証券	8,258,610百万円
貸出金	980,904百万円

担保資産に対応する債務

預金	200,472百万円
コールマネー	1,940,000百万円
売現先勘定	4,407,084百万円
債券貸借取引受入担保金	1,461,631百万円
売渡手形	2,265,300百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,386百万円、「有価証券」942,944百万円及び「貸出金」466,821百万円を差し入れております。

また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は14,399百万円であります。

※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は27,242,284百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが23,913,043百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,614,191百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,577,364百万円であります。

※12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

35,565百万円

※13. 動産不動産の減価償却累計額 117,248百万円

※14. 動産不動産の圧縮記帳額 7,855百万円

※15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,782,105百万円が含まれております。

※16. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

※17. 会社が発行する株式の総数

普通株式	14,400,000千株
第三種優先株式	107,500千株
第四種優先株式	64,500千株
第五種優先株式	18,810千株
第六種優先株式	57,000千株
第七種優先株式	57,000千株
第八種優先株式	85,500千株
第九種優先株式	121,800千株
第十種優先株式	121,800千株
第十一種優先株式	1,000,000千株
第十二種優先株式	1,000,000千株
第十三種優先株式	1,000,000千株

発行済株式総数

普通株式	6,831,124千株
第二回第四種優先株式	64,500千株
第三回第三種優先株式	53,750千株
第四回第三種優先株式	53,750千株
第五回第五種優先株式	18,810千株
第六回第六種優先株式	57,000千株
第七回第七種優先株式	57,000千株
第八回第八種優先株式	85,500千株
第九回第九種優先株式	121,800千株
第十回第十種優先株式	121,800千株
第十一回第十三種優先株式	721,930千株

18. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第三種優先株式	1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額
第四種優先株式	1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額
第五種優先株式	1株につき年22円50銭
第六種優先株式	1株につき年8円20銭
第七種優先株式	1株につき年14円
第八種優先株式	1株につき年47円60銭
第九種優先株式	1株につき年17円50銭
第十種優先株式	1株につき年5円38銭
第十一種優先株式	1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額
第十二種優先株式	1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額
第十三種優先株式	1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額

当事業年度 (平成15年3月31日)
19. 「貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及びその他有価証券評価差額金の合計額を控除した金額」から「資本金、資本準備金および利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は、1,220,744百万円であります。 ※20. 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は、40,915百万円であります。 ※21. 「その他の資産」には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。 当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。 また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を偶発損失引当金として計上しております。(重要な会計方針7. 引当金の計上基準(5) 偶発損失引当金参照)

(損益計算書関係)

当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
※1. 「その他の経常収益」には、退職給付信託設定益22,829百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円を含んでおります。 ※2. 「その他の経常費用」には、その他の債権売却損194,440百万円を含んでおります。 ※3. 「その他の特別損失」には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額8,751百万円、みずほフィナンシャルグループ変革のための『事業再構築』及びみずほ『変革・加速プログラム』に伴い臨時的に発生した債権売却損28,500百万円並びに株式売却損25,969百万円を含んでおります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31 日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	
取得価額相当額	
動産	14,540百万円
その他	一百万円
合計	14,540百万円
減価償却累計額相当額	
動産	8,494百万円
その他	一百万円
合計	8,494百万円
期末残高相当額	
動産	6,046百万円
その他	一百万円
合計	6,046百万円
・未経過リース料期末残高相当額	
1 年内	3,096百万円
1 年超	6,389百万円
合計	9,485百万円
・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	4,089百万円
減価償却費相当額	5,237百万円
支払利息相当額	323百万円
・減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9 を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。	
・利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	
2. オペレーティング・リース取引	
・未経過リース料	
1 年内	10,315百万円
1 年超	81,483百万円
合計	91,798百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	当事業年度（平成15年 3 月31日現在）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
関連会社株式	11,684	11,684	—

(税効果会計関係)

当事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31 日)	
---	--

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	1,314,526百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	515,471百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	260,424百万円
退職給付信託拠出有価証券、同運用益	55,581百万円
その他	85,420百万円

繰延税金資産小計	2,231,424百万円
----------	--------------

評価性引当額	△1,115,242百万円
--------	---------------

繰延税金資産合計	1,116,182百万円
----------	--------------

繰延税金負債	△51,695百万円
--------	------------

繰延税金資産の純額	1,064,486百万円
-----------	--------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(1株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△61.68
1株当たり当期純損失	円	285.66

(注) 1. 当事業年度は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
当期純損失	百万円	1,633,441
普通株式に係る当期純損失	百万円	1,633,441
普通株式の期中平均株式数	千株	5,718,080

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

	当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第三回第三種優先株式、第四回第三種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第九回第九種優先株式及び第十回第十種優先株式。 なお、上記優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
1. 当行は、平成15年5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年7月23日(予定)を期日として、当行子会社である株式会社みずほコーポレート(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほコーポレートに承継させる分割契約を締結いたしました。 今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、①「企業再生の早期実現」に加え、②「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。 なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。 2. 当行は、平成15年5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年7月23日(予定)を期日として、当行子会社である株式会社みずほグローバル(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」および「非居住者取引等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほグローバルに承継させる分割契約を締結いたしました。 今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、①「企業再生の早期実現」に加え、②「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。 なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。

次へ

④ 附属明細表

当事業年度 (平成14年4月1日から
平成15年3月31日まで)

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	—	—	—	188,939	—	—	188,939
建物	—	—	—	120,923	83,017	2,938	37,905
動産	—	—	—	51,751	34,230	7,631	17,520
建設仮払金	—	—	—	6,856	—	—	6,856
有形固定資産計	—	—	—	368,471	117,248	10,569	251,223
無形固定資産							
保証金権利金	—	—	—	13,411	—	—	13,411
ソフトウェア	—	—	—	140,544	58,181	23,924	82,362
無形固定資産計	—	—	—	153,955	58,181	23,924	95,773
繰延資産							
債券発行費用	—	141	64	77	39	45	38
繰延資産計	—	141	64	77	39	45	38

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表勘定科目では「土地建物動産」に計上しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

資本金等明細表

区分			前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金		百万円	—	1,070,965	—	1,070,965
資本金のうち既発行株式	普通株式	(株)	(—)	(6,831,124,612)	(—)	(6,831,124,612)
	第二回第四種優先株式	(株)	(—)	(64,500,000)	(—)	(64,500,000)
	第三回第三種優先株式	(株)	(—)	(53,750,000)	(—)	(53,750,000)
	第四回第三種優先株式	(株)	(—)	(53,750,000)	(—)	(53,750,000)
	第五回第五種優先株式	(株)	(—)	(18,810,000)	(—)	(18,810,000)
	第六回第六種優先株式	(株)	(—)	(57,000,000)	(—)	(57,000,000)
	第七回第七種優先株式	(株)	(—)	(57,000,000)	(—)	(57,000,000)
	第八回第八種優先株式	(株)	(—)	(85,500,000)	(—)	(85,500,000)
	第九回第九種優先株式	(株)	(—)	(121,800,000)	(—)	(121,800,000)
	第十回第十種優先株式	(株)	(—)	(121,800,000)	(—)	(121,800,000)
	第十一回第十三種優先株式	(株)	(—)	(721,930,000)	(—)	(721,930,000)
	計	(株)	(—)	(8,186,964,612)	(—)	(8,186,964,612)
		百万円	—	1,070,965	—	1,070,965
資本準備金及びその他資本剰余金	(資本準備金)					
	株式払込剰余金 (注2)		—	941,479	100,525	840,953
	合併差益		—	25,809	—	25,809
	吸収分割差益		—	48,917	—	48,917
	株式交換差益(注3)	百万円	—	355,549	—	355,549
	計	百万円	—	1,371,756	100,525	1,271,230
利益準備金及び任意積立金	(利益準備金)	百万円	—	207,761	—	207,761
	(任意積立金)					
	海外投資等損失準備金(注4)	百万円	—	148	23	124
	行員退職手当基金	百万円	—	1,500	—	1,500
	別途積立金	百万円	—	327,728	—	327,728
	計	百万円	—	537,139	23	537,115

(注) 1. 資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため総額のみ記載しております。

また、当期増加額のうち360,965百万円は、第十一回十三種優先株式の発行によるものです。

2. 当期増加額のうち360,965百万円は、第十一回十三種優先株式の発行によるものです。

また、当期減少額は、平成15年3月12日のグループ経営体制の再編によるものです。

3. 当期増加額は、平成15年3月12日のグループ経営体制の再編によるものです。

4. 当期減少額は、旧株式会社富士銀行の平成14年3月期決算の損失処理によるものであります。

引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	—	1, 197, 750	—	(注) 1 453, 197	744, 552
個別貸倒引当金	—	801, 434	365, 820	(注) 2 121, 379	314, 234
うち非居住者向け債権分	—	225, 262	52, 280	(注) 2 50, 236	122, 745
特定海外債権引当勘定	—	46, 786	—	(注) 1 30, 362	16, 423
投資損失引当金	—	7, 355	1, 126	(注) 1 1, 232	4, 995
賞与引当金	—	6, 656	3, 463	—	3, 192
偶発損失引当金	—	275, 327	—	(注) 1 134, 203	141, 124
金融先物取引責任準備金	—	78	—	(注) 3 78	—
計	—	2, 335, 388	370, 410	740, 454	1, 224, 523

(注) 1. 洗替による取崩額

2. 主として税法による取崩額

3. 金融先物取引法第82条第2項ただし書きによる取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	—	76, 752	20, 020	—	56, 732
未払法人税等	—	38, 585	4, 269	—	34, 316
未払事業税	—	38, 166	15, 750	—	22, 415

(2) 主な資産及び負債の内容

当事業年度末（平成15年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金 日本銀行への預け金1, 803, 656百万円、他の銀行への預け金1, 274, 690百万円その他であります。

その他の証券 外国証券5, 674, 234百万円その他であります。

前払費用 借入金利息815百万円、信用保証料752百万円、土地建物機械賃借料1, 640百万円、システム関連費用962百万円その他であります。

未収収益 貸出金利息61, 068百万円、有価証券利息配当金82, 530百万円その他であります。

その他の資産 未収金528, 166百万円、仮納付税金227, 501百万円、金融安定化拠出基金等への拠出金160, 461百万円、前払年金費用110, 129百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金 外貨預金2, 452, 929百万円、別段預金474, 748百万円その他であります。

未払費用 預金利息7, 858百万円、債券利息20, 346百万円、借入金利息28, 433百万円その他であります。

前受収益 貸出金利息12, 901百万円その他であります。

その他の負債 未払金552, 676百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	――
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券および100,000株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
不所持申出株券の発行又は返還及び株券の喪失、汚損・毀損等による再発行手数料	交付する株券1枚につき 250円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
買取手数料	次に定める算式により1単元当たりの手数料金額を算定（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額）し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額） (1) 1単元当たり買取価格100万円以下の場合 当該金額の1.15%（2,500円に満たない場合には2,500円とする） (2) 1単元当たり買取価格100万円超の場合 当該金額の0.90%+2,500円
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません

第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成14年4月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 臨時報告書

平成14年4月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（債権の取立不能又は取立遅延のおそれの発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第40期）（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）平成14年6月26日関東財務局長に提出。

(4) 半期報告書

（第1期中）（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）平成14年12月26日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

平成15年1月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社の分割に係る契約の締結）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成15年3月6日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書

平成15年3月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(8) 臨時報告書

平成15年3月13日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（第十回第十三種優先株式の発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

(9) 臨時報告書

平成15年3月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(10) 臨時報告書

平成15年5月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社の分割に係る契約の締結）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。